

平成17年9月1日(木曜日)第3回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
農 業 委 員 会	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長
清 野 健 事 務 局 長	事 務 局 長

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第1号

第3回定例会

平成17年9月1日(木)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- ” 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 6 議第49号 表彰について
- ” 7 議案説明
- ” 8 委員会付託
- ” 9 質疑、討論、採決
- ” 10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))
- ” 11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について)
- ” 12 認第 1号 平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 13 認第 2号 平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 14 議第50号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第51号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 16 議第52号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 17 議第53号 第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについて
- ” 18 議第54号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- ” 19 議第55号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- ” 20 議第56号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- ” 21 議第57号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- ” 22 議第58号 山形県自治会館管理組合規約の一部変更について
- ” 23 議第59号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- ” 24 議第60号 山形県消防補償等組合規約の一部変更について
- ” 25 議第61号 字の区域及び名称の変更について
- ” 26 議案説明
- ” 27 監査委員報告
- ” 28 質疑
- ” 29 予算特別委員会設置
- ” 30 決算特別委員会設置

日程第31 委員会付託

散 会

平成17年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

平成17年9月1日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、人権擁護委員の候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会	付託案件審査
9月 2日(金)		休 会		
9月 3日(土)		休 会		
9月 4日(日)		休 会		
9月 5日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(水)		休 会		
9月 8日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	議会図書室
9月10日(土)		休 会		
9月11日(日)		休 会		
9月12日(月)	午前9時30分	決算特別委員会	付託案件審査	議 場
9月13日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

平成17年9月第3回定例会

開 会 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから平成17年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様へ申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8月29日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

平成17年9月第3回定例会

会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番石川忠義議員、15番佐藤暘子議員を指名いたします。

会 期 決 定

新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から9月13日までの13日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員の報告について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 申し上げます。

寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御説明申し上げます。

平成17年7月10日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第12条第1号及び第2号の規定により選任した委員は、お手元に配付しました資料のとおりであります。以上です。

新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

新宮征一議長 日程第5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

平成17年9月第3回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第6、議第49号を議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第49号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の発展に寄与され、市政に功労のあった方について表彰を行うため、市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

大泉愼一氏は、平成9年3月から2期8年の長きにわたり、寒河江市教育委員会委員長として本市教育行政の発展に大きく貢献されました。

菅野 孝氏は、平成5年4月から12年の長きにわたり、寒河江市芸術文化協議会会長として本市芸術文化の振興に大きく貢献されました。

両氏の功績・経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

なお、この件につきましては、去る8月19日に開催しました市表彰審査委員会において審査していただいた結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、報告を得ましたので御提案申し上げるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第49号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第49号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号はこれに同意することに決しました。

平成17年9月第3回定例会

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第10、承認第6号から日程第25、議第61号までの16案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第26、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、承認第6号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、第44回衆議院議員総選挙執行に係る経費について専決処分を行ったものであります。

次に、承認第7号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村及び温海町の廃置分合により平成17年10月1日に鶴岡市が設置されることに伴い、同日に同市を山形県市町村職員退職手当組合に加入させるため、同組合規約の一部変更について専決処分を行ったものであります。

承認第6号及び第7号については、議会を招集するいとまがなく、急を要したため専決処分を行ったものであり、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を得ようとするものであります。

次に、認第1号平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度の市立病院事業は、地域医療の中核を担う公的医療機関として、多様化する医療ニーズにこたえ、患者中心の医療を遂行するため高度医療機器の導入・更新を計画的に進め、また業務内容についても常に点検や見直しを行いながら質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、眼科診療用画像ファイリングシステムの新規導入や全身麻酔器などの更新を行い、受診動向に即した医療機器の整備を進め、検査・診断・治療の一層の向上を図るなど医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、患者数の減少や診療報酬改定の影響などに伴い外来収益、入院収益とも減少し、医業収益としては前年度比で3.9%の減となりました。一方、医業費用では給与費や材料費などの減少により2.0%の減となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は25億2,205万2,788円で、内訳は、医業収益が22億9,076万9,882円、医業外収益が2億3,128万2,906円であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は9,312万1,487円、3.9%の減、医業外収益は1,099万1,288円、4.5%の減、病院事業収益では1億605万2,775円、4.0%の減となりました。

次に、支出について申し上げます。

病院事業費用は26億1,698万2,760円で、内訳は、医業費用が25億5,868万6,345円、医業外費用が5,829万6,415円あります。対前年度比較では、病院事業費用は5,834万5,836円、2.2%の減となりました。

これにより、収益的収支においては9,492万9,972円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。

収入については2,762万5,000円で、内訳は、企業債2,500万円と他会計負担金262万5,000円あります。

支出については1億9,478万458円で、内訳は、建設改良費2,907万4,500円と企業債償還金1億6,570

万 5,958円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は1億 6,715万 5,458円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしました。

損益計算書では、経常収益25億 2,029万 109円に対し経常費用26億 1,522万81円で、9,492万 9,972円の経常損失となり、特別収益及び特別損失はありませんので、この額が当年度純損失となりました。

剰余金計算書については、繰越欠損金が7,930万 6,524円であり、さらに当年度純損失を生じたことから、当年度未処理欠損金が1億 7,423万 6,496円となりました。

欠損金処理計算書については、当年度未処理欠損金1億 7,423万 6,496円を翌年度繰越欠損金とするものであります。

その他、資産、負債、資本の内容及び状況については、貸借対照表に記載のとおりであります。

今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいる所存であります。

次に、認第2号平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度の水道事業は、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の促進、健全経営の維持等を重点目標に事業運営を進めてまいりました。

このため、第4次拡張事業における主要な建設工事として慈恩寺配水池の増設、三泉ポンプ場の機械施設設備更新等を実施しました。また、他事業との関連工事による配水管布設替工事に積極的に取り組み、施設の維持管理、漏水調査、漏水修繕工事など経営基盤の強化を図るとともに、市民サービス向上のため本市のホームページに水道事業部門を開設いたしました。

財政運営については、経費の節減、効率的な予算執行及び計画的投資により健全経営の維持に努めてまいりました。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入面では、給水件数や有収水量の増加などにより給水収益は前年度比0.5%の増となり、水道事業収益総額は12億 4,511万 2,690円で、対前年度比0.1%の増となりました。

一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努めましたが、更新工事の増加による減価償却費及び除却費や配水池、井戸などの修繕料が前年度を大きく上回り、水道事業費用総額は10億 7,091万 4,760円で、対前年度比10.6%の増となりました。

この結果、収益的収支では差し引き1億 7,419万 7,930円と、収益が費用を上回るどころとなり、純利益として1億 4,008万 3,020円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、企業債、工事負担金及び補助金で、収入総額は2億 2,115万 147円となりました。

支出は、建設改良費が7億 1,858万 1,967円、企業債償還金は1億 3,736万 9,472円で、支出総額は8億 5,595万 1,439円となりました。

この結果、資本的収支では差し引き6億 3,480万 1,292円の収入不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金1,169万 8,487円、当年度分損益勘定留保資金2億 9,224万 8,228円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億 9,700万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,385万 4,577円で補てんいたしました。

次に、平成16年度水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は1億 8,767万 8,464円ですが、このうち減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に1億 3,000万円を処分しようとするものであります。その結果、4,767万 8,464円を

翌年度繰り越し、利益剰余金とするものであります。

その他剰余金、資産、負債、資本の内容、状況などについては、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第50号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、寒河江地区クリーンセンター分担金、産業立地促進資金貸付金、小中学校の補修工事費などを追加するほか、さくらんぼ生産拡大緊急対策事業費補助金等を計上するものであります。その結果、4億4,878万4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ136億5,237万2,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第2款総務費は、過年度分市税過誤納金還付金250万円の追加が主なものであります。

第3款民生費は、養護老人ホーム入所措置費271万5,000円を追加するものであります。

第4款衛生費は、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された3億4,070万3,000円を分担金に追加するものであります。

第6款農林水産業費は、さくらんぼ生産拡大緊急対策事業費補助金820万円の計上が主なものであります。

第7款商工費は、産業立地促進資金貸付金7,100万円の追加が主なものであります。

第8款土木費は、最上川ふるさと総合公園管理業務委託料534万5,000円の追加が主なものであります。

第10款教育費は、小中学校の暖房設備補修工事費など732万9,000円、スポーツ少年団全国大会等出場補助金120万9,000円を追加するほか、文化センター耐震診断事業委託料250万円を計上するのが主なものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、市税2,080万7,000円、地方交付税3億4,125万円、分担金及び負担金50万4,000円、国県支出金1,506万7,000円、諸収入7,115万6,000円を追加し、対応することとしました。

次に、議第51号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、平成16年度の退職者医療に係る療養給付費交付金の返還金を計上するものであります。その結果、772万4,000円の追加となり、予算総額は、歳入歳出それぞれ34億4,197万1,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、療養給付費交付金返還金772万4,000円を追加するものであります。

この歳出予算に対する歳入については、療養給付費交付金繰越金772万4,000円を追加し、対応することといたしました。

次に、議第52号平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、10月からの介護保険制度の改正に伴い、特定入所者介護サービス等費を計上し、介護サービス等諸費を減額する組み替えを行うものであります。また、介護保険事業の財政基盤の安定化を図るため、介護給付費準備基金積立金と介護給付費国庫負担金など返還金を計上するものであります。その結果、3,175万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億7,751万6,000円とするものです。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、介護給付費準備基金積立金 1,314万 4,000円、介護給付費国庫負担金等返還金 1,861万 2,000円の追加が主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、繰越金 3,175万 6,000円を追加し、対応することにいたしました。

次に、議第53号第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについて御説明申し上げます。

第5次寒河江市振興計画基本構想は、今日の寒河江市の姿をつくり上げてきた新第3次、第4次の振興計画を発展・継承しながら、さきの10年間を見据えたものとして策定したところであります。

基本構想の策定に当たりましては、市民の意見を反映すべく、市民団体との各層座談会での御提言を踏まえ原案を策定し、振興審議会に諮問し、答申をいただき、策定してまいりました。

今私たちが大切にしなければならぬものは、これまで育まれてきた郷土の歴史であり、文化であります。それをまちづくりに生かしていくため、第5次振興計画の将来都市像を「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市 寒河江」としたところであります。また将来都市像の具現化に向け「より美しく、より豊かに、より元気に」を基本構想の指標とし、今よりなお未来を美しく豊かに、そして元気なまちになろうと願いを込めております。

第5次振興計画を貫いている理念は、一つ目は、各地域にある歴史や文化に学ぶふるさとへの回帰であり、二つ目は、寒河江市に生まれ育ったことに誇りを持つという愛郷心の醸成と本市の発展につながる地域力の増進であります。三つ目には、これまで地域の公園づくりや河川の清掃などで経験したところのグラウンドワークやフラワーロードの植栽、花咲かフェアで実践したボランティア活動などが今後のまちづくりの重要な要素となるものであります。四つ目には、地方分権社会における自立した寒河江市を創出するため、市民主体の事業の拡大と市民・企業・行政・団体が相互に協力し合い、豊かな未来をともに築いていくという協働の精神であります。最後には、21世紀を背負って立つところの人材育成の中で教育の果たす役割の認識であります。

このような考え方を軸に基本構想の中に七つの大きな項目を設定し、さらにこれらを受けてそれぞれ小さな項目を定めております。そしてこの項目を見れば市民の方々に一目でまちづくりに必要な施策の大意がわかるよう配慮したところであります。市民と一緒に次代を築いていただきたいと考えているところであります。

次に、議第54号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について、議第55号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について、議第56号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について及び議第57号寒河江市都市公園条例の一部改正については関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

これらは、地方自治法の改正により公の施設に係る指定管理者制度が導入されたことに伴い条例を改正しようとするものであります。

次に、議第58号山形県自治会館管理組合同規約の一部変更について御説明申し上げます。

庄内地域の市町村合併に伴い、山形県自治会館管理組合同議会議員の定数を減ずるため、山形県自治会館管理組合同規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第59号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

酒田市、八幡町、松山町及び平田町の廃置分合により、平成17年11月1日に酒田市を設置されることに伴い、八幡町、松山町及び平田町が山形県市町村職員退職手当組合を脱退するため、同組合同規約の一部を変更する必要があり、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

次に、議第60号山形県消防補償等組合同規約の一部変更について御説明申し上げます。

庄内地域の市町村合併に伴い、山形県消防補償等組合議会議員の定数を減じ、選挙区の議員数を変更するとともに、水防法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第61号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

宅地開発等により都市的住環境が整備され、人口が集中している大字寒河江字高田、字楯の内、字土井の内及び字本楯の全部並びに大字寒河江字茨江及び字横道の一部の地域について住所の表示を変更することにより住民福祉の向上を図るため、字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

以上、12案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

新宮征一議長 日程第27、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略にお願いします。安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成16年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第1に、審査の対象となりました会計は、平成16年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成16年度寒河江市水道事業会計決算の2会計であります。

第2に、審査の方法であります。平成17年7月5日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表がその事業の経営成績並びに財務状態を適正に表示しているか、計数に誤りがないかを重点的に、会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、平成17年3月31日に行った実地棚卸しに立ち会い、現物の確認をしております。

第3に、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく、適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果につきましては、後日開催されます決算特別委員会におきまして御報告を申し上げることを御了承をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

新宮征一議長 議第54号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 きのうち、指定管理者制度のあれに対して説明が行われたと思われかもしれませんが、きのうの説明に何団体、何人ぐらい集まったのかどうかであります。当然これから市の条例改正が議第54号から議第57号までありますから、その辺の関係を一括してお聞きしたいわけであります。また、これからどのようにしていくのかどうかであります。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えいたします。

昨日、市で初めて説明会を行ったわけでありまして、参加されたのは24の企業・団体で、参加人数は38名でありました。

また、これからの日程という御質問ですが、これから公募を始めまして、10月下旬まで公募の期間を設けて、その後、11月中旬には選定委員会を開催しまして指定管理者の候補者を選出していきたく思います。そして12月議会に御提案申しあげまして、議決を経まして、指定管理者を指定していきたいというふうに思います。以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 きのうち24団体で約38名の参加があったと報告ありましたけれども、これから国の法律で言えば来年の9月ころまで、1年くらい余裕あるんですけれども、寒河江市では4月1日から行われ、来年度の4月1日をめどにやっているわけでありまして、それまで指定管理者がいろいろやっているところに集中的になったり全然出なかつたりということも考えられるわけでありまして、その辺の取り組みと、1点お願いします。

あと、6月議会においても選挙管理委員会にお尋ねしたんですけれども、政治資金規制法で、指定管理者が団体や個人というのでできるのかどうかということをお聞きしたんですけれども、その辺に対してまだ返答もありませんので、再度お尋ねしたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えします。

説明会の方には24団体に来ていただきましたので、その団体がどこの施設について公募するかはわからない状態でありまして、いろいろな方から公募をいただけるものと思っております。その公募いただいた施設ごとに、選定委員会の方でどこがふさわしいかというようなことを審議して進めていきたいというふうに思っております。

新宮征一議長 選管事務局長。

鈴木一徳選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

政治資金規制法と団体の関係ですけれども、公職の候補者、議員さんも公職の候補者ですが、いかなる方からも公職の候補者個人は寄附を受けられないというのが政治資金規制法です。ですから団体が寄附する際に際しましても、政党とか政治団体とか、あと資金管理団体への寄附は可能というふうになっておりますので、法律に照らし合わせて判断されるものと思っております。以上です。

新宮征一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

新宮征一議長 議第55号に対する質疑はありませんか。松田孝議員。

松田 孝議員 老人センターの関係ですけれども、これまでの条例改正の中身を見ますと、これまでとほとんど内容が変わりありませんよね。それで、この間も一般質問等で時間の延長とかそういう要望が地元からも出ている関係上、質問をした経過があります。それで今回、条例改正に伴ってそういう考えはなかったのかどうか、1点お伺いします。

それと、この施設に今現在障害者用の入浴施設がありますけれども、これが今ほとんど使われていない状況で、これは今の障害者に対して使用が非常に不便を来しているような状況と考えられております。ですからこういうのは民間で活力をするために指定管理者制度に移行するわけですから、そういう改善を含めて今後検討していくのかお伺いします。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 老人福祉センターの開場している時間の問題ですけれども、あそこの施設の中には浴場がございます。温泉ですね。その温泉をわかす時間が3時間近くかかってしまうんですね。あの施設自体、その温泉を目玉にしているわけなので、温泉をわかす時間を考えますと、やはり10時以降でないとなかなか開館できないというふうな事情もございまして、それを前倒して時間を早めるという方法もあるかもしれませんが、経費の面で非常に難しいのかなというふうなことで、開館時間については現状というふうな形での条例になってございます。

それから、障害者の浴場の部分ですけれども、開設当時におきましては障害者のための浴室を使えるような状態に実はしておったわけですが、当時としては使っていただいた方が非常に少ないというようなことで、当初はあったんでしょうけれども、その後だんだん使われなくなったというようなこともございまして、現在は使用不可能の状態になっています。そのことは、浴場にお湯を入れる配湯管の工事をやった際に、使われないというようなことで本浴場だけの工事をして、障害者の方の浴場については管が現在は入っていないというふうな状況でございます。

今後の問題につきましては、これからいろいろ検討しながら考えなければならないと思いますけれども、今回の部分については、そこまでは想定していないというふうな状況でございます。

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 時間延長に関しては準備等でいろいろかかるという話ですけれども、じゃ、午後の夕方の延長は、逆にわかしている状態だから可能であると思うんですけれども、その辺、やっぱりこの指定管理者制度は、民間活力を導入して、その施設がいろいろな方に利用されるように持っていくべきだと思うんですけれども、その辺について市長の考え方をお聞きしたいと思います。

それと、今障害者が利用されていないという話がありましたけれども、しかしその施設を改造すれば、今後その施設でも有効活用が相当図られるような状況があると思います。ですからこれも含めて市長、今後の方向づけをきちっとお願いしたいんですけれども、所見があったらお願いします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の改正につきましては、三つの議案全部とも指定管理者制度を導入するに当たりましての改正のみにとどめておるわけございまして、老人福祉センターの運営なり、あるいは時間延長なり、あるいは障害者用のふろの活用というようなことについてはこれから検討の対象としまして、それから考えたと思っています。指定管理者制度を導入するに当たって、それまでの間にそういうことが必要かどうかあわせて検討してみたいと思っています。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第57号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第58号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第59号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第60号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第61号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第29、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第50号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第50号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

新宮征一議長 日程第30、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号及び認第2号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第31、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委 員 会 付 託 案 件 表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	承認第6号、承認第7号 議第53号、議第58号 議第59号、議第61号
文教厚生委員会	議第51号、議第52号 議第54号、議第55号 議第56号、議第60号
建設経済委員会	議第57号
予算特別委員会	議第50号
決算特別委員会	認第1号、認第2号

平成17年9月第3回定例会

散 会 午前10時20分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成17年9月5日(月曜日)第3回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 行 財 政 改 革 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年9月第3回定例会

議事日程第2号

平成17年9月5日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成17年9月5日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	新市町村合併特例法の制定を受けて	平成17年4月1日に新市町村合併特例法が5年間の時限立法で制定されたが、この新法について市長の所見を問う	4番 煤 津 博 士	市 長
2	下水道整備について	第5次振興計画において下水道未整備地区への今後の対応をどのように考えているのか 浄化槽設置が多い地区で下水道水洗化率が低迷しているようだが、今後の整備計画の中でどのように対処していくのか		市 長
3	環境問題について	アスベスト対策について 公共施設等の石綿製品の使用実態と再調査実施について	6番 松 田 孝	市 長 教育委員長
4	農業振興について	さくらんぼ「紅秀峰」の生産拡大計画について 具体的な推進計画 技術指導と支援体制		市 長
5	指定管理者制度について	市立保育所の指定管理者制度導入について どのような管理委託を考えているのか 管理委託によって保育内容、保育士の特遇はどうなるのか 公的責任として保育制度を維持することをどう考えるか	15番 佐 藤 暘 子	市 長

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

榎津博士議員の質問

新宮征一議長 通告番号1番、2番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 皆様、おはようございます。

私はこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め質問させていただきます。

通告番号1番、新市町村合併特例法が5年間の時限立法で制定されましたが、これを受けて市長の御所見をお伺いいたします。

合併特例債による財政支援措置を受けられる平成の大合併と称された全国の市町村再編は、本年、平成17年3月31日で申請が締め切られました。

私たちの住む寒河江市も、西川町、朝日町の2町と合併について協議され、昨年5月29日、法定協議会移行直前にして破談してしまったのは、皆さんも御案内のとおりであります。

合併は、厳しい行財政の中、行政サービスの維持、向上はもちろんこと、住民のよりよい生活への再構築という観点からも、重要案件であると考えていただけない、私自身大変残念でなりません。

総務省の調査では、合併による全国の市町村数の動向は、平成11年3月末時点での全国の市町村数は3,232市町村、平成17年4月1日には2,395市町村、そして合併特例法が受けられる18年3月末には1,822市町村となり、1,410の市町村が合併により減少することになっており、平成の大合併がスタートした平成11年7月と比べると、7年間で約43.6%のスリム化が図られる見通しとなっております。

都道府県別の合併状況を見てみますと、一番合併が進んだのは広島県で、86あった市町村が23市町村となり、73.3%の減少。合併が進まなかったのは大阪府で、44市町村が43市町村となり、2.3%の減少率にとどまっております。山形県は、44市町村が35市町村となり20.5%の減少率で、47都道府県中42番目となっております。数値上から判断すれば、合併が進まなかった県となっております。

このように、減少率が全国平均4割強と、数値的にはかなり多くの市町村が合併しているようですが、協議会を設置しても願いむなく、寒河江市のように実現に至らなかった自治体も多くあったようです。

このようなことから、国は、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の時限立法で、さらなる合併推進に向け、新市町村合併特例法を制定しました。この特例法は、合併を推進するため都道府県知事の権限を強化したのが最大の特徴となっており、総務省の基本指針に基づき、都道府県は合併が必要と判断した市町村の組み合わせなどを構想として示すことができます。また知事は、調整委員を任命して、合併協議のあっせん、調停を行うほか、合併協議会設置や協議の推進を勧告できるなどとなっております。そして、総務省は、この特例法の指針を5月30日に発表し、合併を促す対象として、三つのパターンを示しました。これは、おおむね人口1万人未満の小規模市町村、生活圏が同じで一つの行政区域になるのが望ましい市町村、政令市、中核市、特例市を目指す市町村となっており、このことは皆様も御案内のとおりであります。

齋藤 弘知事は、本年5月25日、新市町村合併特例法に基づき、県内市町村の望ましい合併の組み合わせを示す構想を、年度内に策定する方向を明らかにしました。構想の内容や県の支援のあり方などについて意見を聞く審議会も、新たな条例を制定した上で設置するとしております。

さらに、齋藤知事は同日の記者会見で、構想について、地元で機運が高まるのが最も重要だが、財政が厳しさを増す中、行政サービスの維持、向上を図るのは県の責務。長期的には、合併は必要と考える。その枠組みを示したいと述べております。さらに、審議会の委員は10人以内と規定されているが、外部の意見も取り入れるのが望ましい。地域のニーズを踏まえ、課題、県の支援のあり方などを幅広く議論する場にした

いとしています。そして、第1回山形県市町村合併推進審議会が、知事を会長に委員参加のもと、去る8月10日に開催され、年度内の策定に向け動き始めました。

山形県に人口1万人未満の自治体は10自治体あり、そのうち生活圏をともしする西村山郡には、西川町、朝日町の二つの自治体があります。大江町も本年4月1日の人口統計では1万53人と、わずかに1万人を上回っている状況であり、このことからすれば、近隣の市町村を含め合併新法の対象にならないとは限りません。

以上のことから、市長の御所見をお伺いいたします。

新市町村合併特例法が、新たに規定されたことについて、市長はどのような認識を持っておられるのか。

また、自立の道を歩むことになった寒河江市では、現在、行財政改革、そして第5次振興計画の策定が急ピッチで進められております。その基本構想の第7節第2項に、広域的視点に立った市政の展開として、効率的な行財政運営の構築と確かな財政基盤の確立を図るという観点から、既存の行政圏にとどまらず新たな枠組みも考慮しながら、市政の発展を見据えた施策の推進と掲げられていますが、この基本構想に記載された意味についてお伺いいたします。

さらに、昨年1市2町の合併構想が不成立に終わり、1年余りしか経過していない状況ではありますが、総務省より具体的な指針も示され、県が合併構想を策定し、合併が必要であると示された場合、どのような方向性で対処なさるのかお考えをお尋ねいたします。

次に、本市における下水道の整備推進計画についてであります。

下水道の歴史をひもときますと、最も古い下水道は今から7,000年前、紀元前5,000年ころにメソポタミアのチグリス・ユーフラテス川沿いにあったバビロン、ニネヴェなどの都市につくられ、またインダス文明の中心地モヘンジョダロなどにも下水道があったことがわかっております。

一方、日本においては、弥生時代紀元前300年から300年ごろに集落の周りを溝で取り巻いた環濠というものがあり、基本的には集落を守るためのものですが、上流からの水を受けて、下流の必要な部分に放流していたと見られており、水田と連携していたと推定されています。また、し尿についてはどのように処分していたのかよくわかりませんが、大陸の文化の影響により、し尿を農耕に利用していたのではないかと言われております。その影響もあって、日本では昭和30年代ごろまで、し尿は農作物の施肥として宝といった感があり、便所はくみ取り式で、これが日本の下水道の発展をおくらせた原因となったと言われております。

ここで、現在の下水道の実施状況について述べさせていただきます。

平成16年3月31日現在、全国の下水道普及率は66.7%となっており、都道府県別の下水道事業実施率は約72%となっております。山形県では、普及率が59.2%で、都道府県順位としては全国で20番目となっており、東北では宮城県に次ぎ2番目の普及率となっております。また、私たちの住む寒河江市の普及率は62%となり、44市町村中、下水道を実施している40市町村で、高畠町に次ぎ8番目となっております。

寒河江市は、山形県の平均値よりやや高目で推移し、毎年整備を進め、普及率の向上に努めていますが、近年、下水道を整備しても、各家庭でなかなか切りかえてくれない。すなわち、水洗化率が向上していない傾向が見られるようです。16年3月末における当市の水洗化率は、公共下水道が整備されたところでは83.4%に達しているものの、特定環境保全公共下水道整備区間では、22.7%と低い数値にとどまり、これは浄化槽の普及率が高い地域に顕著にあらわれているようです。

当市では、花・緑・せせらぎのまちとしてさまざまな施策を展開、平成18年度から実施される第5次振興計画にも、せせらぎ通りと称して、水環境の整備を初め、多くの市民への一層の定着を図ろうとしております。せせらぎ、すなわち公共用水域、川、海や地下水の水質保全の意味で進められている下水道について、以下の質問をさせていただきますので、市長の御答弁よろしくお伺いいたします。

平成17年度で、三泉地区の特定環境保全公共下水道整備事業が終了することとなり、来年度からは特環事

業を一時休止する予定となっておりますが、平成18年度から実施される第5次振興計画において、下水道未整備地区への今後の対応などをどのように計画し、推進していくのか、基本的小お考えをお伺いいたします。

また現在、国、県とともに寒河江市が助成して推進している浄化槽設置が、下水道整備計画に基づき、後年度整備地区において実施されております。このことが今後、下水道の水洗化率向上に大きな影響を与えると予想されます。このようなことから、今後の整備計画の中でどのように対処していくお考えなのか。あわせてお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、合併のことです。

平成の大合併と言われる市町村合併につきましては、御案内のように平成11年に、地方分権一括法により合併特例法の改正が行われ、市町村合併を推進するための財政支援措置などの創設や拡充により進められたものでございます。

この合併特例法は、適用期限である平成17年、今年の3月31日までに知事に対して合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合に適用されることとなっております。御指摘のとおりでございます。

平成18年3月31日の市町村の数は、全国で3,232市町村から1,822市町村に、県内では44市町村から35市町村となる見込みでございます。しかしながら、全国的に市町村合併の進捗状況に差異があり、さらに地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的で効率的な行財政運営の実現等にこたえていくために、国においては市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる新合併特例法をことしの4月に施行したところでございます。5カ年の時限立法とし、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要があるとしております。

新合併特例法について、どのような認識があるかとの御質問でございますが、今後、行政運営を進めていくに当たり、地方分権の一層の推進や、人口の減少、少子高齢化の進展、財政状況等が一層厳しくなる中で、将来にわたって安定的な行財政運営が確保され、行政サービス維持向上を図るためには、合併を推進する新合併特例法は、これらの課題に適切に対応していくための有効な方法の一つであると考えております。

また、新合併特例法は、合併の構想対象となる市町村がはっきり示されており、県において合併の組み合わせを示すことや、自主的な市町村の合併を推進するための必要な措置が指示されたことによりまして、今後は新合併特例法により、市町村は合併について新たな対応を迫られてくるものと思っております。

次に、基本構想（案）とのかかわりについての御質問がございました。

第5次振興計画は、第4次振興計画を継承発展しながら、今後10年間のまちづくり構想を描いたものでございます。

第7節の「みずからの責任で自立した市政を目指す」の2番目、広域的視点に立った市政の展開でございますが、高速交通網の充実や情報通信手段の発達により、市民生活における行動圏は従来の枠を超えて拡大しており、また市民の求めるニーズはますます広域化、多様化、高度化しているとの認識から、一つには、既存の行政圏にとどまらない施策として、観光や産業の振興を図るため、仙台を初めとする南東北や関東圏を視野に入れた広域的施策を展開し、交流の拡大と定住の促進を図っていきたいと考えたところでございます。

また、もう一つの新たな枠組みも考慮した施策では、ことし4月に新合併特例法も施行された状況もあり、今後においては近隣市町での合併論議が進んでいくことが予想されることから、このように記載したものでございます。

それから、どのような方向で対処するかと、県がいろいろ構想を出してきた場合の対応でございますが、県が合併構想を策定し、合併が必要であるとされた場合、どう対処するかということでございます。

本市における合併については、御案内のように本市と、西川町、朝日町の3市町で平成15年7月1日に任意合併協議会を設立し、合併に向けた協議を進め、新市建設計画（案）を含めた合併協定素案を策定したところでございましたが、その後、西川町と朝日町の両町の住民アンケートの結果、合併に反対する住民が多

数で、任意協議会は昨年5月29日に解散したところでございます。現在は、それぞれ自立した行財政運営を目指して、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

私は、本市におけるこうした経緯はあるものの、合併の問題というものは、いずれは改めて取り組まなければならない重要な政策課題であると考えております。ことしの4月に施行された新合併特例法においては、都道府県は自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成するとともに、当該構想に基づき、合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告などの措置を講ずることができるなど、自主的な市町村の合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされております。

県は、御指摘のようにこの新合併特例法に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想策定の県の基本的な方針によりまして、山形縣市町村合併推進審議会の設置や、山形県の自主的な市町村の合併の促進に関する構想を年度内に策定すると聞いております。

今後、どのような構想が策定されるのかわからない状況にございますが、もし本市が構想対象市町村になったとしても、合併には相手があるわけでございますので、相手の動向というものを十分踏まえて対応していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、下水道でございます。

寒河江市では、昭和52年度から公共下水道事業に着手し、平成8年度には寒河江市生活排水処理施設整備計画というものを策定いたしまして、この計画に基づき、平成9年度には周辺集落の下水道整備を図るために、特定環境保全公共下水道事業に着手するなど、下水道事業を進めてまいりました。

平成16年度末現在の普及率は65%で、県内でも上位の整備状況にあり、公共用水域の保全と快適で文化的な生活環境の形成に努めてきたところでございます。

現在の整備状況は、平成14年度に平成20年度を目標とする変更事業認可の採択を受け、下水道事業の認可区域を、公共下水道事業1,067ヘクタール、特環公共下水道事業93ヘクタールといたしまして整備を進めており、公共下水道事業につきましては、平成20年度までに工業団地を除き完了する予定であります。

また、平成9年度より整備してきた特定環境保全公共下水道事業につきましては、既認可区域のうち、三泉地区は今年度で完了する状況であります。

さて、下水道についての第5次振興計画とのかかわりについてでございますが、第5次寒河江市振興計画基本構想において、第2節で、「夢はずみ希望に満ちた都市をめざす」のうち、1番目で、田園と都市とが共生する土地利用の推進において、やすらぎと潤いのある快適な環境を推進するため、緑資源や水環境に配慮した豊かなまちづくりを構築していくこととしております。潤いのある快適な環境を構築するためには、下水道の整備は大事なことでありますが、上水道の整備や各地域での農業排水や雨水排水の整備も必要であり、水環境という全体的な観点から述べたものでございます。

下水道未整備地区への今後の対応について申し上げますれば、現在策定中の第5次振興計画は、今議会において基本構想の議決をいただき、その後、基本計画の策定に向け作業に入っております。基本計画の策定に当たりましては各地区の座談会を開催し、多くの市民の皆さんからの将来の寒河江市のあり方についての御意見をお聞きしながら、さらには振興審議会に諮問を図り、基本計画を策定していこうと考えているところでございます。

未整備地区の下水道の今後の進め方については、基本計画に盛り込まれるものと考えておるところでございます。

次に、下水道未整備地区の浄化槽設置率が向上している状況の中で、今後どのように下水道の整備を進めていくかということでございますが、下水道事業には多額の費用が必要でございます。下水道計画区域内にあっても、下水道を使用できるまでに相当の時間を要する区域があり、これら地域については、生活環境改善の主項目として、浄化槽の設置が急速に進められてまいりました。この結果、住民の高い意識により、平

成16年度末現在、特環事業を進めている三泉地区では52%、また他の地区においても60%を超えており、特に特環事業として予定されている高松、八鍬地区においては75%と、その設置率は高い状況でございます。

このうち、特環下水道事業により整備をしております三泉地区の下水道による水洗化率は、平成15年度末現在で22.7%と非常に低く、既に浄化槽が設置されていることがその一因となっているものと考えております。

下水道の水洗化率の向上は、使用料金が下水道事業を運営していく上で貴重な財源の一つであることから、できるだけ速やかに下水道に接続していただくことにより、水洗化率を高めていかなければなりません。しかしながら、浄化槽が設置されている場合は、既に水洗便所になっているために、下水道のメリットが感じられないことや、多額の経費をかけて設置した施設を廃棄することへの抵抗感が生ずることなどから、なかなか下水道への接続に対して理解が得られないという実情がございます。

このように、下水道を取り巻く環境が変化している中で、生活排水処理施設をどのように整備していくかを、慎重に検討を行わなければならない時期を迎えたところでございます。

したがって、今後の下水道の整備計画においては、公共下水道で整備をしていくのか、あるいは特定環境保全公共下水道事業で行っていくのか、また合併浄化槽に力を入れていくべきかなど、これからの整備実施に当たっては、使用料金や起債、あるいは下水道が周辺集落にいくことにより宅地面積が広くなり、分担金が重く負担となって、水洗化率が思いのほか伸びていかないことなどの財源に対する投資効果を十分に勘案しながら対処してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 御答弁いただき、まことにありがとうございました。

まず、合併の方では、相手があることではありますけれども、新たに取り組む必要のある施策の一つであるというお考えをお聞きしまして、これからどういうふうな枠組みとか勧告があるかはわかりませんが、対処してくださるというお話を聞いて、まずはほっとしているところであります。

今回は平成の大合併と言われたわけですが、歴史をひもときますと、明治の大合併、昭和の大合併というのがありました。昭和の大合併では222の自治体があったんですけれども、それが56自治体となって、減少率が74.6%で、全国で一番目となっております。明治の大合併では1,458自治体から221自治体と、その当時でも84.8%の減少率で、その当時で全国で8番目というような減少率になっております。

その減少率からすれば山形県、今回は少な目になっても仕方なかったのかなというような要因の一つとも考えてはいるんですけれども、図らずも時代背景がその当時と一緒にではなかったということを考えれば、このたびは低い方だったということを見ると、もうちょっと感情の問題ではなくて、本当にこの地域が将来どうあるべきか、もう少し皆さんで考えながら進めていかなければならなかったのかなというふうに思っております。決して私は合併ありきということで、この質問をしたわけではございません。自立の道を選んだ各自治体では、少子高齢化、そして厳しい財政の克服など、住民サービスの声が高まる中、多様なニーズにこたえながら懸命の努力をしております。しかし、現況はこれを乗り越えるということが極めて困難だと思っておるのは私だけでしょうか。

1市2町の合併の枠組み解散から、1年余りと時間が経過していない中ではありますが、なぜこの質問をあえてさせていただいたかといいますと、どうもやはり感情的なものがまだ残っている。寒河江市民、近隣の町村の間でも、合併の話はもう終わったんだ、もうないんだというような声が蔓延していると私は思っています。ですから今回、新たな新法が制定されて、枠組みが寒河江市を含めどういったふうな形で来るかわかりませんが、勧告が来た場合に、この住民の考え方を一度リセットさせておく必要があるのではないかと考えております。そうしないと、また前の感情を引きずったまま同じような議論を交わしても、全然前進していかないのではないかと、あえて今回の質問をさせていただきました。

まだ県の方の構想や支援措置もまとまっていない時期ではありますけれども、市長はさまざまところで市民と対話され、そういう機会を多く持たれております。合併に対する現況の市民の声をどのようにお聞きになっているのか。

また、どのように感じておられるのかお伺いいたします。

次に、下水道についてでございますけれども、浄化槽の整合性といいますか、調整についてお伺いいたしました。

この件に関しましては、先ほど市長から答弁がありましたように、ちょっと私の計算上の数値とは違うんですが、高松、白岩、醍醐地区が6割を超えて合併浄化槽、単独浄化槽が設置されている状況であります。

やはり先ほど述べたように、この数値からすれば、今後下水道が整備されたときに、スムーズな水洗化に大きな影響を及ぼすことは間違いないと思っております。環境整備の大きな課題として推進しなくてはならない、そして未整備地区ではいつになったら整備されるのかというような市民の声が高まっております。先ほどいろんなことを、分担金とかそういうものを考慮して今後進めていくというお話がありましたが、やはり市民からすれば、いつになったら入るのというところがある程度示されなければ、納得のいかない状況に来ているのではないかなというふうに考えております。

また、全国的にこういう問題も、同じようなところで同じような問題が発生しているということも聞いております。ただ、新たな取り組みで水洗化率の向上を目指している地区があるとも聞いておりますので、そ

のような先進地を視察するなど、新しい考えを取り入れていくのも一つの方法ではないかと思っております。

やはり先ほど言ったように、水洗化向上、財政の悪化、なかなか厳しい状況はあるんですけども、ある程度計画の中でその地域に対して計画を示してやる。それと新たな取り組み方で住民の納得を得ていく。やはりそれについて大変重要なことだと思いますので、その辺、市長のお考えの中で答えがあればお伺いし、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは合併のことで、市民はどう、この前の合併協議会の案がまとまったにもかかわらず、アンケートの結果が思わしくないというような結果になって、それぞれ自立の道を歩んでいこうということになっておりますけれども、将来に対してどういう考え方を市民が持っているかということでございますが、やはりもう合併は、いずれの時期かしくはなくてはならないだろうと。合併をしなくてはならないような事態に、もう立ち入ってきているのではないかと。ですけれども、相手がノーと答えたのに対しまして、寒河江市でこちらから合併をやりますかというようなことを持ちかけることは必要でないのではないかとというのが市民の大半の声ではないかなと、このように思っております。

前回におきまして、朝日なり西川なりは向こうからやりましょうと、では寒河江と一緒に合併構想を考えましょうと、こういうことをやったわけでございますから、それに対してその時点では非常にうまくまとまったわけでございますから、そのまとまったものを住民に示すときの問題は、私は若干はあったのではなからうかなと思いますけれども、結果的にノーという住民からのアンケート結果が出たということで合併が破綻したと、進まなくなったということであるわけでございます。これが本当の実態なわけでございます。

ですから、今議員がおっしゃるように、これからどういうふうに持ち上がっていくかというようなことは、少しはやはり時間を見て、相手の出方というものを見ておく必要があるのではないかなと、このように思っております。1問で答弁したようなことを繰り返すということになるかもしれませんが、そういう受けとめ方を現在としてはしております。

それから、下水道の問題でございますけれども、当初下水道事業を普及させようということで、よりよい環境のもとでの寒河江市を願おうと思っておったわけでございますけれども、非常に時間的なものもかかってきたと。そんなに私は、下水道事業に金を少なく投資したというよりも、まずは寒河江市にとっては投資した方ではないかなと思っておりますけれども、やはりそれ以上にいわゆる環境に対する、あるいは下水に対すところの市民の意識というものとか、あるいは状況の変化と、環境の変化というものが非常に激しい流れの中に入ってきたんだらうと、このように思っております。ですから、先ほど申し上げましたように、自分で自分の下水を処理すると、合併浄化槽の普及率が非常に高くなったということが挙げられようかと思っております。そうしますとそこに、では公共的な事業というものをさらにつぎ込まなくてはならないのかということ。これから周辺という地域に入りますと、なおなお事業費というものは高みますし、そして非常に効率的には問題の起こるところの事業ということになるらうかと思っております。

国であろうが、市もですけれども、公共事業という非常に厳しい中にもございますけれども、やはり市民の環境に対すところの考え方というものも、存分に考慮に入れなければなりません。そういう中で、もう少し市民の声やら聞いたり、あるいは将来の財政状況というものを十分考慮して、これからの下水道事業というものについての考えをまとめていかななくてはならないなと、このように率直に思っておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 ありがとうございます。

まず、合併につきましては先ほども言ったように、当然相手があることでございます。確かにどういうふうになるかわからない中で、一度はよい意味で失敗している。そのことを今度考えて、新たな枠組みが来た場合には失敗しないように、やはりやっていかなければならないのかなと。私たちの自治体ばかりではなくて、山形県、そして全国のために財政の厳しい中、合併というのは一つのテーマであると思いますので、私も考えていきたいと思っております。

下水道につきましては、今市長から答弁があったとおり、いろんなことを、この時代の背景を考えながら取り組んでいくという話をいただきました。なるべく市民がわかりやすい御回答を計画の中で出していただきますよう要望して、質問を終わらせていただきます。

松田 孝議員の質問

新宮征一議長 通告番号3番、4番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある課題に関心を持っている市民を代表して、環境問題について、農業振興について、通告順に質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

最初に、通告番号3番、環境問題について。

今回は、公共施設のアスベスト使用実態と再調査実施についてお伺いいたします。

ことし6月末から7月にかけて石綿、アスベストを製造していたメーカー、クボタ、ニチアスなどから製造工場で働いていた社員や、石綿吹きつけ作業者と家族及び工場周辺住民に、肺がんや中皮腫による死亡者が多数出るなど、深刻な健康被害が出てきております。一方で、倉庫の壁に毒性の強い青石綿が吹きつけられていた建物で働いてきた経営者が、悪性胸膜中皮腫を発症し死亡するなど、アスベストの被害は、日々新しい状況が明らかになってきています。

アスベストは天然に産する繊維状のけい酸塩鉱物で、せきめん、いしわたとも呼ばれています。その繊維は極めて細いために、所要の措置を行わないと、石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあり、大変危険鉱物であることを改めて認識をしております。

厚生労働省は労災認定関係事業所を、また環境省は特定粉じん発生施設を合わせて全国 565カ所の事業所を公表しました。本県でも4事業所で使用されてきたことが明らかになりました。財務省や経済産業省などの資料によりますと、過去73年間に輸入されていたアスベストは約 987万トンで、国内生産は37万トンで、合計で 1,024万トンのアスベストがこれまで使われてきています。その用途はスレート材、防音材、断熱材、保温材などの建築材に9割が使われ、そのほかに車のブレーキライニングや、ブレーキパッドを初め水道の石綿管や、工業用から電気製品、日用品まで約 3,000種類の製品に使われてきました。各事業所でアスベストを含んだ住宅建材や工業製品などにその多くが使われてきたことから、アスベスト飛散による健康被害が広範に広がりつつあります。

こうした事態を招いた原因は、1970年代、既に石綿使用の有害性が医学的に指摘され、国際的にも明らかになったにもかかわらず、一部ビルなどの建築工事において、保温断熱の目的で、石綿を吹きつける作業が1975年に原則禁止措置をとっただけで、その後も製造や使用を認めてきました。ようやく昨年10月から経済産業省と厚生労働省は、アスベスト使用を原則禁止しました。この間、具体的な対策をとらず、放置されてきたことが問題を大きくしております。今後、新しい健康被害の発生を防止するためにも、アスベストを含んだ製品の使用状況について正確に把握することと、確認された場合にはその対処、対策を緊急に実施すべきです。

そこで伺いますが、前回アスベストに発がん性の物質が確認され、全国的に公共施設を中心にアスベスト調査が行われ、使用が確認された施設は、緊急対策として改良工事が実施されました。当時の寒河江市の資料によりますと、アスベストが使用されていた公共施設は、庁舎に一部確認されています。その後の対策は、天井や機械室など、アスベスト使用箇所が異なっていることや構造的な問題もあり、三つの工法が採用され、一つはアスベストを撤去して新しい天井に張りかえる工法。二つ目は、石綿粉じん飛散防止のための抑制材の吹きつけ。3点目は、現在ある天井に下地をつくり、新しい天井を張るなどの改良工事で対応されました。しかし、当時からこれらの工法のいずれにも一長一短があり、専門家の間では、これらの工法が適切かは先送りされてきています。

そのためか、本市では職員の健康面から、昭和63年4月から庁舎の室内での環境測定に加え、アスベストの繊維が空気中に浮遊している状態も心配されることから、その後、年数回アスベスト濃度測定調査を実施してきました。この間、庁舎での職員の健康管理面から、炭酸ガス、一酸化炭素と浮遊粉じん、それにアスベストを含めた濃度調査と緊急改良工事を実施してきました。その後、周辺の環境の実態はどうなっているのか伺います。

次に、公共施設のアスベスト再調査について伺います。

アスベストは、熱に強く燃えにくい、電気を通さない、薬品に強く腐食しないなどの特徴から、約3,000種に上る製品の一部に使用されていると言われております。ですから、私たちの身の回りには、信じられないほどの大量のアスベストがあり、健康被害が心配されています。

現在、施設のアスベスト調査は自主的に実施していますが、再調査の基準と視点を伺いたいと思います。

次に、学校におけるアスベスト再調査について伺います。

学校施設は、子供たちが安全で安心して学び、生活できる場であること。特に室内環境は、何よりも大切です。ところが、全国的にアスベストが社会問題化し、住宅やビルなど建物にその多くがアスベストと類似している素材が使用されている状況から、再調査を文部科学省の指導で実施しています。これがきっかけで、県内の学校でも、次々とアスベストが確認されています。

アスベスト調査については、昭和62年に学校における吹きつけアスベストが社会問題となり、アスベストの使用状況の調査を実施しました。当時は、吹きつけアスベストに限定した調査であったことから、本市の学校では使用されていないという結果でありました。その後、アスベストによる大気汚染の未然防止について、関連法令をもとに、文部科学省よりロックウール等を含めたアスベスト調査を実施するよう通知が出されましたが、現時点での調査の進捗状況と問題点について、学校施設の設置者である市長に伺います。

次に、通告番号4番、農業振興について。さくらんぼ、紅秀峰の生産拡大について伺います。

これまでも、全国各地で御当地自慢の一村一品の農産物商品づくりから販売まで活動し、消費者や周辺から評価の目が注がれ、その多くは商標ブランドを得ています。その一つとして、山形産さくらんぼの佐藤錦があり、特に三泉産のさくらんぼは三泉ブランドとして味、品質、さらには安全性など、あらゆる面でお客様の要求にこたえています。

ところで、7月19日に議会に示されました第5次寒河江市振興計画基本構想(案)では、新たな農業の振興策として、本市の主力作物であるさくらんぼ佐藤錦にかえて、大玉で糖度が高く収穫期間の延長できる紅秀峰をこれからの新たなブランド品として奨励し、主産地として紅秀峰の里さがえの形成と、さらなる観光農業の拡大を図っていくとしています。

時代の流れの中で、農業経営が難しい時代を迎えます。農業従事者の高齢化や後継者問題もさることながら、収益性の悪化、国際競争や食生活の変化など、内部や外部の新しい状況が大きな波となって起きています。行政、生産者は、この新しい状況への対応を考えていかなければならないときです。

これからは、農産物の振興を図り、利益の上がる農業を確立し、特に地理的条件や経営規模の面で不利な状況にある農村において、競争力のある農産物をどうつくり上げ、農業の活性化を図っていくかが急務であります。そのためには、今までのように同じような農産物をただ大量につくっていたのはいいはずはありません。他の商品を見ても、多品種少量生産の時代になってきています。

これからは、生産者としてどのようにこの状況にかかわっていくか。生産者は、消費者のニーズに対応して、必然的に生産物の品種改良をしたり販売方法を変えるなどして、変化の後を追うよりも、未来の顧客を先

取りし、他の生産地よりも先んじて積極的な生産活動を拡大していくべきと考えます。これからは農産物ではなく、商品ブランドのついた農産商品をつくり上げ、市場性のあるものを効率よく生産し、消費者の要求にあった一定の品質のものを、一定期間、一定価格で確実に生産していくことが重要と考えます。今後は生産者が力を合わせ、自分たちが主体となって個性的な農産商品をつくっていく時代だと思っております。

そのためには、まず生産者がマーケティングについて共通の知識を持ち、共通の場で話し合っていくことが大切であります。現在、全国のさくらんぼ生産状況は、平成15年度山形県果樹振興指標資料によると、全国での栽培面積は4,600ヘクタールで、寒河江市では412ヘクタールで、その割合は9%になっております。そして平成7年度以降、栽培面積は横ばいとなってきております。収穫量は全国で1万9,300トンで、本市の収穫量は2,030トンで、その割合は10.5%となっています。収穫量も昭和60年を境に、本市では1,180トンも落ち込んでおります。また、さくらんぼ生産者や関係諸団体の努力で、これまで缶詰などの加工用出荷から生食、贈答品として品質向上させたことで、高価格販売や販路拡大につながり、農業産出額全体の40%を占めるまでになってきており、その主要品種は佐藤錦で、栽培面積は全体の72%まで拡大してきています。

一方で、奨励品種紅秀峰の県内での栽培面積は、15年度で167ヘクタールとなっています。山形県の栽培計画では、村山総合市庁は、将来的に450ヘクタールまで拡大する方針を出しております。また、JAさがえ西村山も生産振興に力を入れてきており、今年度から3カ年計画の中で、50ヘクタールの新植拡大運動を進めています。しかし、ここ数年の寒河江市のさくらんぼ栽培面積が横ばい状況になっていること、また農業経営者の高齢化、担い手不足の課題など、さらにすぐれた農産物であっても、すんなりと生産者や消費者に受け入れられないケースも心配されますが、寒河江市として5年、10年先の顧客を先取りし、奨励品種である紅秀峰の生産拡大と、観光農業に目標を定めています。

農業振興と農業者にとって、新たな魅力と基盤づくりとなりますが、具体的にどのように取り組むのが市長の見解をお伺いいたします。

次に、紅秀峰は、さくらんぼ農家全体に占める栽培割合はまだ低く、投資も必要であり、さらに技術面でも不安を抱えている農家もおります。苗木や雨よけ施設整備などの支援体制と技術指導はどのように検討されているのか伺って第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

アスベストのことでございます。アスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩で、以前はさまざまな建材の材料やビルなどの比較的規模の大きい鉄骨づくり建築物の耐火被覆材などとして使用されておりました。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題となるのではなく、飛び散ったものを吸い込むことが問題となるもので、つまり露出している吹きつけアスベストが、劣化等によってその繊維が飛散し、空気中に浮遊した状態にあると危険だと言われております。また、板状に固めたスレートボードなどの建材や、天井裏や壁の内部にある吹きつけアスベストからは、普通の使用状態では飛散する可能性は低いと言われております。

本市における市の施設のアスベスト対策についてでございますが、昭和62年に吹きつけアスベストが社会問題となった折、当時の文部省の公立学校施設の吹きつけアスベスト使用状況調査に合わせ、本市においても指定されたアスベスト商品の使用状況調査を各施設において実施しております。その結果、市庁舎の天井部分や水道事業所の機械室、川原ポンプ場、三泉ポンプ場に指定されたアスベスト商品が使用されていたため、対策工事を実施したところでございます。市庁舎につきましては、昭和63年12月から平成元年2月にかけて、囲い込みや封じ込めなどの対策工事を実施し、水道事業所の機械室と川原ポンプ場においては平成元年に、三泉ポンプ場は平成2年に封じ込め処理を行っております。

一般市民が立ち入ることの多い市庁舎につきましては、その後の平成元年と7年に気中アスベスト濃度調査、いわゆる空気中に浮遊するアスベスト量を測る調査でございますがこれを実施しており、大気汚染防止法で定める基準を大幅に下回る結果を得て、対策の効果が確認されたところでございます。

対策をとった施設以外につきましては、学校の教室や廊下など、児童生徒の生活の場を初め他の施設におきましても、指定されたアスベスト商品は確認されなかったものであります。

昨今、アスベストを使用する工場などでの健康被害が社会問題化していることから、文部科学省などで改めて全国実態調査を実施しております。このことから、本市におきましてもすべての市有施設について、再び実態調査をしております。今回の調査は、昭和62年当時アスベストではないとされていた吹きつけロックウールにつきましても、アスベストが含まれている可能性があることから、そこまで対象を拡大して実施しております。調査には8月上旬から取り組み、現地調査により吹きつけ建材のピックアップを行い、詳細調査を経て専門業者による試料採取、分析へと進めているところでございます。

次に、さくらんぼの紅秀峰について申し上げます。

本市の農業振興については、魅力とやりがいのある農業経営基盤の確立を図るため、地域の合意に基づく、地域に調和した集落営農システムの構築と、高付加価値型農業を推進し、農業経営基盤の強化を図り、さくらんぼ、バラ、ネギ、大豆などのブランド農産物を核とした施設栽培の推進と、観光農業を組み合わせた寒河江型農業の振興を図っているところであります。その中で、さくらんぼは、本市の基幹作物として農業産出額の約4割を占める特産品でございます。また、これまでさくらんぼをまちづくりのシンボルとして位置づけ、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてきました。さくらんぼの生産拡大や品質向上に向けた生産振興策としましては、これまでに市単独事業での雨よけハウスに対する助成、苗木導入への助成などによる100ヘクタールを超す転作田への新植支援、加温ハウスなどの施設化の推進、さらには人工受粉機の導入やポリネーションなどの結実確保対策に対する助成などを実施してまいりました。また、さくらんぼを本市の重要な観光資

源としてとらえ、周年観光農業に組み入れ、観光拠点施設であるチェリーランドの建設や、市内4カ所のさくらんぼ管理センターの整備に対する支援を行ってまいりました。

さくらんぼの期間中には、さくらんぼ祭りや花咲かフェアINさがえなどが開催され、その結果、本市を訪れる観光客が増加し、都市との交流拡大が図られ、市全体に大きな波及効果をもたらしているものと考えております。

このように、生産者と関係団体、市民、行政が一体となった努力の積み重ねにより、寒河江を日本一さくらんぼの里として全国にアピールし、今では寒河江といえばさくらんぼと言われるようになり、寒河江はブランド力の高いさくらんぼの産地としての名声を確立してきたものと考えております。しかし、産地間競争が一層激化する中で、日本一さくらんぼの里を維持していくためには、新たなブランド品の確立が急務であります。

紅秀峰は、平成3年に本市にある山形県園芸試験場で開発された晩生種であり、大玉で糖度が高く日持ちがよい高品位のさくらんぼであります。この紅秀峰を本市の新たなブランド品として奨励し、新たな産地を形成し、他地域や他品種との差別化を図り、一層競争力の強い寒河江型農業を確立していきたいと考えております。

具体的には、平成17年度から19年度までの3カ年で、転作田に50ヘクタールの新植を計画しているものであります。平成17年度は寒河江市さくらんぼ部会による希望者のとりまとめ、苗木の確保、18年度と平成19年度で50ヘクタールの新植を計画し、基本的には団地化を図りながら市内全域に見込み、生産者と一体となり、全国有数の紅秀峰の里さがえを確立していきたいと考えております。

次に、技術指導と支援体制でございますが、生産者からは紅秀峰はまだ新しい品種のため、栽培技術面での不安や、収穫が新植してから5年ほどかかることから、高齢化などの不安があると聞いております。これらの技術指導については、高齢者でも作業のしやすい低木栽培を基本とし、県の農業技術普及課やJAさがえ西村山営農指導員、紅秀峰研究会の指導を得ながら対応していきたいと考えております。

支援体制につきましては、来年度から県単事業であります小規模畑地化整備支援事業を活用し、苗木、暗渠排水、それから芯土破壊、客土などについて60%の補助を受け、実施していきたいと考えております。

また、雨よけ施設につきましては、現段階では国、県の補助事業で該当するものはないため、今後国、県に対して、補助の創設を強く要望していきたいと考えております。以上です。

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第1問に対して、御答弁ありがとうございます。

アスベストについてはこれまでも、前回も問題になって、途中でこの問題が立ち消えしているような状況がありますけれども、その状況と同じように、このアスベストの危険性は大変今問題化になっていて、静かな時限爆弾というようなことも書いてある文書もあります。ですから、非常に健康の被害に対しては、十分対応していかなければならないと考えております。

前回の調査の結果、あるいは今回の調査の内容も、ある程度担当課あたりから聞いておりますけれども、やはり現地を確認しますと、類似した素材が使われているような状況も見受けられます。それで対応として、詳細を確認した上で、サンプル検査とかいろんな対応をする計画を持っておりますけれども、それに基づいて今後具体的に、結果が出次第でありますけれども、ほかの自治体を見ますと、調査した結果、あったとかなかったとか、繰り返し起きている状況もありますので、これを正確に詳細に調査を徹底してやって、やはり中途半端な報道をされないように事前に調査をして、確実な方向性と、あと対策を進めていただきたいと思っております。

各施設も、私も現場を見てきておりますけれども、特に感じているのは、文化センターのホールの入り口あたりが、何か非常に綿ぼこりのような素材もあります。あとは、下水道なんかも相当やはり吹きつけになっている箇所もあります。ですから、こういうのを徹底して調査をして、今後やはり具体的な対策をどうするのか。出た場合に、各市町村の状況を見ますと対策本部とかそういうものをつくっておりますけれども、そういう方向性で検討しているのか、具体的な計画があればお答えをお願いしたいと思います。

それから、さくらんぼの紅秀峰の里さがえの拡大計画ですけれども、今市長からありましたけれども、後継者の問題で、あるいはさくらんぼの紅秀峰の作業にかかわる問題が非常に今、農家の人から疑問視されているんです。収穫を迎えて二、三年たつと立ち枯れしたり、芽を欠く作業とか摘果とか、あと消毒の回数とか、非常に手数がかかる状況で、これからこういうのを奨励されても後継者もいないし、なかなか大変だなという農家が非常に多くなってきています。ですから、これを商標ブランドとして今後進めていくために、やはり担い手ばかりでなく、その対応が非常に大切だと思います。

J Aさがえ西村山あたりにも、アグリヘルパーという形で期間を限定して、パート的な雇用をしておりますけれども、今の状況を見ますと、紅秀峰はさらに手間暇がかかる状況でありますけれども、これらのヘルパーの拡大、今現状ですと寒河江周辺の人たちが限定されておりますけれども、今後やはりこれらのヘルパーの拡大、あるいは観光農業の進め方というか、これまでの状況を見ますと、J Aの資料によりますと、観光農業が寒河江市では毎年36万人ぐらい来ているんです。ですから、こういう人たちにその収穫時期にもぎとりなど、そういう事業とか、あるいは品質の高いブランド商品をつくり上げていくためにはどうする計画が、具体的にあるのかどうか。今、商品化という面ではこの紅秀峰はちょっと色が黒くて、商品価値としてどうなのかなという疑問を持っている人もおります。

特に、紅秀峰はアメリカ産のさくらんぼと同様な色ぐらいにしないと、本来の味というか糖分が出てこないと言われております。ですからそういう面で考えますと、一般の消費者に向けてどうなのかなという疑問も、一般の人、消費者から見れば考えております。どうしても黒ずんだものを食べると口の周りが汚れたり、やはり女性に嫌われるという素材というか商品だとも言われております。ですから、こういうことも考えると、今早出して大分商品として提供しているんですね。赤いダイヤというぐらいですから、赤くなった状況で出荷しているんです。ですから、こういう面も別な面でPR、観光面でPRしていかないと、商品価値として価

値が上がらないのではないかと考えております。ですからこの辺の対策もやはり具体的に進めていただきたいと思ひます。

特に、観光面では東根と比較して、寒河江市は観光に対しては、前は先頭を立っていたんですけども、今逆におくれているような状況もあります。ですから、この辺もやはり周辺の仙台市あたりをターゲットにして、もっともっと観光農業を受け入れるための一つの紅秀峰を奨励しているわけですから、その辺のPRのやり方を今後どのように考えていくのかお伺ひしたいと思ひます。

そして、やはり技術面でまだまだ農家の人は疑問を持っております。ですから、普及所や園芸試験場などと共同でこの問題を具体的に技術面で支援する場、やはり必要だと思っておりますけれども、これまでも集団で、現地で剪定の仕方から、あるいは芽かき、いろいろな対策を検討されていますけれども、さらに広げられないとこの3年計画で50ヘクタールが、何か進まないような状況があります。ですから、補助金を出すのも一つの方法ですけれども、やはりみんなが喜んで生産拡大する方向性を向くように、もっともっと徹底して技術面で指導をお願いしたいと思っております。

では、以上で終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 アスベストでございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、試料の採取とか分析調査というようなことをやっておるわけでございまして、そういう結果が出るのは9月の末ごろではないかなと、このように思っております。それらを踏まえて、これから対応を検討してまいろうというような気持ちで今取り組んでおるところでございます。

それから、さくらんぼでございますけれども、やはり佐藤錦と収穫時期が重ならないということで、先ほど申しあげたような新しい品種としては、これはいい、これから奨励しなくてはならない新たなさくらんぼブランド品として売り出してしかるべきようなものだと関係者とは話しておりますし、そう進んでおるわけですが、いかんせんやはり手数がかかるというような難問題があるようでございまして、栽培に難しいということが、手を入れることがたくさんやらなければならないというようなこともあるようでございまして、ですから単に労力だけの問題でもないということでございまして、それ以外の紅秀峰に対応するところの考え方も出てくるのではなからうかなと思っております。

幸い寒河江においては、紅秀峰の研究会と、先ほども申しあげましたけれども研究会があるわけでございまして、非常に技術的にすぐれた方たちが、その中の会員として取り組んでおるわけでございます。県の園芸試験場の技術者との十分交流なども図りながら、その研究者たちのこれからの栽培技術の向上というようなものと、そしてまたそれが面積的にも広がりを持っていったときに、どう対応するかというようなことにつきましても、いろいろ関係者、関係団体と協議してまいらなくてはならないと思っております、PRもさることながら、今はやはりどのようにうまく紅秀峰というものを育て、栽培するかということ、そういう技術的な面と生産面の問題を確立していく必要があるかなと、私は思っております。

さくらんぼの里さがえが、今度は佐藤錦からさらに紅秀峰というようなブランド品を立ち上げて、それがあらゆる観光面はさることながら、農業全般あるいは地域振興という、全般的な問題に紅秀峰の位置づけというものを確立していけばなというような気持ちで私も取り組んでまいりたいと思っておりますし、去年、おとしあたりから寒河江の佐藤錦と並んで紅秀峰というのも期待をするべき、しなくてはならないところのさくらんぼだということを申しあげておるところでございますので、そういう方向に向けて私も努力してまいりたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤 暘子 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号5番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、市立保育所の指定管理者制度導入について市長のお考えを伺います。

国は、三位一体改革の中でむだを省き、小さな政府をつくるという政策を掲げ、さまざまな改革を断行してきました。三位一体改革で、国は補助金や負担金を廃止または減額し、一般財源化する措置をとってきました。国庫補助負担金の廃止や削減は、福祉や教育、医療といった国民の最も身近な分野を直撃し、窮地に陥れています。保育所の運営費についてもそのことが言えます。

寒河江市においても、平成16年度からは保育所運営に対する補助金が大幅カットされ、その財源は交付税で措置されました。同額の財源が交付税の中に措置されたとしても、一般化された財源は使い道が限定されていない上、交付税全体が減らされているのですから、その財源はよそのところに使われてしまうことも大いにあり得ます。このことは、保育所運営にも予算が回らず、保育環境の悪化や保育の質を低下させる原因ともなるのです。

国の歳出予算の削減は、あらゆる分野に及び、公務員を削減し、民間でできることは民間に任せるとして、民営化を進めてきました。指定管理者制度は、公の施設を確実に民間の管理運営に移行していくために、地方自治法を改正し、条例化したものです。

寒河江市においても、6月議会で指定管理者の指定手続に関する条例の制定が行われました。この指定管理者制度で、これまで自治体が管理を委託してきた公の施設を、平成18年9月までに直営に戻すか、指定管理者に委託をするかの選択をしなければならず、寒河江市では指定管理者制度を導入すべく、市の体育施設、老人福祉センター、屋内ゲートボール場の条例を一部改正する議案が、この9月議会に提案されております。さらに、平成18年度から22年度までに実施すべき行財政改革案の中には、指定管理者制度の活用が挙げられております。この制度を導入する主な施設として、保育所と市民浴場が対象とされ、平成19年度から順次導入していくと提案されています。

公立の保育所を指定管理者制度に移行することについて、さまざまな疑問や不安が渦巻いています。市立保育所の指定管理者制度導入について、市長の考えをお伺いいたします。

一つは、どのような管理委託を考えているのか伺います。

寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者になろうとするものは公募するとなっていますが、公募の範囲は寒河江市内に籍を置く法人、あるいは団体なのか、または県内か、広く県外まで範囲を広げて公募するのか伺います。

当初、何力所くらいを指定管理していく考えか。将来的には何力所をどこまで管理委託しようと考えているのか。また、契約の期間は何年か。退職者にあわせて管理委託していくとありますが、管理委託をした後の余剰保育士の処遇はどうなるのかお伺いいたします。

次に、管理委託によって保育内容、保育士の待遇はどうなるのかについて伺います。

指定管理者制度では、利用料や施設使用許可を指定管理者が決めることができますとなっていますが、保育所の入所の判定や保育料金はどうなるのか伺います。

現在、寒河江市の公立保育所では、利用者のニーズにあわせて朝7時から夕方7時までの延長保育を行っており、昨年10月からはたかまつ保育所でのゼロ歳児保育も始まりました。住民のニーズは非常に多種多様で、さまざまな要望を持っています。そういった住民の要望に、きめ細かに効率よく、しかも安上がりに対

応してもらおうというのが今回の指定管理者制度の制度導入の目的ということになるのですが、指定管理者に選ばれた事業者は、独自のサービスを展開して利益を上げることも可能です。

例えば、現在寒河江市が行っている延長保育よりも、さらに時間を延長したり、休日保育をしたり、あるいは病児保育をするといったことも出てくると思います。それが安い料金で利用できるとなれば、同じ市立保育所でありながら、直営の保育所と管理委託をした保育所では、サービスが違ってくるといったことが出てくるのではないかと思います。サービスの格差について、市長はどのように考えられるか伺います。

指定管理者制度は、管理を受託した事業者が基本的には委託料によって運営する仕組みになっています。委託料については、算出の基準があって、その基準によって算出された額が委託料となるのですが、人件費については、現在市の職員になっている保育士の給与基準を下回ることは確かです。受託事業者が採算割れを防ぎ、利益を上げていこうとすれば、人件費を低く抑えるであろうことは容易に想像することができます。同じ寒河江市立の保育所でありながら、市の直営か、指定管理で運営されているかによって、働く人の処遇に大きな格差が出るのではないかと思います。そのことについて市長はどのように考えられるか伺います。

さらに、人件費を安く上げるためには、パートや臨時職員の採用を多くすることも予測されますが、そのことが労働条件の劣悪化、保育士の流動化を激しくし、保育にとって最も必要とされる経験が蓄積されない、プロとしての誇りが持てないなど、ひいては保育の質の低下につながるのではないかと心配されます。

このような心配はないのかどうか。このような現象が起こらないための対策は考えているのかどうか伺います。

指定管理者制度は、国が公共の福祉として堅持しなければならない保育所にまで、企業の参入を認めるものと私はとらえています。民間にできることは民間に任せるという考え方に反対するものではありません。しかし、民間に任せることになじむものとなじまないものがあると私は考えます。

保育所には公設公営の保育所、民間でも認可や無認可の保育所があり、それぞれに子供たちの健やかな成長に努力をしているものです。児童福祉法には、国及び地方自治体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責務を負うと定めております。その中で、公立保育所は、さまざまな事情や理由から保育に欠ける児童や幼児の健全な成長を保障する施設として、自治体の責任において設置しているものであり、福祉制度の一つととらえるべきものと思います。その制度が経費の節減や効率化の名のもとに民間に管理委託され、利益追求の市場化にさらされていくことは、公的保育の解体につながるのではないかと危惧されます。行政が果たすべき責任を放棄することなく、公的責任としての保育制度をどのように維持していく考えか伺います。

以上で、第1問を終わります。市長の誠意ある答弁を期待いたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

市内には、一つの分園を含む7カ所の公立保育所がありまして、ことし4月現在では定員630名に対して657名の児童が入所しております。また、民間の就学前の児童施設としましては、幼稚園が3カ所、認可外保育施設が5カ所、その他企業内保育所が2カ所ありまして、合計704名の乳幼児が入所しており、各施設が持つ特色を生かしながら、保護者のニーズに対応した各種サービスを提供し、子育ての支援を行っているところでございます。

御案内かと思いますが、保育所は、昭和23年に制定された児童福祉法に基づき児童福祉施設の一つとして規定され、当時は都道府県と市町村及び民間が設置するものがありました。その後、高度経済成長期を迎えまして、保育需要の高まりに対応するため、市町村または社会福祉法人が設置することとなり、本市においても順次整備を図り、現在に至っております。

しかし、近年における少子化対策としての保育所のあり方が検討され、平成9年に入所措置制度から実施制度に変更になり、また平成13年には認可保育所について、行政と社会福祉法人以外の者が設置できるようになり、児童福祉法においても、民営化を推進する規定が盛り込まれたところでございます。

このことは、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の運営を促進し、保育の実施を効果的に行おうとするものでありまして、市立保育所に民間企業や団体の参入を認め、民間のノウハウや柔軟性、機動性を活用して運営を行うとともに、コスト削減などの効率化を図ろうとするものでございます。

また、近年の家族構成や雇用環境など、社会情勢の変化に伴い、複雑多様化する保育ニーズに対応するため、12時間保育の実現や障害児保育、さらにはゼロ歳児保育の実施などに取り組み、次世代を担う子供たちの育成と子育て家庭の支援に努めてまいったところであります。さらに、土曜日の延長保育や休日保育事業など、新たな複雑多様化する保育ニーズがあります。これらに対応するには、公設民営化を行い、民間資源の活用などを図るため、指定管理者制度による保育所運営の改革が県内において検討されてきており、全国的にも同様な傾向となっているようであります。

このような中で、行財政改革大綱(案)では、指定管理者制度の活用による保育所の民間委託を計画し、現在、市行財政改革推進委員会に諮問しているところであり、答申を受け大綱を策定し、実施していくものでございます。

御質問のどのような管理委託を考えているかということが、まずありました。実施していく場合の委託先の選定方法については、指定管理者制度における指定管理者選定の原則に沿い、公募を考えております。

なお、指定期間は保育所にかかわらず、本市の指定管理者制度に係る指針に即しまして、5年間になると思っております。

指定管理者の導入は、平成19年度から順次行うことと考えておりますが、具体的な導入先や年次ごとの計画については、保育士の退職数を踏まえて、今後具体的に検討してまいります。指定管理者に移行した保育所の保育士は、他の保育所に異動し、保育業務に従事することになります。

次に、管理委託によって、保育内容あるいは保育士の待遇はどうかというような御質問がございました。

認可保育所における保育の実施につきましては、児童福祉法に基づき公営及び民営とも市が行うこととなっておりますので、保育所へ入所を希望する保護者は、入所希望保育所名などを記入して、市に入所申し込みを行い、市が入所決定を行います。保育料についても、市が所得状況を調査して決定することになり、徴収も市となります。したがって、民間に委託した場合であっても同様であり、保育の実施に関すること

はすべて寒河江市が行うこととなりますので、現在と何ら変わらない手続となります。

指定管理者には、保育所で行う保育業務や給食、そして施設の維持管理などをお願いすることになります。委託した場合は、直営の保育所と管理者が行う保育所で、保育の内容やサービスに差が生じないかというような御質問もありました。

保育士などの配置につきましては、児童福祉施設最低基準に基づく人数の確保が必要となりますし、また、現在市が行っている延長保育、それから障害児保育、それから地域活動事業などの保育サービスについても、指定管理者募集要項において、指定管理者が行う業務の中に個々に明示して委託することとなりますので、直営で行う保育所と指定管理者が行う保育所でのサービスの違いは生じないこととなります。

保育士の雇用条件など待遇についてでございますが、委託する場合の経費については、国が定める保育単価に基づき算定する保育所の運営費を基準として積算することとなりますが、その運営費には、当然人件費も含まれておりますので、市が支払う委託経費の中で、管理者が創意と工夫により対応することとなります。

なお、保育単価には、保育士の平均勤続年数を基礎として、給与改善費加算措置が設けられており、給与面での支援策が講じられております。

また、指定管理者が提出する事業計画書や収支計画書において、職員体制や人件費などについても事前に審査することとなりますので、職員の労務管理や運営についても、協定の中で確認していくこととなります。

それから、公的責任についての御質問がございました。

公立保育所の運営業務を委託する場合には、平成13年3月に厚生労働省が、「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」において、指針を示しております。その内容は、運営業務を委託した保育所についての児童福祉施設最低基準の遵守義務は、設置者たる地方公共団体にあること。また、保育所に係る安全配慮義務や施設整備費、設備整備費も、設置者たる地方公共団体にあることとされております。

施設指定管理者制度により、保育所を民間に委託した場合であっても、この指針に即して市が保育所の運営を行っていくこととなり、保育内容やサービスの低下にはならないものと考えております。以上です。

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1問にお答えいただいたわけですが、契約の期間についてですが、契約の期間は5年間というようにことだったわけですが、この5年間の契約が過ぎれば、また改めて公募をして管理者を決めていくというふうになるんだと思いますけれども、それまでに管理をしていたところが、必ずしも指定されるということにはならないというふうに思うんです。別な事業者にも変わることもあり得るということだと思います。ですから、そういうふうになれば、そこで働いていた保育士たちも、すべて入れかわるということになると思います。それは、きのうまでなれ親しんできた保育士たちが、きょうからは全く違った保育士と入れかわるというふうになると思うんですけれども、そういうふうになれば、子供たちに与えるショックというのは大変大きなものがあるのではないかと思います。

また、同じ市立保育所の保育士という立場で働いていても、職場の違いによってその待遇、働いている場所、または待遇の違いなどによって、同じ市立保育所の保育士という共通の認識、あるいは連帯感というのが育ちにくくなるのではないかとこのように思われます。そのことは、微妙に子供たちの心に反映するのではないかとこのように心配されます。相手は人間であります。しかも小さな幼児たち。そういう子供たちを相手にする保育所というのは、やはり一般家庭の親と子、そして施設は自分のうちというような認識のもとで子供たちは日々過ごしているわけですね。ですから、それが一変して親と思うほど親しんできた保育士たちかわる。そういうことになれば、子供たちは非常に心理的にも不安定な状態になるのではないかと、そういうことが心配されるわけです。

ですから私、先に申しあげましたけれども、指定管理者制度としてふさわしいもの、ふさわしくないものがあるのではないかと申しあげましたけれども、保育所に関しては、この施設の持つ目的からしても、指定管理者制度にはなじまないのではないかと私は思っているんですが、市長はその点どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

それから、公共施設というのは、住民の生活の向上あるいは福祉の向上を目的としてつくられているものであるわけです。ですから、ここで働いている職員は、その目的を遂行するために働いているわけですね、もちろん。ですから自治体というのは、そこに住んでいる住民のすべての面で、その働いている職場、労働条件そういうもの、また周りの、何ていいますか生活面においても、そこに住む人たちの要であるというふうに思うわけです。

今、寒河江市の財政状況が大変な状況にあるということは、だれもが認識しているところですが、自治体が責任を持たなければならない福祉の分野にまで民間を導入するというふうになりますと、やはりそういう面では安い労働力、そして安上がりになれるものということ寒河江市自体、行政自体が手をつけていくということは、その地域住民の労働条件の悪化とか低賃金、不安定雇用というものを地域に根づかせてしまうことになるのではないかと。福祉や生活の向上を目的としている自治体が、そこに住む住民の生活自体を低下させる役割を果たしてしまうのではないかとこのようにおそれがあるわけですが、そのことについて市長はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

2問はその点でお伺いをしたいと思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほども質問で答弁したように、法律そのものもいわゆる公営民設とか、あるいは福祉法人に委託できるというような方向から、さらに民間でもできるんだ、一般民間でも経営できるんですよという考え方が法律そのものでも出てきておるわけでございます。ましてや公設民営というのではなくて、そもそもは民間で経営するんだということも出てきておるような状況になってきております。ですからそういう状況の中で、公共性の高いサービスにありましても、これは民間でやるのが、かえって直接行政でやるよりも、さらに高いサービスというものが提供できるのではないかということにも考えられるわけでございます。そういうことから、いわゆる指定管理者制度というものが出来たものと、このように思っておるわけでございます。

議員は、保育所というような仕事と業務というものは、なじまないのではないかなと、こういうことでございますけれども、逆にこの保育業務にすぐれた民間の経営体というものもあるわけでございますし、何も全部が全部公共直営というようなものでなくてはならないものだというものには、私は考えておらないところでございます。したがって、保育業務の保育所の指定管理者の導入につきましても、これはなじむものであると私は考えておるところでございますので、行政改革大綱の中に盛り込んだところでございます。

それから、5年間を過ぎた場合にまた保育士が変更になるのではないかなと、こういうことがありましたけれども、それは5年間の中で、次の指定管理者にかわるかかわらないか、それは実際に実績なり、あるいは実態を見た上で判断して、議会での議決も得るわけでございますから、そういう中で子供の保育されているところの児童に対する心理的な影響というようなことをお気づかいのようでございますけれども、これはどうなんですか。まず、現在の保育所にありましても、これは1年保育から2年保育になりましても、受け持ち担任が変わるということだってあるわけでございますし、すべてが同じということはまたこれもあるわけでございますから、ずっと同じ保育士で児童を見ておるといようなことはなかるうかなと、こう思っております。

また保育サービスが低下するのではないかと、指定管理者制度の導入ということでございましたけれども、そういうこともこれは、非常に経験の豊富な、そして今までも申しあげましたとおり、ケース的にもあるいは効率的な面から申しましても、経営的な運営という面に熟達した者を指定するわけでございますので、御心配のことには、私はならないのではないかなと、このように思っております。以上です。

新宮征一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 一つは、保育士がかわったとしても、今までの保育所であっても1年ごとに入ってくる子供もいるし、担任がかわる場合もあるから、そういうのは差し支えないのではないかというふうなことだったようですけれども、この指定管理者制度においては、これまでいた保育士たちが、指定管理にならない場合、がらっとかわってしまうということなんですね。それが、今までの市立保育所とは違うことだというふうに思います。今、市立保育所では、全部の保育士が一度にかわってしまうという事はあり得ないわけです。何人が異動していったりすることはあるかと思いますが、保育士が全部入れかわるということはありません。ですから、その点では子供たちは安心していただけるのだというふうに思います。

また、待遇の面におきましても、そんなに悪くなるわけではないというふうな市長の答弁だったようですが、私ある資料から見たんですけれども、委託費です。委託費の中の人件費がどのような基準で算定されるのかというふうなことが書いてあったわけですが、これは国家公務員の行政職2の2等級3号俸というのが当てはめられるというようなことがあったわけですが、それは、保育士として二十歳から働き始めた人の25歳時の給与に匹敵すると。月額約17万7,000円くらいだということなんです。ですから、これはもう25歳で頭打ちになる給与だと。こういうことがあったわけですが、それが事実であるとすれば、25歳以上になっても昇給が認められなくなるというような、低賃金のもとに置かれてしまうのではないかという心配があるわけですが、そのことについて市長はどのような認識をお持ちなのか伺いたしたいと思います。

それから、今アンケートの中で、一番要望が強いというのが、産休明けから預けられる乳児保育所が欲しいという要望だと書いてあります。寒河江市でも、昨年の10月からはたかまつ保育所に乳児保育が開設されたわけですけれども、この定員をふやしていったりとか、また中心部に新たに乳児保育所を開設するというようなお考えはないのかどうかです。そして、例えば指定管理者制度を導入したとすれば、そういうものを指定管理者の中にふやしていくというようなお考えがあるのかどうか。

市の行っている基準保育といいますが、延長保育なんかも含むんでしょうけれども、今市立保育所がやっているものと同じものをやってもらうということで、そのほかのサービスを指定事業者がやりたいというふうな要望があった場合は、それはどうなるのかです。その点も伺いたしたいと思います。

3問目ですので、この市立保育所を指定管理者制度に移すかどうかということは、今行政改革検討委員会の中でもさまざま審議をされて、答申を受けて、それで決めていくというふうになるとは思いますけれども、これは職員労働組合とのかかわりも非常に大きいわけですね。ですから、民間でなければこういうきめ細かなサービスが提供できないというのではなくて、寒河江市の職員であっても、工夫次第では民間以上のきめ細かなサービスができる条件もあるのではないかというふうに思うんです。

ですから、そういう点ですべての保育所が一度に指定管理者制度に移すということではないと思いますし、職員の知恵なんかも十分出し合ってもらって、組合との間での話し合いも十分していただいて、そして必ずしも指定管理者制度でなくとも、市職員として住民に奉仕するという立場でさまざま対応できるのでないかと。そうすることがやはり公的な責任を果たせるのではないかというふうに私は思うんです。

保護者たちも市立保育所だから、今までの保母さんたちが十分対応してくれるから、安心して預けられるということもあるというふうに思うんです。ですから、そういうふうな父母たちの感情なんかも考えまして、やはり公的な責任を放棄してしまうようなことがないように、十分検討をしていただきたいというふうに思います。以上で3問終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほどちょっと申しあげました保育所の人事体制といいますか、人事異動というようなことでございましたけれども、これは現在の保育所にあってもそういうことがあり得るんだろうということを申しあげておるわけでございます、5年経過してどのような、ずっと続けられるのか、あるいはまた更新されるのかというようなことは、あくまでも選考委員会というようなものに諮って決めますし、最終的には議会の議決を得るわけでございますので、十分その辺で、これまでやっておったところの指定管理者にされた民間が妥当かどうかというようなことは、十分判断されるわけでございます。

それから、議員は公的でないときめ細かなサービスができないのでないかとか、ノウハウは民間は持っていないのではないかとか、こういうような御意見をお持ちになっていらっしゃるようでございますけれども、私は逆にいろいろな事態に対応できるようなことが、かえって民間としてできるのだろうと、このように思っております。

それから、賃金の問題にしましても、こういう公的な手続なり、指定基準というものは、はっきり法律の中で決まっておるわけでございますから、これによっているわけでございますから、民間に委託したことによって、すぐ低賃金になるのではないかと、こういうようなおそれは私は考えられないと、このように思っております。

それから、現行の延長保育等いろいろな特別な対応を現在市でもとっておるわけでございますけれども、これらについてもこれから民間に委託する場合の業務対応となり、あるいは運営方法と形態なりというようなものを、十分これは仕様書といいますか計画書を出してもらって、それに基づいて行われるわけでございますから、こういうような基準といいますか、計画といいますか、それにこたえられるかどうかというものを審査して、そして決めるわけでございますから、そういう議員がおっしゃるような危惧は考えられないと、このように思っております。

そういう中で、十分公的責任というようなものは果たされるものでございます。以上でございます。

散 会 午前11時58分

新宮征一議長 本日の一般質問は、この程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成17年9月6日(火曜日)第3回定例会

出席議員(20名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	7番	猪 倉 謙 太 郎	議員
8番	石 川 忠 義	議員	9番	鈴 木 賢 也	議員
10番	荒 木 春 吉	議員	11番	柏 倉 信 一	議員
12番	高 橋 勝 文	議員	13番	高 橋 秀 治	議員
14番	佐 藤 良 一	議員	15番	佐 藤 暘 子	議員
16番	川 越 孝 男	議員	17番	内 藤 明	議員
18番	那 須 稔	議員	19番	佐 竹 敬 一	議員
20番	遠 藤 聖 作	議員	21番	伊 藤 忠 男	議員

欠席議員(1名)

6番 松 田 孝 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・せらぎ
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選挙管理委員会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員	宇 野 健 雄 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会	
事 務 局 職 員 出 席 者	
片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第3号

平成17年9月6日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成17年9月6日(火)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
6	農政の課題について	「担い手」育成の現状と展望について	3番 鴨田俊・	市長
7	花咲かフェアINさげについて	3回目の開催を終えての感想は 財源確保の検討について 来年度の開催に当たり、県が公募 している最上川ふるさと総合公園 の指定管理者制度導入との関係に ついて	11番 柏倉信一	市長
8	指定管理者制度について	導入に当たっての検討課題について		市長
9	防災対策について	震災対策の充実について 耐震診断(公共施設及び個人住 宅)について 活断層調査について 自主防災組織と防災マップについ て	20番 遠藤聖作	市長
10	情報の公開手段について	HPの積極的活用について 条例を含む市政情報の掲載につい て 市民の声欄の新設について		市長

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、松田 孝議員、佐竹敬一議員であります。（佐竹敬一議員は途中出席）

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

鴨田俊・議員の質問

新宮征一議長 通告番号6番について、3番鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、また、通告内容に関心のある市民の声を代表し、私の考えも入れながら、通告番号6番、農政の課題につきまして質問をする次第であります。

少子化の傾向はますますその度合いを強めているようでございます。先ごろ発表された人口動態統計速報値では、出生数では昨年度と比較して2万3,321人減少し、ことし日本の上半期の人口が3万1,034人減ったと、このように発表されました。この結果、日本の人口減少は2007年からと推測されておりましたが、2年早まりましてことしから始まるとの見方が出てきております。

同時に、日本人の高齢化は着実に進行しておりまして、社会全体に大きく影響してきていることは周知の事実であります。

このような中で、農地を守り農業の発展をするためには、農業の後継者、農業の担い手の育成こそが本市農政でも最も重要で、かつ緊急の課題であると思っております。

そして、この担い手の育成が平成16年4月からスタートした水田農業ビジョンでも大きな項目として位置づけられております。この水田農業ビジョンを通して、担い手育成の現状や課題、そしてこれからの展望について質問をしていきたいと思っております。市長の率直な答弁に期待するものであります。

ご案内のように、水田農業ビジョンはおおむね平成16年度から平成18年度までの3カ年の水田転作推進のため、その基本的な方策として策定されたものであります。内容としては、主として売れる米づくり、転作作物の振興、水田農業効率化のための農地利用集積、担い手の明確化と育成の4点であります。水田農業ビジョンがスタートしまして17カ月、計画の半分の期間が過ぎようとしております。このビジョンの内容4点につきまして、どのように進展しているのか、お伺いいたします。

さて、農水省では2007年度から水田作経営の安定策として、現行の稲、麦、大豆などの品目別対策、すなわち、すべての農家を対象とした対策を見直して、経営の担い手に絞った品目別横断の対策への転換を図るとしております。

担い手には、一元的な経理や法人化計画など経営実体のある集落営農組織と、認定農業者を基本とした個人とがあります。現在、集落営農組織は本市では一、二カ所で組織づくりが進行中であるのみで、やはり認定農業者が当面の担い手の中心としてやっていく必要があるものと思っております。

担い手の基本、中心となるべき認定農業者、その制度が平成6年12月にスタートしてはや10年になります。助走期間のようなものを含めての10年が過ぎ、また次の10年が始まりました。この制度が10年経過したことと、2007年度の水田農業対策の転換などにより、認定農業者制度の意義、認定農業者の位置づけがより重要視されてくるのではないかと、このように思っております。認定農業者か否か、市町村での認定農業者制度への加入率などによって、国の補助などがそれぞれに濃淡が生じてくるものと思っております。

このように考えられる中、本市認定農業者の改定がことし3月に行われました。前年度217名が今年度は194名で23名減であります。全国では約19万2,000人、前年度より5,000人程度増加しております。山形県では7,089人で、前年度より430人ほど増加しております。

認定農業者が、今後その位置づけがさらに重要視されてくるであろうと考えられる中で、本市では減少しておることは、まことに残念な気がいたします。私は認定農業者制度への理解をさらに向上させ、認定農業者の数をふやすべきだとこのように思っております。

市長は、現在の認定農業者制度のあり方や、担い手育成の有効性、そして認定農業者をふやす対策、例え

ば水田農業ビジョンに登録された担い手の認定農業者登録推進などはどのように考えているのか、お伺いいたします。

ところで今、担い手たる主業農家は、その仕事量では人的、設備的能力から見て100%以上のものを抱えているのが現実であります。そして、高齢化により放棄されようとしている耕作地の引き受け手としてこの主業農家が大いに期待されているのも現実であります。しかしながら、このような農地をこれからも全部引き受けていくには、主業農家、つまり担い手には余りにもその許容量が少ないこともまた現実であります。今進めている農地の集積化の中で、このことがネックになっているのではないかと、このように思っております。このような現実の中では、どうしても新しい農業者、新しい担い手の確保が必要との思いが出てくるものであります。

来る2007年は、団塊の世代と言われる人たちが定年を迎える年であります。御案内のように、団塊の世代と言われる人たちは数が多いことで有名であります。この人たちの動向は、これからの日本の社会にさまざまな面で大きな影響をもたらすと言われております。私はまだまだ能力的に、体力的にすぐれているこの世代の人たちをぜひ農業にとまっている一人であります。

水田農業の担い手育成とあわせて、新規就農者の供給源となり得るこれらの団塊の世代に対して、就農させるための誘引策、推進策を考えるべきと思っておりますが、市長の所見をお伺いいたします。

最後になりますが、市がブランド化を考えているさくらんぼ、「紅秀峰」の作付拡大についてお伺いいたします。

紅秀峰の作付拡大は、市の第5次振興計画基本構想の中にありますが、水田農業ビジョンの中にも転作推進作物として計画してあります。作付拡大計画では、平成18年と19年度の2カ年で50ヘクタールの作付と伺っております。大変大きな面積だと思っております。

御案内のように、紅秀峰は収穫するまでの期間が長い上、佐藤錦と比較して芽欠きや花摘み、そして摘果など、手数がかかることが経験上わかっております。50ヘクタールの作付面積を達成するには、相当大きな数の作付者が必要と思っております。先ほど申しあげましたが、今担い手にとって経営面積の拡大には厳しいものがあります。市はどのような考え方、方法によってこの作付面積を達成していくのか、お伺いいたしまして第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

農政の何問かに答弁申しあげます。

本市では、国の新たな米政策改革大綱を受けて、昨年3月に農協等の関係団体と市、農業委員会等で組織する寒河江市水田農業推進協議会を設立し、ブランド米の確立と高収益作物の振興と農地利用集積の推進と、それから担い手の育成などの将来方向を明らかにした寒河江市水田農業ビジョンを策定いたしまして、平成16年度から取り組みを行っているわけでございます。

その中で、売れる米づくり対策についてでございますが、本市は清流寒河江川のきれいな水と土壌条件などの生産条件に恵まれ、従前から良質米の産地であり、おいしい米のブランド確立及び消費地から期待される食味米の確保に努めてきたところであります。

消費拡大については、「はえぬき」を基幹品種として位置づけ、産地から食卓まで顔の見えるトレーサビリティシステムの構築及び減農薬米である「土づくり安心米」の生産拡大を図り、すべて売り切る体制づくりの構築を図ってまいりました。その結果、出荷作付面積に対する土づくり安心米の作付割合は、平成15年度は48%でありましたが、平成16年度には59%、平成17年度には72%と年々増加してきております。平成18年度の目標は80%に設定されており、伸び率からするとクリアできるものと考えております。

次に、転作作物の振興についてでございます。

先ほど申しあげました水田農業ビジョンでは、稲作所得以上の所得確保を目指し、適地適作を基本として水田の有効利用を図り、大豆などの土地利用型作物や、収益性の高い園芸作物の作付拡大を推進いたしまして、転作作物の振興を図ることとしております。

特に、大豆、エダマメ、ネギ、アスパラガス、花木の5品種を最重点作物として位置づけ、これまでに県の補助事業である園芸産地拡大強化支援事業によりまして、エダマメのコンバイン、それからネギの選別機の導入による労働力の省力化を図りながら、各生産組合と一体となり生産拡大に積極的に取り組んできたところでございます。その結果、転作面積に対する5品目の割合については、平成15年度は417ヘクタールで61%でありましたが、平成17年度には423ヘクタールで76%までふえてきており、主力作物への移行が進んでおります。

次に、水田農業の効率化のための農地利用集積について申しあげます。

ビジョンでは、農作業の効率化とコスト削減、遊休農地防止などのための農地利用集積が不可欠であり、地域ごとに担い手への集積に取り組むこととしております。このため、農業委員、JA、土地改良区などの関係団体がJA支所単位で市内9地区において、担い手確保と農地利用集積に取り込む組織として、農用地利用改善組合の設立を計画しております。これまでに三泉、南部地区において組合が設立され、残りの7地区においても現在集落での話し合いやアンケート調査などが行われており、今年度内には新たに数地区において組織されると聞いております。

本市における認定農業者を中心とした担い手に対する農地利用集積は、平成16年度末で集積面積1,254ヘクタール、率にしまして52%となっております。平成18年度の目標面積1,361ヘクタール、率で56.5%であります。今後新たな農用地利用改善組合が設立される予定であることから、目標は達成されるものと考えております。

それから、担い手の問題でございます。その明確化と育成についての御質問でございます。

担い手の明確化については、稲作農家を対象に従来の耕作意欲などの意識調査を行い、意欲のある農家についてさきの農用地利用改善組合などを活用し、農地利用集積や機械、施設の導入による経営基盤の強化を

図りながら、規模拡大を支援し育成を図ってまいりたいと考えております。

それから、認定農業者制度のあり方、それから担い手の認定農業者への移行促進についての御質問にお答えいたします。

認定農業者制度は、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者を育成するため、平成5年に農業経営基盤強化促進法の施行により創設されたもので、みずからの創意工夫に基づき経営改善を計画的に進めようとする農業者の農業経営改善計画を市長が認定して、その経営発展を支援する制度でございます。御案内かと思えます。

本市では、平成6年に159名の方が初認定され、一時期は200名を超えたこともございますが、平成17年6月現在では、新規、再認定を合わせ194名の方が地域農業の核となる推進役となって頑張っているところでございます。

基本構想に基づく認定農業者制度は、将来の本市農業の確立を左右するものであり、その充実強化には今後とも積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。しかしながら、認定農業者の高齢化により、年齢による資格要件の喪失などによって再認定者は減少しているのが事実でございます。認定農業者だけでは地域農業を守り発展させていくことは難しくなっているのではないかと考えられます。

国の担い手経営安定対策では、水田経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者と、それから20ヘクタール以上の集落営農組織が育成目標となっております。しかし、本市で4ヘクタール以上の稲作大規模経営農家は35戸とごく少数でございます。高齢化の進行及び後継者不足等もあり、今後大きな増加は見込めない状況でございます。このため、水田農業ビジョンでは、地域の実情によって認定農業者以外でも担い手として認めることとし、419名をリストアップし、今後はこれらの担い手に農地利用集積などの支援を行い、地域の水田農業の中心を担っていただくことにしております。

担い手の認定農業者への移行促進については、水田農業ビジョンに位置づけられている担い手のうち、認定農業者になっていない担い手に農地の利用集積を積極的に促進するとともに、規模拡大を促し、本市の基本構想に基づいた生産者の経営改善計画書の策定指導に当たっていかなければならないものと考えております。

さらに、市の認定農業者協議会や、若い農業後継者で組織する担い手の会との連携を図りながら、当該農業者への個別訪問などによる制度の普及、周知に取り組みまして、認定農業者への誘導を関係機関挙げて積極的に進めていきたいと考えております。

次に、団塊の世代に対する誘引策でございます。

本市における新規就農者は、ここ5年間で31名であります。近年増加傾向にあり、Uターンして就農する方も多くおられます。これらの新規就農者について就農形態を見ますと、Uターン者、それから新規卒業者とも農業後継者として就農する方がほとんどであり、親の経営基盤を受け継ぐか、もしくは親と共同で農業経営に当たる場合が多く、全く新たに農業経営を始めた、農家以外からの新規参入者は当時30代後半、40代前半の2名のみで、就農前1年間は農家での研修を経て就農したものであります。また、いずれもすぐ収入を得られる野菜や花卉の施設園芸型農業への就農でございました。

団塊の世代の方々を新規就農者として誘引してはとの御質問でございますけれども、農業については、一定の知識、それから経験、技術と体力などが必要と思われることから、一定の研修などの段階が必要ではないかと考えているところであります。農業に取り組む意欲のある方については、現在の担い手農家への労働の提供を行っていただくなど、地域営農の中で御活躍をお願いしながら、今後関係機関とも検討していく課題であると思っております。

最後に、紅秀峰の作付拡大達成したときの人員対策についてでございます。

御案内のように、本市のさくらんぼについては、まちづくりのシンボルとして位置づけ、さくらんぼにこだわったまちづくりを生産者と関係団体、市民、行政が一体となった努力の積み重ねによりまして、寒河江

を日本一のさくらんぼの里として全国にアピールし、寒河江はブランド力の強いさくらんぼの産地として名声を確立してきたものと考えております。

さらに、紅秀峰の作付拡大については、収穫時期の延長できる高品位の紅秀峰を本市の新たなブランド品として奨励し、産地間の差別化を図りながら、生産者と一体となり進めてまいりたいと考えております。このため、市とＪＡでは平成17年度から平成19年度までの3カ年で紅秀峰を50ヘクタール新植し団地化を図り、新たな「紅秀峰の里さがえ」を構築してまいりたいと考えております。

この50ヘクタールの拡大を図った場合の担い手の問題の質問でございますが、拡大対象者については、個人対応ではなく集落営農を基本とした団体、組合などの組織での対応とし、新植は団地化を図りながら共同作業及び機械化、スピードスプレーヤー、それから低木栽培などによる省力化を図り、作付面積の拡大をお願いしてまいりたいと考えておるところです。

また、芽欠き、花摘み、摘果作業等の人員対策でございますが、現在ＪＡでさくらんぼの収穫期だけに限定して行っておりますところのアグリヘルパー制度の拡大による対応について、ＪＡと協議を行っているところでございます。

本市の農業生産性の向上及び周年観光農業の推進を図るためにも紅秀峰の生産拡大は重要であり、県の指導をいただきながら生産者及び市さくらんぼ部会、ＪＡなど関係機関と一体となり推進してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

補足をしながらちょっと質問をしていきたいとこのように思っております。

水田農業ビジョン、平成16年度から大体18年度の3カ年ということで策定されたものでした。この水田農業ビジョン、3カ年ばかりではなくて、市はこれからもずっとこれを推進していかなければならないと、このようなことでございます。

国の農業構造の展望によりますと、平成27年度、2015年度まで一応進めて、そこで一応農業の構造改革というものをもう完成しようと、今のような、そのような計画でやっているようでございます。平成16年43万主業農家を33万から37万の主業農家にすると。法人を1万、集落営農を2万から4万ぐらいの数に集約すると。で、土地の集積率を80%まで集めてしまうと、そういうふうな構想でございます。プロ農家を育てるといことだそうでございます。

このような農業構造の展望、ここまで行くには今現在やっている水田農業ビジョン、これをまず達成させなければならないということでございます。ここでつまずくと、ここまでたどり着くのが大変なこととこう言われております。そういう意味で、期間の半分でございますけれども1年ごとのチェック、または終わったらさらにチェックというようなことをして、この農業改革をこうやっていかなければならないのかなと、そういう意味合いで質問した次第でした。

売れる米づくり、安全安心米ということで、今JA等で取り組んでいるわけでございます。おおむね良好な状態で進んでいるのかなと。ただ、寒河江市で1,200ヘクタールほどの作付がございます。そうすると、12万俵ですか、大体、1反当たり10俵とれると12万俵。そのうちで特裁米ですか、そして企業からの要請というのが8万5,000俵あるそうでございます。そのようなことで、だんだんふやして行って、値段は高くはならないんですけども、確実に寒河江の米が消費されるというふうな方向になっているそうでございます。転作作物もエダマメが70ヘクタール、緑大豆が60ヘクタールということで、おおむね良好にこのビジョンが推進されているのかなと思っております。

担い手の明確化と育成というのは、やはり土地の集積ということで大きく関係してくるのかなと思っております。平成18年度の集積目標56.5%ですか、それに対して今52%ぐらい以上の集積率があるということで、この目標も達成していくのかなと喜んでるところでございます。ただ、今のそのビジョンの中に登録されている人が、市長は419名とおっしゃいましたけれども、それに対して全体的にこう規模拡大につながっているのかなと、うまくいっているのかなということでございます。集積しているということは、担い手と言われるこの人たちの経営にも役立っているのかなと思っている次第でございます。

2008年度から、国は転作から実質的に手を引くということになっております。自由な米づくりとか、この売れる米づくりなんですけれども、それはどんどん推進されると、米価の混乱がまた生じてくるのかなと思っております。特に、集積されて大規模農家になると、やはり相当の打撃を受ける、経営の不振に陥るのかなと思っております。そのためにも防止策として2007年の転作の補助のあり方を転換し、転作の常態化をねらっているんだろうと私なりに考えているところでございます。

ここで一つ、二つほど質問をさせていただきます。

自由な米づくりになった場合に、先ほど言ったように米価下落による所得低下と、このように考えられるわけです。何らかの対策が必要になると。このような経営をすれば、米価下落の影響をできるだけ抑えられると。そのような経営のメニューと所得のメニューをこのビジョンに示しておくべきだったのかなとこのように思っているところでございます。実は、国でもそのような方向で例示をしているところでございます。この点について市ではどのように考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

それで、担い手の経営不振や転作現場の混乱が自由な米づくりによって心配されている現在、何かしらの

セーフティーネットですか、そのようなものが必要とこう考えられるわけです。先ほどの質問もその必要なセーフティーネットかなと思っておりますけれども、国が転作から手を引いた後、もう少し市は関与を、この転作について関与をしていくべきかなと私なりにこう思っているわけでございます。

それで、市長は今現在水田農業推進協議会の会長をやっておられます。関与の有無を含めてこの会長職、いつまでおやりになれるのか、伺っておきたいと思えます。任期中に、任期中ぐらいまでできればしていただきたいなと私なりの希望でございます。平成18年度から、なったから手を引いたからすぐ私もやめますということはちょっと私なりに問題かなと思っているところでございます。

認定農業者をふやす対策でございます。なかなか策定の要件がなかなか整わない。まして、高齢化のためにやめざるを得なくなると。改定がなされないということで減ってきたということでございます。担い手が400何名いるわけでございます。その中で若い人もまだ認定農業者に入らない人が、なっていない人がまだ数多くいるわけでございます。ぜひやはりそういう人たちを認定農業者の中に取り込むべきだと思っております。そのようなことで考えていくと、そのような答弁もありましたので、ぜひやっていただきたいと思っております。

次に、新規就農者のふやす策、団塊の世代に対する誘引策、推進策についてお尋ねした次第でした。団塊の世代、全国で800万人以上生まれたそうでございます。昭和22年から24年の3カ年のことを大体言うそうでございます。ここにおられる課長さん方の半分ぐらいはそうかなと思っております。本市では大体2,100人があるそうでございます。800万人生まれ、今活躍している人が700万人程度だろうとは言われておりますけれども、相当大きな数でございます。

なかなか素人というか、急に経験のない人を農業にといっても、やはり大変かなと。それでも、やはり農業のメニューの紹介や、「こういうことができるんだよ」と、そして何か頑張れば楽しい人生が送れるみたいなこともひとつ宣伝しながら集めていってほしいなと思っております。

農業に携わってもらうには、二つのやはり方法があるのかなと思っております。一つは、とにかく経営して、また、自分の体を使って働くというふうなことでございます。

もう一つは、いわゆる営農組織、組織団体の裏方とか、スタッフですね。この方たちは技術とか、人事、会計、労務、情報管理などは相当おやりになるのかなと思っております。組織づくりで一番大変なのは会計をこうやるというのが一番大変なんです。その会計者を見つければ、私は組織づくりは簡単なのかなと思っております。したがって、これから営農組織を相当つくっていかなければならないというときに、こういう人たちを「こういうところに協力してくれ」と、そのようなことで誘引できるのかなと思っております。

それで、質問でございますけれども、こういうふうな宣伝、広報なり、それを広域営農活性化センターでございます。そういうところに部門を設けるか、シルバー人材センターの中に、これからそういうことが、団塊のそういう世代の人たちがたくさん出てくるということで、前もってこういうところの広報部門みたいなところを設ける気はないのかと、このように伺いをしたいと思えます。

紅秀峰の件でございますけれども、先日松田議員も質問をされたもので、私の方は人的な問題をクリアして50ヘクタールをどうするのかと、どう作付拡大するのかというようなことで質問しましたところ、やはり集落営農、生産団体と合わせながら機械化、低木化、そういうものを、低木省力化ですか、のことでやっていくということでございましたけれども、やはり私の見方ではなかなかこれはしてもそれだけふやせるのかなと、まだ疑問もございます。やはり相当あの佐藤錦が植えられておりまして、それを改植ですか、相当改植しないと新たなところで50ヘクタールというのはちょっと大変なのかなと、そういうことも合わせながら、改植みたいなものを合わせながら進めていって、また同時に、人的問題でできるだけアグリヘルパーなり、そういうことを宣伝しながら人を集め、そしてやっていかなければならないのかなと、このように思っております。

人は人の担い手の足りないところに、これは大きな問題だなと思ったところで質問させていただきました。

このように、先ほど市長が言ったそういうような団体なり省力化なりしていけば、多分できるものと思っておりますけれども、その辺もう一度確認をしておきたいなと思っております。

以上、2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かございました。

まず、米づくりでございますが、米づくりというのは今もお話ございましたように2008年からですか、政府の手から離れますと、その後の米づくりというのはどうなるかというようなことが、これは大きな問題だろうと思っております。そうしますと、やはり米もブランド品といえますか、こういう方向にやはり特化していかないと、これは困るんだらうなところ思っております、それで、やはり先ほども申しあげましたけれども、減農、それから無農薬というようなものをきっちりしたもので安心して食べられる米ということ、おいしさということをやはりはっきりと明確にして市場に出していくということが必要だろうと思っております、そういう面で県も市も農協もやっておるわけでございますけれども、なおなお以上それをしなくちゃならないと、そういう面ではまずは土地の面からいけば、土づくりということといえますか、それが望まれるのではなからうかなとこう思っております、実際にこういうことをやっているんだということ、実際に取引業者等々にはっきりアピールしながら「ですからこれはおいしんだよ」というようなことを、「安心して食べられるんだよ」というようなことを業者なり、あるいは消費者なりにアピールしていくということが米づくりでは大切なのかなというような気がしているところでございます。

それから、市の関与、推進協議会に対しましての市の関与をもっと強めていただきたいと、こういうお話でございました。

私は、これまで「Aを初めとするところの農業団体と行政というものが連携してきたから、寒河江はあらゆる農業政策、観光面も含めてすばらしい成績を上げてきたんだと私は思っておりますし、そういう農業団体の評価もそのようだと思っております。そういう面ではなおなお関係団体が一体となって取り組まなければ、今言ったような農業の諸問題等々には立ち向かっていけないとこのように思っておりますので、推進協議会のあり方もそういう観点から組織しておるわけでございますから、これもなお一層これは強力にみんな力を合わせて運営していかねばならないものだろうと、このように思っております。

それから、団塊の世代と認定農業者との関係等々の問題、いわゆるこれからの農業の担い手の問題がございましたけれども、非常にやはりこれは難しいだろうと思えます。団塊の世代、22年、23年、24年に生まれた方々がちょうど60歳になるわけございまして、どんどんやめていく。ですから、その方をすぐ農業の担い手なり、あるいは農業のヘルパーとしてお手伝いできるような体制になるかといえますと、必ずしもそうはなるのだろうかとかこう思っております、団塊の世代というのは、農業のみならずあらゆる産業の問題で、国家的な問題として議論されておるわけでございますけれども、農業に関して団塊の世代の誘引策というのは、大変先ほど申しあげましたけれども、どのような方法をとればいいのかとかこう思っております。

それから、担い手ですな。これも大変ございまして、寒河江の場合ですと、収入のある、あるいは所得の上げられるようなさくらんぼとかバラの分野につきましては後継者も育てておりますけれども、一般の場合に農業につきましてどの程度高齢化を支えていくところの、あるいは農業を引き継いでいくところの担い手ということになるかなと、こう思っております、そういう中で大切な問題は、やはり農地の集積なわけでございますけれども、いろいろ農地の集積をやろうと思っております、ここまで進んできておるわけでございますけれども、まだまだやはり進まないというのは、やはり市民の意識といえますか、農地を持っている方々の意識というものがかかなり強いんじゃないかなとこう思っております、そういうことをどのように変化していただいた中で、農業の農地の集積を進めなければならないかなとこう思っており、これを進めなければ、やはり農業の運営というのは非常に難しいだろうとこのように思っております。

それから、営農組織づくり、それに対してのPRというような話もございましたけれども、今言ったよう

な観点から、どこまでPRして、そのことで担い手なり、あるいは応援する方が集められるかということになりますと、かなり結果としてはどういものが出てくるかというようなこともあり、そこまで何も考えなくともいいんでしょうけれども、非常に難しい問題だなあとこう思っておりますし、いずれにしても、認定農業者というのはだんだん高齢化して数も少なくなっておりますから、農業をその方たちで背負って立つということは難しくなる時代なわけでございますから、それをどう切り抜けていくかということに我々は思いをはせながらやっいてこうと、やっいていかなければならないなとこう思っております。

それから、最後に、紅秀峰の問題がまた出されたわけでございますけれども、現在のところまだまだ佐藤錦というブランドといえますか、佐藤錦に押されていることは確かでございます。ですけれども、これ紅秀峰を大きくこれから出し切っていくためには、やはりこのPRしなければならない、そのうまさというようなものをPRするということが必要だろうと思っておりますし、それから、技術面での取り組みというのが非常に難しいということが言われておるわけでございますから、そういう栽培技術というようなものを広くさくらんば農家の方々に広くこう普及していくというようなことは、簡単に、簡単にとっっては何ですけれども、栽培できるような方向にみんなに技術をこう習得してもらおうということだろうと思っておりますし、やはり市場で認知してもらおうということがやはり必要だろうと思っておりますし、やはりつくっても、市場での評価というものがなければならぬわけでございますから、その方に力を入れていくということも大切なことだろうと思っておりますし、もう一つ、やはりこれから何も紅秀峰に限ったことではございませんけれども、従事者というような問題というのが出てくるんだろうと思っております。

ですから、いろいろ栽培しやすいような樹形にするとか、あるいは簡単、簡単というよりも、非常にこう佐藤錦、そして紅秀峰と続く期間の中に、従事者が、あるいはサポーターがふえていくというような仕組みをつくっていかないと、現在でさえも佐藤錦の農家は、1カ月にあるいは1カ月半で大変その期間で疲れも来るといような実態もあるわけでございますから、それがさらに延びるということになりますと、やはり疲労の問題だけではございませんけれども、そういう面での農業の従事者を確保していくということも大切だなと思っておるわけでございます。

何点かありましたけれども、大体そんなところかなとこのように思っております。以上です。

新宮征一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 ありがとうございます。

おおむね答えていただいたのかなと思っておりますけれども、2点ほどちょっと確認的な質問をさせていただきます。

規模を拡大していく、水田農業において規模を拡大していくとなると、やはり先ほどの自由な米づくりとなって米価が下がると、そういう混乱が実際の農業経営に起きてくるんだらうこう思っております。したがって、どこか所得補償みたいなところを訴えていかなければならないと。現実的な問題でございます。所得の目安、こうすれば所得の目安はこの程度になるというふうな指針みたいなものを、やはりつくっておくべきだなと。そして、訴えていく資料として、寒河江の農業で国に訴えていく資料として残しておくべきかなと思っております。その辺の考え方もう一度聞きたいと思っております。

もう一つでございますけれども、農業にこう誘引、人が就農するというところで、誘引策でございますけれども、今の広域農業活性化センターで一応つくったことはつくったんですけども、ほとんど休眠状態と言ったら失礼でございますけれども、余り活動なさってないようでございます。その辺のてこ入れをして、これは寒河江市だけではないんですけども、もうちょっと活性化をして広報の担当みたいなものをやらせたいのかなと思っております。

もう一つ、シルバー人材センターの中にも、さっき言ったように、集落営農するときに会計や人事などを扱ってくれるというふうなところをつくってあるんだらうけれども、なかなか我々にはこの伝わってこないというふうな声がございまして、「そういうところもあるんだよ」と、「そういうことをしましたよ」みたいなことをやはり積極的に広報していくべきだなと私は思っております。

ひとつこの辺よろしく願いを申しあげまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 規模拡大の所得を補償した場合の所得補償と、これは今の時代には非常に厳しい、市においても、あるいは国においても厳しい問題だろうと思いますけれども、まずは勉強させていただきたいと思っております。

それから、広域農業の活性化センターでございますか、この辺についてもいろいろ問題を抱えておるようでございますので、問題の所在、あるいはそれを元氣化させるための課題を見つけながら勉強させていただきたいなとこのように思っております。

それから、シルバー人材センター、人材、これを農業との結びつきというようなことをどのように考えていくべきかというよりも、シルバー人材センターで農業部門に働いていただくような体制づくりといたしますか、その辺のことについては、シルバー人材センターの方にも十分話をしていきたいとこのように思っております。

柏倉信一議員の質問

新宮征一議長 通告番号7番、8番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として通告番号に従い、一般質問に入らせていただきます。

通告番号7番について、ことしで3回目を迎えた花咲かフェアは、予算的には3回とも同額程度ながら、裏方で支えてくれたボランティアの人数5,404人、入場者数25万2,555人に上り、3年前の初めての開催と比較して、ボランティアの人数で2,983人、入場者数において何と10万573人の増加であり、花咲かフェアの開催は流通人口の増加はもちろん、経済効果、さくらんぼを初めとする我が寒河江市のシンボルイベントとして、緑化意識の高揚、世代を超えた市民参加による活力ある地域社会の創造など、内外に対するPR効果ははかり知れないものがあります。

我々緑政会会員も全国都市緑化フェアの開催から都合4回全員でボランティアに参加させていただき、現場で訪れてくれたお客様や、裏方で支えている多くの人たちの声を生で聞いてきました。

さまざまな観点から、今後の開催はこれまで以上に大変になると予想されますが、何とか続けていきたいものと考えているところです。

ボランティアとして、また、来場者の一人として感じたことが何点かありますので申しあげてみたいと思います。

まず、ことしは本市にとって新たに行財政改革大綱を立ち上げ、来年度から平成22年度を目標年度に実施しようとする節目の年であり、改めて申すまでもなく、非常に厳しい財政状況なわけで、これまでメリット、デメリットをさまざまな観点から検討した上で、4年前開催の全国都市緑化フェアから入場料は取らない方針できたわけで、私自身もそれが理想と考えますが、来年度あたりからは何かしらの方法で財源の確保を検討していかなばならない時期ではと思います。今年度から募金箱なども設置していたようですが、どのくらいの募金が集まったのでしょうか。

私が一番懸念するのは、緊縮財政の中で開催することで、内容そのものの評判が落ちるようにはならないかということです。これまで多くの市内外からのボランティアの方々、そして関係各位の努力でここまで築いたシンボルイベントの評価を、私はこれまで以上に高めていきたいと考える一人であります。

ただ、若干の懸念は、そろそろマンネリ化する時期でもあります。取り越し苦労で終われば大変結構ですが、毎年アイデアを出し、苦労して開催してきたわけですが、何といても最低限の予算の確保は必要なことです。そんな意味で、何かしら財源の確保を検討すべきではと思います。入場料を取ることがどうしても難しいのであれば、例えば駐車料金をちょうだいするとか、イベント収入を検討するとか、何か方法を考える時期と考えます。

また、メインゲートを設けないために、ほとんどの来場者は北側駐車場から入るため、非常に力を入れ手入れしているセンターハウス西側の花壇を見てもらえる人の数が少ないようで残念な感じがします。

それと、会場内で出店していただいている方々には、ずうずうしいくらい寒河江のPRをしてもらってもいいのではと思います。例えば、飲食関係で出店している店などの話を聞くと、食材はせっかく花咲かフェアの会場で店をアけるのだから、地産地消で地元の食材だけを使っていると聞きますが、お客さんに寒河江の食材とわかるのでしょうか。ことし9月4日開催の日本一の芋煮でも、砂糖以外すべて山形の食材を使っている旨のコマーシャルがありました。せっかく気を使っただくのであれば、そうしたことをPRする方法はないのでしょうか。

また、会場内で温泉組合などから宿泊施設の内容、所在を入れた看板を会期中だけでも会場に掲示するか、あるいはキャラバンとまではいかないまでも、地元の商工会や観光協会、旅館組合、農協などあらゆる団体が、特に来場者が多い日に会場内でみずからPRするとか、市内の飲食店の内容、場所などをPRする看板を立てるとか、一部の団体でやっておられるのも見っていますが、どのくらいの団体が取り組んでいるのでしょうか。チラシなどに掲載したものをボランティアの人たちが配っていますが、もっと目につく方法はないのでしょうか。慈恩寺、駅前、寒河江公園などの観光名所もすぐに目につく方法はないものか、もう一工夫を今や東北一となった神輿祭りなどのイベントも含めて経済効果を上げる手段はないのでしょうか。

私の持論として、こうしたことに対する行政の対応は問題提起をする程度で、具体的取り組みやアイデアは民間にゆだね、行政がバックアップすることが理想ですが、神輿祭りにしても花咲かフェアにしても、あれだけのイベントになったわけですので、もっと効率的に利用してもよい気がします。競争の激しい時代だからこそ、我が寒河江市で商売をやっておられる方や企業にこうしたイベントを最大限活用し、みずから行動を起こしアイデアを駆使して利益につなげていただきたいものです。そうすることで、こうしたイベントの必要性、参加意識、そして盛り上がりも高まるのではないのでしょうか。公の施設内のことであり、制約もあることと思いますが、以上私なりに感じている点について申しあげましたが、市長は3回目の開催を終えてどのような感想を持っておられるか伺いたいと思います。

また、私の申しあげた財源確保の検討について、募金箱の成果も含め、どのような見解を持っておられるか伺います。

さて、このたびの閉会式のセレモニーにおいて、市長は来年度の開催を宣言しましたが、御案内のとおり、現在県において最上川ふるさと総合公園は指定管理者制度導入に向けて公募中であります。これまで県の委託を受けて市が管理してきた経緯がありますが、このたび最上川ふるさと総合公園の指定管理者制度導入に当たり、市はどのような対応を考えておられるのでしょうか。また、指定管理者制度が導入された場合、花咲かフェア開催の影響はどのようになるのか。それと、来春オープンが予定されているストリートスポーツ会場などの影響も合わせて伺いたいと思います。

次に、通告番号8番、指定管理者制度について伺います。

このことについては、今議会開会日に佐藤良一議員が質疑を行っておりますし、先日佐藤暘子議員の質問もありましたが、私の通告が終わった後でありましたので重複する部分もありますが、御了承をお願いします。

この制度の意義は幾度となく議場においても議論されていますが、公の施設に係る公共性、公益性を十分加味した中で、これまでできなかった民間の持つ経営感覚やアイデアを取り入れることによってサービスの向上や経費の削減が図られることにありますが、民間であるための課題もあります。

今年度総務常任委員会で長野県松本市に行ってまいりました。視察内容はもちろん指定管理者制度についてであります。松本市では78の業務委託をしてきた施設すべてを指定管理者制度に切りかえ、二つの施設について公募で決定し、残りの施設についてはこれまでのしがらみなどから業務委託をしてきた団体を指定管理者に選定したとのことでした。公募で決定した二つの施設については、温泉を活用したスポーツジムと葬祭センターでしたが、温泉については毎年5,000万円の赤字を計上していたものが解消されたとのこと。現場も見せていただきましたが、民間ならではの経営感覚、アイデアの跡がうかがわれました。葬祭センターについてもサービス面での評価は上々のようでした。業務委託から切りかえた施設も予算面では3から5%程度削減されたとのこと、確かに導入の成果がうかがわれますが、問題点も改めて勉強させていただきました。

一つ目は、せっかく公募したのに二つの施設に名乗りを上げた団体などは三つしかなかったこと、また公募をしたくてもこれまでの経緯などからできなかったこと、二つの大きな課題があります。公募した施設の契約期間を5年間に設定し、公募できなかった……。失礼しました。業務委託から切りかえた契約を2年間

としているところを見ると、苦労の跡がうかがえます。こうした受け皿づくりはこの制度導入のキーポイントになると思われます。

本市も6月議会において、当面14の施設について条例を制定し、その他の施設についても現在検討中ですが、先の質疑で、市報8月5日号に指定管理者制度の説明会を8月31日開催の案内を掲載したところ、24の企業、団体などから38名が出席したとの答弁がありました。この数字をどう評価してよいのかわかりませんが、決して余裕のある数字とは言えないと思います。当然、施設によって公募者が集中するところ、極端にいえばゼロのところもあるのではないのでしょうか。

そこで改めて指定管理者制度の受け皿づくりをどのように考えておられるか伺います。何より、公募に参加する民間企業、団体がなくては話になりません。制度導入の積極的なPR、団体などに対するアプローチが必要であると私は考えます。また、松本市のような過去の経緯から、我が寒河江市も公募できない施設など考えられるのでしょうか。以上で第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、「花咲かフェアINさがえ」のことでございます。

3年前、全国都市緑化やまがたフェアの成功を受けまして、ポスト緑化フェアといたしまして「花と緑に囲まれた潤いある暮らし」を開催テーマに、6月のさくらんぼの収穫期に合わせ、最上川ふるさと総合公園を会場に開催してきた花咲かフェアINさがえは、今や御案内のように本市のシンボルイベントになってきたと思っております。

まず振り返って見て、一昨年の第1回目のフェアでは、前年開催の「やまがた花咲かフェア02」のグレードの高い花壇、修景、さまざまなスタイルの庭園などに加え、質の高いきめ細かな会場運営などなど、企業主体のフェアを展開したのに対し、花咲かフェアINさがえは本市単独での開催で、市民参加を主体とし、継続性に主眼を置いた取り組みが来場者にスムーズに受け入れられるか、支持を得られるか、全国フェアに対して規模が縮小したことでの集客力が低下するのではないかなど心配されながらスタートを切ったところでございました。

結果として、むしろ花咲かフェアINさがえの方が、見やすさ、それから日常生活への取り入れやすさの観点からも多くの来場者から好評を得ましたことは、アンケート結果からも伺われ、好評のうちにスタートを切ることができました。

また、昨年のフェアでございますが、住民参加による展示や装飾の手法、展望とマッチした休憩施設の提供、親子連れでも楽しめるアミューズメント性の向上など、寒河江独自のオリジナリティーを会場いっばいに表現したフェアであったと思っております。入場者数も22万3,000人余りを数え、さくらんぼ狩りとともに山形県の初夏を代表するビッグイベントとして花咲かフェアINさがえは、県内外から認知されるまでに成長しましたことは御案内かと思います。

そして、3回目となりましたことしのフェアでございますが、市内外から多くの幼稚園、保育所、小中高校、各種文化、花緑団体、寒河江花咲か緑育で隊、そして個人、団体等のボランティアの方々から、会場づくりからイベントの実施、会場運営、花緑管理等々までに御協力をいただき、手づくりによる市・県民参加型のフェアを開催することができました。議員が申しましたように、いろんな形でフェアに参加して盛り上げていただきましたボランティアの人数は、5,400人余りを数えております。入場者においては25万2,000人余りと、土曜、日曜の入場については収容能力の限度に近い入場者数となりました。

このように、花咲かフェアINさがえには、多くの市民、団体、企業が参画し、地域活動を初めボランティア活動が活発に行われ、それぞれの活動が地域コミュニティの形成に結びつき、地域活性化につながっております。本市の特色といえ、ボランティアやグラウンドワークが盛んなところとして認知されるようになっておりますが、フラワーロードや花いっばいのまちづくり、公園づくりや道路の緑地帯を活用した花壇整備、それらに伴う維持管理、市内の清掃活動など、ボランティア活動の機運とグラウンドワークへの取り組みが、フェアの開催によりさらに拡大されており、協働、みんなで働く協働、協働のまちづくりが展開されてきたものと思っております。

教育的効果も大きな効果があると思えます。市内小・中・高等学校の出展参加や市内幼稚園のステージ参加など、花と緑を題材にした取り組みは、生涯学習の一環として児童・生徒に優しく麗しい感性が醸成され、情操教育の観点からも大きな効果があったものと思っております。

その他、福祉面においても心身障害者を初め、幼児や老人の方に何度も何度も御来場いただき、花・緑がもたらすいやし、安らぎといった効果によりまして、明日への活力を享受していただいたものと思っております。

ます。

また、毎年多くの来場者がこのフェアを訪れることが現実としてあります。この実態を何とか市内の商工農を初めとする産業振興に結びつけていこうといった取り組みが、個人、企業、あるいは団体の中で展開されるようになってまいったと思っております。

3回の開催を通して、花咲かフェアINさがえの開催目的でありますところの緑化意識のさらなる高揚、世代を超えた多くの市民参加による活力ある地域社会の創造、花緑産業、観光産業などと連携しながら寒河江市の魅力を県内外に発信するという当初の目的は、十分に果たすことができているものと考えております。

次に、財源確保の問題、検討でございます。

議員がおっしゃるとおり、厳しい財政状況での取り組みだからこそ、フェアが目指す子供からお年寄りまで市民一丸となって成功に向け取り組む中から、郷土を愛し、寒河江市を愛する心がはぐくまれ、市の発展の大きな力、礎になっているものと考えております。しかし、厳しい財政状況下における財源確保については、フェアのみならずさまざまな事業においても重要な課題であり、多方面から検討いたしているところでございます。

入場料についてでございますが、これまでも申しあげてきたとおり、フェア開催の目的を達成するため、多くの人に何度も来場してもらい、その趣旨を理解してもらいたいこと、また、入場料を徴収するとなりますと、会場周辺のさくを設置及び撤去、それから入場料金の販売、管理人の人件費等支出額が増大することなどから、今後とも入場無料が適当と考えているところであります。

御提案の駐車料金の徴収についてでございますが、御案内のとおり、駐車場につきましては、最上川ふるさと総合公園第2駐車場のほかは主に民間所有地を無償借用しているのが実態であり、その用地から料金を徴収することは快く提供していただいている所有者に対して理解を得られないのではないかと考えております。

これまでも営業参加料の増額や、イベント収入としてのもてなし茶会や、ポップトレイン乗車券の増額、各種教室の適正な参加受講料などの改善に努めてまいりました。

加えて、今年初めての取り組みといたしまして、以前から関係者の中で御提案のあった募金箱「グリーン基金」の設置を実施しております。募金額につきましては、多くの有志の皆さんから御協力をいただき、10万8,798円の募金をいただくことができましたが、まだまだ募金をしたい方もいらっしゃるのではないかと考えておりますので、次回開催時においては設置場所や表示、PRなどに趣向を凝らし、募金しやすい環境について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、直接的な収支も大切な検討事項であります。今まで申しあげましたように、フェア開催に伴う経済的な効果としての御来場者によるところの会場内外での飲食、買い物、交通、宿泊等の観光業を初め、農業、商業への消費効果といった直接的な経済効果のほか、最大の効果は市民の意識の高揚であろうかと思えます。また、日本一のさくらんぼの里のイメージに加え、花・緑・せせらぎで彩られたまちとして全国的に認知され、本市のイメージアップが図られたものと思っております。

次に、最上川ふるさと総合公園の指定管理者制度導入におけるフェア開催への影響についてでございます。

御案内のとおり、地方自治法改正に伴う指定管理者制度導入につきましては、最上川ふるさと総合公園においても県で指定管理者の募集を行い、7月27日まで受け付けし、県内外から数社からの応募があったと聞いております。現在、選定委員会において審査中のご様子でございまして、今月15日には審査結果が公表される予定と聞いております。

同公園は、現在県より本市が管理委託を受け管理しておりますが、来年4月1日からは指定管理者として民間企業が管理運営することとなります。これまでフェア開催に当たっては、実行委員会長の市長が公園管理者

たる市長より会場の占用許可を受け、フェアを開催してまいりました。来年4月1日からは許可権者が市長から指定管理者にかわりますが、それ以外は変わらないものであります。

また、あのストリートスポーツ広場についてもお尋ねございました。歴史の丘スポーティーゾーンに設置する日本最大級のスケートボード、インラインスケート、モトクロス用自転車の施設でございまして、来年4月にオープンする予定と聞いております。この施設についても指定管理者において管理することとなりますが、運営方法については現在県において検討中のごとでございます。

また、この施設のフェアに対する影響でございますが、これまでもさまざまな取り組みやイベントとジョイントしながら相乗効果を生み出してきておりますし、これだけの規模の施設が本市にできるということですから、また一つの名物ができて、新たな誘客力ができるわけだとこのように思います。今後、国内最高の技術による全国競技会の開催が期待されることから、遠方からも来場者が見えられると思っておりますので、フェアにおいても大いに相乗効果が期待できるものと考えております。

以上、今後においてもさらなる都市緑化の推進と、花・緑・せせらぎで彩るまちづくりの推進を進めるとともに、寒河江市のシンボルイベントとしての花咲かフェアINさがえを継続、拡大し、交流から定住のまちづくりに結びつけていくことが肝要であると考えております。

次の質問テーマでありますところの指定管理者制度についてお答えいたします。

御案内のとおり6月議会において、14施設に関する条例の改正を行い、この9月議会においても9施設に関する条例改正を提案しております。さらに、現在行財政改革推進委員会に諮問しております寒河江市行財政改革大綱案においても、指定管理者制度を導入すべき主な施設として、保育所や市民浴場などを挙げているわけでございます。

6月議会において指定管理者制度導入を議決いただいた施設のうち、公募を行うこととした11の施設について指定管理者の公募を行うため、先月31日に説明会を開催し、24の企業、団体から参加をいただいたところであります。この説明会の開催については、市報と市のホームページでPRをしたところでありますが、市報掲載前からも問い合わせがあるなど、民間企業においては指定管理者制度に高い関心を持ち、制度に関する情報を注視しているものと思ったところであります。これまでも市報や市のホームページを活用し、指定管理者制度のPRに努めてきており、今回の公募に際しましては、メールなどでも質問を受け付けることとし、また、募集要項をホームページからダウンロードできるようにするなど、だれでも情報を入手できるようにと考えております。

指定管理者制度の受け皿づくりにおいては、御質問のとおり積極的なPRや団体等に対するアプローチが必要でありますので、市報やホームページにおける情報の掲載に加え、指定管理者制度に関する出前講座など、団体等に対するアプローチも行ってまいりたいと考えております。以上です。

それからもう一つ、失礼しました。

それから、公募しない施設についての質問がございました。

指定管理者の公募については、施設ごとに庁内の指定管理者候補者選定委員会の協議を経て決定しております。6月議会で議決いただいた14施設のうち、チェリーランド内にありますさくらんぼ会館、それからトルコ館、そして二の堰親水公園の3施設については公募を行わないとしたところでございます。

公募を行わない理由ですが、さくらんぼ会館については、さくらんぼを中心とした本市のPRや農産加工品の研究、製造販売を行う施設で、国の助成を受けており、補助要綱により市または農業団体が運営する施設とされており、公募になじまないとしたものであります。トルコ館については、本市の姉妹都市であるギレスン市との友好親善を深めるための施設であり、トルコの文化を紹介する必要があることから、公募にはなじまな

いものとしたものでございます。二の堰親水公園については、用水路と一体となった水辺空間を活用する施設であり、用水の管理や水利権の関係があることから公募にはなじまないとしたものでございます。指定管理者については原則公募を行うこととしておりますが、このような特別な事情がある場合は公募しない場合もあるところでございます。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

〔佐竹敬一議員 出席〕

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柏倉議員。

柏倉信一議員 大変丁寧な答弁をちょうだいしました。私の質問時間の倍ぐらいかけて答弁をいただきましたので、2問目はあと聞く必要がないぐらいに考えていただいたのかなというふうに思いますけれども、大分持ち時間も残っておりますので、もう少し私の考え方というものをお聞きいただきたいなというふうに思います。

市長の答弁にもありましたように、この花咲かフェアそのものの開催する意義ということに関しては、私も全く同感でありますし、これから先もでき得る限り頑張っていきたいなというふうに思います。

くどいようですが、財源の確保について伺いました。市長もごらんになったかと思えますけれども、ことしの7月2日の山新に村山市のバラまつりの入場料の記事が掲載されておりました。「大人 400円と小中学生が200円、前年度の倍の入場料金をとって開催した。中身に関してどのような結果が出るのか、非常に興味のあるところだ」というはしりから始まった記事だったわけですが、結果的には1日最多入場者数が過去3年間で最高をマークしたと。今年度の1日平均入場者数が3,123人、昨年の平均が2,145人、一昨年は1,728人。比較してもかなりの伸び率なわけで、また、1日だけの最多入場者数でも過去6,000人台だったのを8,019人まで押し上げた。なおかつ、集客効果の高かったイベントを全部廃止、全部というか、非常にウエートの高かったイベントを廃止して、あくまで750種類、2万株のバラそのもので勝負する思い切った、かけの要素もあった試みだというような内容なわけですが、結果的に集客力にはかえって自信をつけたというような記事がございます。

ことし初めて倍にしてみたということなわけですから、果たしてこれが来年もその入場者数がそういう数字が挙げられるのかどうかというのは、そう単純に比較対照できるものではないというふうに思いますし、また、その村山のバラがそうだったから規模的なものから全体的な背景を考えて、我が花咲かフェアの内容と必ずしも比較対照することがどうかというふうには思いますけれども、しかし、少なくともそんな大胆な試みをやっている村山市もあるというようなことでございます。

私も実際会場を見させていただきました。バラまつりを私が見たというのは大分前になりますし、何年前だったのかなというふうに思いながら見てきたわけですが、確かに周辺の状況から駐車場の台数から設備そのもの、施設そのものの内容も私が記憶しているものとは大分違ったというか、立派になったというか、そんな内容で、これも一つの勉強課題だなというふうに思いながら見てきました。

市長の答弁にもありましたとおり、寒河江市全体の財源の確保というような観点からすれば、間接的経済効果に向けた財源確保も当然大いに視野に入れて検討すべきことは私も同感でありまして、1問で申しあげたとおりであります。ただ、市長の答弁にもあったとおり、こうしたイベントは、とにかく寒河江市の場合はグラウンドワーク、ボランティアの方々にかかる協力、これが大きなウエートを占めているんだというようなものを考えますと、市民に対して開催する意義のわかりやすさというのも必要な部分ではないかなというふうに考えて質問をさせていただきました。

一方で、行革を強力に推し進めていかなければならないときであり、全体的なバランスも加味した中で、こ

ういったものも検討していかなければいけないんだろうなというふうに思っておるところです。当局としてもそのつどいろんな意味で検討していくというような答弁の内容だったと思いますので、当局ばかりでなくて、私も何かしらの提案があれば議場において検討課題としてお話を申しあげべきだろうなというふうに思います。

幸いにして、私ら緑政会の会派の視察も10月に予定しております。行政評価システム、あるいは行革等々と加味した中で、福岡で開催されている全国都市緑化フェアも最終日に視察をしてくるつもりであります。必ずしも福岡のものがこちらに云々ということはないかもしれませんが、我々は我々なりに勉強してきた中でその成果をまた議場で提言したいものだというふうに思っております。

ふるさと総合公園の公募の関係ですけれども、花咲かフェアには何ら開催には影響がないというようなことで、安心をいたしました。また、日本最大規模のストリートスポーツの会場ができるというのは、非常にこう楽しみなことでもありますし、市長の言われたとおり若者がたくさん集まり、日本一の施設ということであれば当然大きなイベントも開催されるわけでしょうし、スマートインターなんかの利用者数も相当伸びるのではないかなというふうにも思いますし、何よりもかによりも若者がたくさん集うような場所ができるというのは、いろんな意味で大変素晴らしいことだなというふうに思います。ただ、施設が施設なだけに、若い人たちにはマナーを極力大切にしながら有効活用されることを期待したいなというふうに思います。

最後に、指定管理者制度について質問させていただきました。

市のホームページ等々も活用しながら広報活動を展開していただけるような答弁だったというふうに記憶しておりますけれども、我が寒河江市のホームページなかなか人気があるようで、私も大体3日に1回ぐらいは何か変わったことが載っていないかなというようなことで、けさも私の一般質問が間違いなくこう更新になっているかなと心配になりまして見てから参りました。アクセス数で今55万2,000ぐらいですか、大体アクセス数を人数を掲載しているのは13市の中では寒河江と私が見た中では新庄ぐらいかなというふうに見ていましたけれども、新庄市の場合、我が方が55万2,000に対して新庄市は25万というふうな数字だったというふうに記憶していますから、そこからいくと我が寒河江市もかなり人気があるのかな、人工的なものを考えても4,000人弱ぐらいの差しかないわけですから、大変結構だなと。

これは質問にない部分でございますので、ちょっと話が脱線しましたけれども、いずれにしても大変厳しい中での指定管理者制度の導入というふうな形になるかというふうに思います。末端の方から見れば、まだまだなじみの薄い部分であって、どういう中身で実際指定管理者制度というものが行われるのか等々に関しては、なかなか理解いただいていない部分が大半かなというふうに私は思っております。くどいくらい積極的に団体等にアプローチをするべきではないかというふうに申しあげたのも、意図はそこにあるわけで、直接的な窓口は行財政改革推進課というふうなことになるかと思っておりますけれども、率直に申しあげて指定管理者制度そのものを、公募する施設そのものを一番御案内のというか、熟知していらっしゃるの、その施設を管理していらっしゃる担当の課長さん方ではないかなというふうに思います。窓口は行革推進課であっても、実際現場でその施設をよく御存じの各課長さん方から、なお積極的な内容の御検討なり、あるいは民間に対するアプローチなりを頑張っていただきたいというふうに思います。

以上、私なりに感じた点を申しあげました。市長の御所見があれば伺って私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 花咲かフェアINでございますけれども、まちのシンボレイベントというようにしておるわけですが、やはりこれまで何といひましてもまちづくりは日本一のさくらんぼの里づくりとこういふことだわってきて、そして花・緑・せせらぎのまちづくりと、そういうまちづくりそのものの中での花咲かフェアINさがえと、こういうように位置づけられるとこのように思っております。

先ほども申しあげましたように、これは何といひましても市民の盛り上がり、その形として出てくるのがゲラウンドワーク、あるいはボランティア活動ということでのそういう意識の高揚ということが、私はこれを支えておるのは、非常にこれが一番大きなものだなとこのように思っております。そしてまた、先ほども申しあげましたように、教育面そしてまた福祉面、あらゆる観光産業面に大きな影響を及ぼしておることが、あるいはまあ寒河江のよさというものを知らうための大きなチャンスだと思っております。

ですからこそ、ちょっと飛躍するようにお聞きになるかもしれませんが、みずき団地が完売されたとか、あるいは工業団地にまた新しく企業が誘致されるというようなことも、やはり無縁ではないわけだとこのように思っております。

そういう面での、開催しておるところの意義ははかり知れないものがあるとこのように思っておりまして、直接的な入場料云々だけで云々されるようなものではないのではないかなとこう思っておりまして、直接的な入場料、これも大切でございますけれども、非常にこう場所的な制約もありますし、その管理運営ということになりますと、大変な負担を伴うものでございます。以前にもこの入場料と、それから管理費用との収支バランスの関係を大まかなところを計算したときがありましたけれども、とても管理費用には追いつかないところの入場費用だという結果が出ておったと思っておりますので、それこれを考えますと入場料以上の、あるいは云々できないものの効果というものがある結果としてあらわれてくるだろうと、このように思っております。

そういう意味では、なおなお一層この間接的と議員おっしゃられましたけれども、そういう分野での波及効果をねらっておりますし、実際には私は収入あると思っておりますし、ですから、会場内におきましても流しそうめんをやってみたり、あるいは駄菓子屋をやってみたり、あるいは神輿に渡御していただいたり、いろいろな工夫を凝らしながら寒河江のイベントなり、あるいは寒河江の物産品のアピールというものをやっておるわけでございますし、そしてまたその期間中にはさくらんぼのもぎとり観光もございまして、そちらにお客様が大変に入ってくるということもございまして。

さらにまた、そば屋さん、これはどこのそば屋さんも大変な盛況だと承っておるわけでございますけれども、それこれを通じまして、ですから私はこれで十分だとは言いません。もっともっとこれを生かすことを考えていかななくてはならないなと、このように思っております。寒河江の中心市街地に足を運んで、あの辺で休んでもらう、あるいはお金を使っただくというようなお客さまをもっともっとふやすことも、これは当然考えていかなければならないなとこのように思っております。

何といひましても、行革、行革、難しい、厳しいとこういふ時代でありますけれども、そういう中で、いろいろ市民の、国民の心理的な狭められたといひますか、何といひますか、萎縮するというようなことを、これは吹っ飛ばしていかなくちゃならないなとこのように思っております。そういうきっかけに私は花咲かフェアというものは大きな寒河江の元気さを出す上におきましては、大きな価値ある存在だなとこのように思っております。

それから、指定管理者の問題でございますけれども、いろいろホームページを通してアピールしておるわけでございますけれども、やはり今行財政改革の審議会を開いてもらっておりますし、あるいはこれからまた地

元に出て、地域に出て、座談会等も開くわけでございますし、そういう中で指定管理者という制度、行財政改革、民間委託とのかかわりの中で指定管理者制度というような新しい制度も市民の中に十分徹底して行って、「ああ、こういうものか」というようになってくればいいなということを考えておるわけございまして、ホームページなり、あるいは電波を通じて、あるいはチラシというものも通じながら、それらも合わせてこう広く新しい制度の導入というものが、どういう意義を持つておるのかというようなことを市民に知っていただくようにしていこうかなとこのように思っております。以上でございます。

遠藤聖作議員の質問

新宮征一議長 通告番号9番、10番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告内容に関心を持つ市民の声を踏まえて、以下通告順に従って市長に質問をいたします。

震災対策に関しては、私は古くは10年前の阪神淡路大震災直後や、3年前に山形盆地活断層の存在が表面化した際など、節目節目にこれまで過去何度か取り上げてまいりました。また、この間、何人かの同僚議員もさまざまな角度から震災や災害対策について、当局の対応について取り上げてきています。

今回は、住民の生命、財産を守る責務を負う地方自治体として急いで対策が必要な幾つかの課題に絞って取り上げたいと思います。

まず、これまでも申しあげてきましたが、本市の震災対策については、山形盆地活断層の存在を念頭に置いた対策を系統的に、かつ緊急に進めなければならないこととあります。先月16日の昼前に発生した宮城沖地震は、体を感じる地震としてはこれまでの私たちの経験よりもはるかに長く強い横揺れが続きました。多くの市民が不安を抱いたのではないのでしょうか。

よく「地震が起きるのを防ぐことはできないけれども、必要な備えを怠らなければ、被害を最小限に食いとめることはできる」と言われています。昨年からことしにかけて頻発する多くの地震を体験するにつけ、地震対策に金がかかり過ぎるからとか、いつ起こるかかわからないものに金を使うのはもったいないとか、寒河江市独自の取り組みは難しいとかを理由にして対策を遅らせることは、行政の怠慢であり、許されないと思います。この基本姿勢を行政の施策の中にしっかりと据えることが大切なのではないのでしょうか。そのことを確認した上で、第1番目の問題について伺います。

それは、公共施設と個人住宅も含む耐震調査と耐震対策を前進させることについてであります。一昨年に発生した宮城県北部の直下型地震でも、全半壊するなど被害が集中したのは、学校や病院などの公共施設も、そして個人の住宅も、現在の建築基準法以前の建物で耐震構造が義務づけられていなかった1981年以前に建てられた建築物に集中したということをおぼろげに忘れてはならないし、私も現地を視察してそのことを目の当たりにしてきました。そうしたことを考えて、最初に公共施設について伺います。

これまで何度も要請をしてきましたが、幼い子供も含む多くの市民が訪れる市庁舎、市立病院、文化センター、小・中学校、地区公民館などの耐震強度について改めて質問をいたします。この問題を取り上げてから久しいのでありますが、それらの公共施設についての耐震調査及び耐震対策の現状はどうなっているのでしょうか、伺いたいと思います。

また、フローラは、フローラSAGAEは、民間施設として建設されたもので、どういう構造になっているのか、どのような建物なのかを検討をしたと思います。そのことについてどのような判断を行政として行っているのか、伺いたいと思います。

次に、個人住宅の耐震対策についてであります。個人住宅の耐震診断への助成や災害補償は、鳥取県を皮切りに愛知県、宮城県など、国の対応を待つことなく、地方から全国に広がっています。個人住宅の耐震診断費用を自治体が一部ないし全部を負担して耐震対策を促進する契機としているのは、時代の流れになりつつあります。私は具体的に一つ、当面、1981年以前の建築物で、個人住宅の耐震診断に対する金銭面での助成、それから、耐震診断を行う技術者の育成、それから、耐震補強工事についての統一したマニュアルの作成を急ぐべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

二つに、その中でも特に低所得者や高齢者のみの住宅の耐震調査や耐震補強工事は、緊急の課題ではない

かと考えますが、見解を伺いたいと思います。

また、家具の倒壊防止対策も強力に指導し、進める必要があると思いますが、どのように考えられているか、伺いたいと思います。

この際、耐震診断とは直接関係はありませんけれども、これらの問題に関連して、高額な工事費用を請求したり、不必要な工事をしたりする、いわゆる悪徳業者が全国で暗躍しています。高齢者などがトラブルに巻き込まれないような対策と注意を喚起する取り組みも必要と思われませんが、そのことについても対策について伺いたいと思います。

二つ目のこの問題で、活断層の調査について伺いたいと思います。

言うまでなく御承知のように、山形盆地活断層については、3年前の5月に政府の特別機関である地震調査研究推進本部の地震調査委員会が今後30年以内に最大7%の確率でマグニチュード7.8程度の大地震が発生する可能性がある活断層として発表して以来、市民の関心も高まってきています。阪神大震災がマグニチュード7.2だったことを考えれば、それを上回るマグニチュードの予測は、関係者に大きな衝撃をもたらすものでありました。

しかし、この山形盆地活断層については、まだ科学的な研究や解明は十分なされていないのであります。具体的には、活断層周辺の地層や、地層がどのような歴史的過程を経て形成されたのかとか、地質や断層の状態、それが動いた場合の隆起の程度や液状化現象の有無などが、地域別に個別に詳細に明らかにされなければ、震災から市民を守るための十分な対策を立てようがないのであります。地震対策は、活断層の種類や程度、市民が生活をしているその土地土地の地盤や地質の状態を把握して初めて適切で有効な対策を立てることが可能になると考えます。

また、まちづくりに当たっても不適切な計画を進めることによる災害の被害が新たに拡大するような事業は行わないという認識を持って、まちづくりを進めるべきであると考えます。

また、これまでの質問に対して、市長は、活断層の調査、研究は一自治体で行うことは不可能だと答弁を繰り返しています。しかし、寒河江市単独でできないなら、当然国、県に働きかけるとか、周辺の同じ活断層を抱える自治体と共同で研究チームを立ち上げるとかの努力をすべきであります。この問題についての市長の見解を改めて伺いたいと思います。

次に、自主防災組織にかかわる質問を行います。

これは地震に限らないのでありますけれども、災害発生時に被害の拡大を防ぐための住民の共同の取り組みについて伺いたいと思います。

寒河江市には現在20の自主防災組織があるとなっています。隣の天童市などと比較するとまだまだ少ないと思われ。その組織化を加速させるべきではないかと考えますが、その手だてについて伺いたいと思います。

また、地域の自主防災組織が実際の災害発生時に効果的にその役割を果たせるようになっているかについて伺います。とりわけ、弱者対策についてマニュアルを確立することが大切と考えますが、どうなっているか伺いたいと思います。

さらに、自主防災組織に管理をゆだね、集落や地域単位に保存食糧や飲料水、燃料などを備蓄するシステムを確立すべきではないかと考えます。特に、活断層周辺の集落や地域には重点的に配置する計画を立てることを提案いたします。

次に、地域防災マップの充実について伺います。

寒河江市のどこに活断層が走っているか、どこに軟弱地盤があるか、液状化や土砂崩落の可能性のある地域はどこかなど、市内全域について土地の高低差や地盤や地層、地質について詳細に記した地図に、災害発生時の避難場所や備蓄食糧などの保存場所を重ね合わせた防災マップが作成されるべきだと考えます。市民が日常的にそのことを確認できるように、至るところに配布、常備されなければならないと考えますが、そ

の見解を伺いたいと思います。

最後に、ホームページの積極的活用について伺います。

今柏倉議員も触れましたけれども、寒河江市のホームページへのアクセス数はおよそ60万件に迫ろうとしています。大変な数だと思います。ただ、これは開設当初からの累計のアクセス数で、リピーターが多いことを考えると、必ずしもその数だけで判断はできないのでありますけれども、それにしても大変なアクセス数であります。これに安住せずに、さらに便利に内容も充実させていく必要があると考えます。そのことを踏まえて、以下幾つかの点について提案します。

一つは、寒河江市の条例を含む市政情報の掲載についてであります。

県内12市の、寒河江市を除くホームページと比較すると、行政情報の公開度に大きな開きがあるのがわかります。前問で取り上げた災害時の防災計画や、自治体の憲法や法律とも言える条例の例規集などは、ほとんどの自治体のホームページが掲載しています。私が見るところ、掲載していないのは、先ほど紹介のあった新庄市程度であると思います。どれだけの市民が閲覧するかどうかではなくて、市政情報を可能な限り市民にオープンにするという、行政側の市民に対する姿勢の問題だと思います。この点はぜひ早急に実現すべきだと考えますが、見解を伺います。

さらに、利用者に検索しやすくわかりやすい掲載方法に、さらに工夫を加えるべきだと思います。一つの例として、振興計画や行財政改革についてホームページ上で市民の意見を募っていますが、何度かのクリックを繰り返さないと投稿すべきアドレスまでたどり着かない。しかも、意見を募集していることもわからないようになっています。このような期限を切って多くの市民から意見を募るような場合は、トップページに掲載するとかの工夫が必要ではないかと考えます。そのことについての市長の見解を伺いたいと思います。

以上、誠意ある答弁を期待して第1問を終わります。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

まず、公共施設の耐震化対策についてでございます。

このことにつきましては、これまでも幾度となくお答えをしておりますが、地震に対する建物の耐震強度で問題となるのは、建築基準法が改正され耐震基準が大幅に強化された昭和56年6月1日より前に建築確認されたものと考えております。これらの施設の耐震強度につきましては調査しなければわからないわけですが、本市におきましては子供たちの安全を第一に考え、学校の耐震化対策から手がけていくこととしております。

そういう観点から、平成15年と16年に学校の耐震化優先度調査を実施してきたところでございます。耐震化対策の今後の具体的取り組みに当たっては、この調査結果を基本としながら、地震に対する建物の耐力の度合いや、避難施設としての重要性などを検討した上で、総合的に判断しなければならないと思っております。

また、耐震化対策には膨大な経費がかかることから、当然財政状況も考慮に入れていく必要があると思っております。このたび、県の新たな補助制度が創設され、中核的公共施設の耐震診断が補助対象となったことから、9月の補正予算の中にそういう中央公民館の耐震診断に要する経費を計上しております。

なお、フローラは昭和56年8月29日の建築確認を経て建設された鉄骨・鉄筋コンクリートづくりの建物であります。建築基準法改正後の基準に基づく建物であることから、十分な耐震強度があるものと理解しております。

次に、個人住宅の耐震診断についてお答えいたします。

阪神淡路大震災からはや10年、昨年は新潟県中越地震、そして最近では去る8月16日に起こった宮城県沖地震と、たび重なる大きな地震により認識を新たにされた方も多いのではないかと思っております。地震による建築物の倒壊等から市民の生命と財産を守ることは重要な課題であると認識しており、災害防止についてはさまざまな分野で周知を図っているところでございます。

個人住宅への耐震診断に対する補助制度の創設という提案でございますが、本市におきましては、建築士など建築関係11団体で構成する寒河江市住宅建設推進協議会と市が主催し、住宅フェアを毎年実施しております。その中で、平成15年度から木造住宅の地震への備えとして、会員の建築士や県の専門的立場の方々による住宅無料耐震診断を他に先駆けて企画し、実施しているところであります。

ことしも10月1日土曜日になりますが、2日日曜日と住宅フェアにおきまして引き続き取り組むことにならしておるところでございます。また、市民の意識啓発の一環として、専門的な知識がなくとも住宅が地震に対して安全かどうかを簡易な診断方法により知り得ることができる「わが家の耐震診断と補強方法」というパンフレットなどを、市役所のカウンターに置きまして提供するとともに、住宅フェア開催時に配布するなど、これまでも市民に対しまして情報提供を行っているところでございます。

県では今年度、村山地域木造住宅耐震化促進プロジェクトを立ち上げ、出張無料簡易耐震診断を実施しております。この耐震診断は、県の専門職員が町内会等に出向き、地震対策の重要性の説明や簡易耐震診断を無料で行うものであり、比較的簡便、概略的に行う診断であります。診断方法は、地盤の状況や基礎コンク

リートのひび割れ状態、筋交い状況、シロアリ被害状況などを聞き取りし、パソコンに図面を取り込み、耐震性を総合的に判定するものであります。

本市ではこの出張無料簡易耐震診断を町会ごとに実施すべく、8月5日号の市報で取り組みについて募集したところ、71町会という多くの申し込みをいただいております。町会を中心にこの事業に積極的に取り組まれることで、最も効率的な啓発につながっていると思っております。

このように、本市での耐震診断方法につきましては、耐震診断のパンフレットにより、みずから行う診断、住宅フェアで実施する診断、そして3番目には県で実施している無料簡易耐震診断と三つの選択肢があるわけですので、御提案の助成制度の創設については考えていないところでございます。

それから、診断技術者の育成についての御質問がございました。

耐震診断とは、現在の建築基準法に適合するかどうかを診断するものでありますので、その専門的な知識を有する建築士が診断に当たることとなります。耐震診断の講習等につきましては、県や社団法人山形県建築設計事務所協会などが主催し、建築士を対象に講習会を開催しております。また、西村山建築士会でも独自に研修会などを開催しております。

それから、耐震補強工事のマニュアル化についての質問でありました。

耐震補強方法等につきましては、先ほど申しあげましたが、「わが家の耐震診断と補強方法」などのパンフレットの中にも載っており、素人でもわかりやすく書かれているところでございます。しかしながら、専門的なことでもありますし、具体的な工事や詳細については専門家に御相談していただきたいと考えております。

それから、低所得者の方や高齢者世帯に対する耐震診断につきましては、今申しあげましたように、町会を単位に出張無料簡易耐震診断に取り組んでおりますので、その中で対応していただきたいと思っております。

家具等の倒壊防止対策につきましては、本市で発行し全戸配布した「わが家の防災ハンドブック」や耐震金具のパンフレットなどにより啓発に努めてきたところであります。今後とも住宅フェアなどのイベントを活用しながら、耐震金具の普及を図ってまいりたいと考えております。

それから、悪徳業者からの被害防止についてでございます。

近年、高齢者をねらった住宅リフォームに名を借りた悪徳商法が社会問題となっておりますが、本市では、高齢者世帯を問わず、住宅リフォームに関する相談は1件も寄せられておりません。これまで市の福祉関係に携わる方々の会合の折に、悪徳訪問販売の手口などの情報が交換されるなど、悪徳商法やおれおれ詐欺対策などの学習会も幾つも行われてきております。今後の対策としましては、高齢者に対する出前講座などによって市民への啓発活動を充実するとともに、ヘルパーを初め高齢者に接する機会の多い方々に情報を提供し、被害発生防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、活断層の調査等についてお答え申し上げます。

活断層については、これまでも申しあげてきたとおり、本市内を走る活断層は山形盆地断層帯でありまして、山形県では山形盆地断層帯を初め、県内を走る四つの断層帯について、活断層の位置や長さ、活動時期、活動間隔を明らかにして活動規模を把握し、地震防災の基礎資料とすることを目的として調査を実施してきたところでございます。これまで何度か説明申しあげてきたところでありますが、調査は平成9年度から13年度までの5カ年にわたって実施され、その調査の結果が県内市町村初め防災関係機関において地震防災対策の推進に役立てるよう、成果報告がなされたところでございます。

その後、県では調査した結果を国に送付し、国の地震調査委員会では、山形盆地断層帯で発生する地震を四つのケースに想定した地表震度の長期評価を行い、公表を行ってきているところでございます。県ではこの国の長期評価を受け、マグニチュード7.8の地震の被害想定調査を行い、山形県地域防災計画における防災対策の基礎となる地震被害想定を見直し、修正を行っております。これにより、県の市町村への防災行政

指導を初め、震度6を想定した防災訓練や、村山地域木造住宅耐震化促進プロジェクトの実施など、地震に関する防災対策の推進が図られてきているところでございます。

本市としましては、市民に地震などに備えた防災対策意識の啓発や、県の耐震診断への参加を広く呼びかけるなどの普及を行ってきているところであり、公共施設の耐震化や山形盆地活断層帯を震源と想定した震災の防災訓練を実施するなどの取り組みも行っているところでもあります。また、本市の地域防災計画についても県の地震防災対策を受けながら今後見直しを行い、必要な修正を行うよう考えているところでもあります。

このように、県によって実施された山形盆地活断層帯の調査やその後の評価をもとにした取り組みを進めているところであり、本市の活断層の独自調査や共同での調査活動などの取り組みについては考えておりません。

次に、自主防災組織と防災マップの質問についてお答えいたします。

まず、自主防災組織について申し上げますが、このことにつきましてもこれまで何回かお答えしておりますが、本市では地震等の災害発生時の地域住民の相互協力による避難や人命救助、初期消火等が極めて重要であることから、昭和63年に寒河江市自主防災組織整備推進要綱を定め、順次組織化を推進してきたところでございます。これまでは、土砂災害の発生しやすい地域を重点に組織化を図ってきたところであり、白岩、高松及び醍醐地区において多くの組織化が図られてきております。現在21の自主防災組織がありますが、本年度は白岩地区の陣ヶ峯町会に組織を立ち上げるべく、地域の方々と協議をしているところであり、この組織化で白岩地区については全町会に自主防災組織が設置されることとなります。

御案内のとおり、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚のもと、自主的に結成する組織であります。市といたしましても寒河江市地域防災計画の中で、地域住民、事業所などによる自主防災組織等の育成、指導に努めるとしておりますので、その必要性や具体的な活動等について説明し、理解を深めていただくとともに、防災備品等の購入に対する助成を行い、組織化を推進しているところでもあります。今後とも地域の意向を尊重しながら、市内全域の組織化を目指し、組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

自主防災組織の効果的活動のための取り組みについてでございますが、災害発生時に自主防災組織が防災活動を円滑に実施するためには、一人一人がなすべき活動を確実に実行し、全体として統率された動きが必要でございます。そのため、これらの自主防災組織では、日ごろから地域内の融和を図り、連帯意識を強く持たせるとともに、それぞれ規約及び自主防災計画を作成し、危険区域の把握や災害弱者の状況把握、そして初期消火訓練や避難訓練など災害に備えた活動が行われております。市としましては、防災活動が停滞したりマンネリ化したりすることのないよう、組織リーダーの育成、組織間の情報交換、連帯強化等について、引き続き支援してまいりたいと考えております。

それから、地域単位の備蓄システムについてでございます。

本市では平成7年の阪神淡路大震災後、毛布や飲料水などについて一定量を備蓄しております。食料品等については消費期限があるため、一定期間が経過すれば買いかえる必要があり、数量も大量となるため、継続的な備蓄は困難なのが実情であります。更新の不要な品目等については一定量の備蓄を確保していくことも検討課題としていきたいと思っております。食料品など更新の必要がある品目については、流通段階のものが活用できるような方策がないか検討する必要があると考えております。また、今後においては、自主防災組織自体が地域の公民館やポンプ庫などに必要な物資や食料品などを備蓄し、管理するシステムができないかについても検討してまいりたいと考えております。

それから、防災マップについてでございます。

防災マップとは、土砂災害危険区域や浸水想定区域などを初め、避難場所や公共施設、医療機関、消防施設など必要な防災情報を地図上にあらわしたもので、これにより迅速な避難行動などに役立たせるようにす

るものであります。防災に関する基本的な知識や応急手当の方法、避難場所などについては、防災ハンドブックを作成し、昨年4月に全戸配布しており、土砂災害危険区域についても寒河江市土砂災害危険箇所図を作成し、昨年度の市の防災査察時に、柴橋、醍醐、白岩地区など比較的被害の及ぶ恐れの高いと思われる350世帯余りに対しまして配布してきたところでございます。

水害発生時の浸水想定区域に関しては、最上川の国直轄管理地区間についての国の調査が終了し、浸水想定区域が指定済みとなっておりますが、寒河江川に関しては県において今年度から5カ年計画で県内主要河川についての氾濫解析を行う予定であり、その結果にもとづいて寒河江川についても浸水想定区域を指定する計画と聞いております。これらのことから、県の浸水想定区域指定に合わせ、洪水に関する災害予測図を作成してまいりたいと考えております。

防災マップの作成は、土砂災害と洪水災害合わせた総合的な防災マップとし、避難場所や公共施設、医療機関、防災施設などのほか、防災用品一覧や非常時連絡先など、防災ハンドブックの内容を盛り込んだ総合的なマップとしたいと考えております。また、学区単位にするなどのわかりやすく見やすい工夫を加えて作成し、配布したいと考えております。

次に、情報の公開手段でのHPの積極的な活用についてでございます。

そのホームページでございますが、情報通信技術の発展により、市内においても通信回線の整備、さらにパソコンを初めとした情報機器の普及により、市民のインターネット利用人口も確実にふえているのではないかと考えております。このインターネットは、多くの人々に向けて情報を発信するには極めて便利で有効な情報伝達手段であると考えております。

本市では、平成10年8月にホームページを各課からの情報をもとに開設いたしまして、情報の提供を行っております。ホームページの開設時には、市の観光物産情報やイベント情報を主体に情報の提供を始めておりますが、平成13年10月には、市民サービスの向上を図るため、市ホームページ上に申請書等の様式を公開し、市民がインターネットを介して取り出せるよう、様式のダウンロードサービスをしております。さらに、ことし3月に市民のニーズ等を勘案し、ホームページ全体を見直し、行政情報を主体としたものに変更したところであり、迅速な情報提供や魅力あるページづくりに努めているところであります。

ホームページの情報更新については、市報の定期刊行物については発行後直ちに、その他の情報については随時更新を行っております。昨年8月からことし7月末までの1年間で13万3,000件ほどのアクセス件数があり、開設当初から今日までは55万件ほどとなっております。今後、市ホームページの充実、行政情報提供について、さらなる拡充を図りたいと考えております。

その一つとしまして、このほどの第5次寒河江市振興計画、寒河江市行財政改革大綱の策定に向けて、委員会での経過や第5次寒河江市振興計画基本構想の案、寒河江市行財政改革大綱の案を掲載し、電子メールにより広く市民の声を募っているところであります。このように、市が保有する各種計画など、これからも行政情報の掲載をふやし、情報提供に積極的に努めてまいりたいと考えております。

また、市の条例をホームページに掲載してはどうかということでございますが、掲載するに当たっては情報量が莫大な量となることでかなりの時間を要することや、目的とする情報がいかに探しやすいかを考慮する必要があるかなど、さらに検索を容易にするためのシステムづくりには多額の費用を要する課題があり、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 懇切丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

いろいろ質問したので、答弁も多岐にわたる答弁になったと思います。

今回は震災対策に焦点を絞って質問をしたのでありますけれども、阪神淡路大震災の教訓や仙台宮城沖地震、あるいは仙台の宮城北部直下型の地震、あるいは新潟の地震等々の教訓から相当な情報が発信されております。その中で、最大の教訓は、いわゆる個人住宅の倒壊、全半壊損壊、あるいはそこからいろんな人命の殺傷、あるいは怪我、財産の喪失に至ることが明らかにされています。しかも、その損壊や倒壊の多くが実は古い建築物にあったということが明らかにされています。

私は今までの努力を多としながらも、より市民が耐震対策に取り組めるような行政としての努力が必要ではないかということで、具体的に耐震調査に対する助成というものを提起したわけでありまして、確かに目視あるいは聞き取りなどによる調査もあることはあります。しかし、現実に一戸一戸のうちの家庭の天井に潜ってみたり、地下に床下に潜ってみたり、あるいは柱の強度、あるいは強さ、太さ、あるいは土台の状態等を目視して、きちんとした判断を下すというには一定のやはり費用がかかります。

住宅フェアでやっている、あのいわゆるボランティアによる診断は、非常に戸数が限られておりまして、本当にこれ殺到した場合は実際には対応できないというような状態のようでして、もう少し行政としてどれほどの戸数が今現在建築基準法以前の建物として存在するのか、あるいは一人暮らしやお年寄りの高齢者住宅が、その中でどのくらいあるのかをきちっと拾い出して、そのための対策というふうに焦点を絞って、しかもしっかりとした調査をする。そのためには、一定の費用がかかる場合は助成もするというふうな姿勢が必要なのではないかというふうな意味の提起なわけでありまして、

それで、パソコンによる県の無料診断も、実は、例えば人間ドックで寒河江の場合ですと成人病センターで胃の検診から始まって血液の検査等まできちっと実際人間の体に当たって検査をするのが人間ドックなんですけれども、今全国的にはコンピューター診断というのがはやっていまして、コンピューターに必要なデータを打ち込むと即座に判断してくれるというふうな安上がりな診断方法がありまして、それで人間ドックにかわるものとしてやっている自治体も幾つかあるようです。それと同じで、実態に即した診断ができるかどうかといいますと、生身の体を検査するというのとはかなり違ったものになるというようなことが言われておりまして、それで、それがだめだというわけではありませんけれども、それで用済みだというふうにはならないのではないかと。

私の近所にも、一人暮らしの高齢者のおばあちゃんがありますけれども、指でつつくと倒れそううちに住んでいますけれども、やはりそういうところに行政の手を差し伸べていくと。私たちもちょくちょく顔出して様子を伺っていますけれども、気丈に暮らしております元気でありますけれども、いざ直下型の地震が来た場合は大変なことになるんじゃないかというふうに思っています。こういう人たち、県にこれ当たって診断をして必要な耐震工事に進めるように促していくというような努力が、一つ一つの努力の積み重ねが大きな被災を防ぐことにつながるのではないかと。

そのための、いわば呼び水としての耐震診断をやっていく必要があると。東北でも宮城県はそうだけれども、県全体として取り組んでいますけれども、岩手県あたりでも大船渡市などでは単独、自治体単独でやっています。今度建設経済でも視察に行くという予定はしていますけれども、愛知県の安城市などでも県全体で取り組んでいる一環として市としてやっているんですけれども、これは全額公費負担で診断をするというふうな非常に進んだやり方をしているようでありまして、こういうふうに腰の据えた取り組みが必要なのではないかということを言いたいわけでありまして、

同時に、これは住宅の耐震化につながるわけでありまして、地域の建設屋さんとか大工さんなどに仕事がふえていくということにもつながるわけでありまして、地域経済の活性化にもつながるのではないかと。

それから、家具の倒壊の問題では、特にこれもお年寄りの世帯なんですけれども、ホームセンターなどで売っている器具などでちょっと締めればできることなんです、これがなかなか一人ではできないんですね。それで、そういうものについてのボランティア隊を組織するとか、そういうふうな呼びかけをやってもいいのではないかとというふうに思います。

それから、市長は悪徳商法は被害の報告はないということを行いましたけれども、それは行政になかったのかなと思いますが、シロアリの苦情ということで現に私相談受けておりまして、弁護士をかけて今対策、対応をとっていますけれども、市内にも相当入り込んできています。

それから、つい先日は消火器の訪問販売で、べたで入れられたという地域があります。これは新しい何だ、消防法とかで設置が義務づけられているんだとかと言って、強引に消火器を置いていったというふうな事例も現にこの寒河江で起こっています。こういうものをきちっと情報を行政としてもキャッチをする、あるいは警鐘を常に鳴らしていくということが必要だし、その対策も打っていく必要があるんだろうというふうに思います。

そういう立場での質問だったわけでありまして、ぜひその前向きに考えていただきたいというふうに思います。

それから、防災マップ、自主防災組織と防災マップのことでありますけれども、私は震災の問題に焦点を絞ってお聞きしたいのですが、今の防災マップはいわば土砂災害を中心にした防災マップではないかというふうに思います。この活断層が動いた場合のことについては、まだできていません、と思います。少なくとも私は耳にしたことがありません。これの作成が急がれるのではないかと。

それで、東京の国分寺市の防災マップを拝見する機会があったんですけれども、非常に詳細です。ほぼ市の全域について、高低差は当然ですけれども、断層のある箇所、それから液状化が起こりそうな場所、軟弱地盤の場所等々実に詳細に、市の全域にわたってその地図に落としてあるわけです。しかも、その中で避難場所についても非常に詳細に指定してある。しかも、写真つきであったんですけれども、それぞれの都市公園等々について、あるいは公民館、学校の避難場所については、ちゃんと日常的にこうわかるように掲示してあるわけですね。何々学区避難場所というふうになっておりまして、非常にわかりやすいものだったわけでありまして、こういうものをやはり急いでつくる必要があるんじゃないかと。

それから、これは東京での経験、いろんな東京の各地の経験からのようなんですけれども、井戸、井戸をたくさん掘って、緊急の場合の飲み水、飲料水の確保、あるいは生活水の確保に充てるというふうな取り組みがなされています。これが今あちこちで広がっているようなんですけれども、水道管が破裂するとか、そういう中で長岡の場合もそうでしたけれども、飲料水の確保が非常に大きな問題になっていたわけでありまして、そういう場合に掘り井戸があると、当座の飲み水を確保することが可能になるということで、一定地域地域に井戸を掘って飲料水用に確保しておくというふうな取り組みが始まっているようでありまして、こういうことも市の計画の中に入れてもいいのではないかと。

食料等の備蓄等についても今後検討したいということなので、ぜひ期待をしたいと思います。

それで、寒河江市の防災計画のことも市長は触れましたけれども、これなかなか目に触れる機会がないんですね。図書館とか市役所内部には常備してありますけれども、一般市民はこれをなかなか目にする機会がないし、読んでも非常に専門的でよくわからない。それで手引き書がつくられたと思うんですけれども、これももう少し広範囲に普及していく必要があるのではないかと。さっき言ったホームページ上にもそれを載せる必要があるんじゃないかと言ったのはそういう意味ですけれども、よりこれを具体的にした防災計画を策定する必要があるのではないかとというふうに思います。

例えば、避難場所についても、例えば陵東のグラウンドなんて指定した場合ですけれども、体育館ですか、収容人員が1,500人とかとなっていて、あの体育館に1,500人入ったらどうなるんだろうというふうに思いますけれども、もう少しこう現実的な計画書をつくっていく必要があるし、そういう取り組みをぜひや

っていただきたい。

それから、災害発生時の避難場所についても公共施設が中心ですけれども、民間の施設なども視野に入れて確保していく必要があるのではないかと。いざというときの避難場所あるいは退避場所として企業の施設等々について、日ごろから連絡をとってお願いをして、いざというときにはお借りをするというふうな取り組みも必要なのではないかというふうに思います。

それから、ホームページについては、13市、詳しく全部見たわけではないんですけども、それぞれ工夫してあって、そして努力の跡がしのばれて、結構見る人も多いんだろうなあというふうに思いながら拝見しましたけれども、寒河江市のものについても最近のリニューアルした後のホームページについても時々見ますけれども、もう少し調べやすいホームページにしていいただいたらどうかというふうに、さっきも言いましたけれども思います。行革の、あるいは振興計画に対する意見の「寄せてください」というのも実は3回ですか、3回ぐらいクリックしないとそこにたどり着けないんですよ。本当はこれは「意見を募集しています」というふうに一面のトップに載せて、「ここをクリックすれば入れますよ、そこに」というふうにするとか、最新のリニューアル情報については、やはり一面トップでぼんと出していくとかというふうな工夫が、これは簡単にできますし、そういうのをやったらどうかということが一つあります。

それから、行政情報の中で最大のものはやはり例規集であります。私もある人から言われたんですけども、「寒河江はそういう点ではちょっと遅れているよ」というふうに言われました。検索の方法についてどうのこうのとありますけれども、とりあえず載せるということが大事なのであって、その後いろいろ改善していくことが可能ですけれども、だって寒河江より財政規模の小さい自治体がやっているわけですからね。そういうので余り難しく考えないで掲載をしていくということが大事なのではないかというふうに思います。

大ざっぱにでありましたけれども、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また何点かに御質問がございました。

いずれかの機会にも申しあげましたとおり、災害というような問題に対応するには、やはり自助、それから共助、公助という考え方が私は大切なのではないかなとこう思っておりまして、自分自身で身を守るという気構え、それからお互い地域同士の中で助け合うと。そしてまた、行政は行政、あるいは団体機関はまた一緒になって対策に当たるといったことが必要なわけだとこのように思っております。

そういう考え方からいえば、先ほども答弁申しあげましたように、こういう個人の住宅ということになりますれば、やはり自分のうちがどうなっておるか、そして自分はどこに気をつければいいのかというようなことを自分で診断するというのも、これも必要だろうとこう思っておりまして、そういう意味でこういうチラシなり診断書が出ておるわけでございますし、また、それに応じて今度は何を、転倒するという被害がある、あるいはそういう防止策として、どう自分の家屋に必要なのかなというようなことは、こういう調査なり、あるいはそれに対応するところの防止策というものが出ておるわけでございますので、そういうものを十分に具体的に個人がお使いになっていただく、あるいは相談なさっていただくということが望まれるとこう思っております。

このわが家のハンドブック、防災ハンドブックなどもお渡ししましてから、全戸配布しましてからしばらくになるわけではございますけれども、どの程度活用されているか、あるいは見直して下さっていらっしゃるかなというような気持ちでおるわけでございますので、いずれこういう防災ハンドブックにいたしましても、先ほど防災マップの話が出ましたけれども、どこに避難場所がある、どこに井戸がある、どこが安全だとかというようなことを、あるいは危険な土砂崩れ箇所がどこだとかと、なるべくそれを大きくしたもので、地域、学区単位ぐらいになるべくこうわかりやすいようなものを、常に目に触れるようなところに置いておくということが、私は必要じゃないかなとこう思っておるわけでございます。

そんなことから1問に答弁したところでございますので、要はやはり資料が行ったり、あるいはパンフレットが配布されたり、あるいはホームページにしましても、やはり常にそれを閲覧し、それをこう我が身のものとして活用する、利用するということが非常に私は求められておるのではないかなと、このように思っておるところでございます。それなりに市としましても対応をしていこうとこう思っておるところでございます。

あと、ホームページについての御注文もございましたけれども、第1問で答弁申しあげたようなことで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 これは今回で終わりというような問題ではありませんで、引き続き取り上げていきたいというふうに思います。

ただし、市民の認識の問題があるんです。つまり、いわゆるマグニチュード 7.8の地震というのがどのような地震なのか。これはもう体験していないわけですからわからないんですね。ですから、そこに危険性を感じる人がいれば、何も感じない人もいます。あるいは、万全の体制をとれる金持ちもいるし、ほとんどその対策がとれない貧しい方もいます。あるいは、強者もいれば弱者もいます。

そういう中で行政がとるべき選択肢は、まず弱者、高齢者、あるいは情報が入らない人に徹底して情報を伝達する。こういう努力をどれだけやるかにかかっているわけです。しかも、あわせて、こういう行政としては対策をとりますよ、とっていますよというふうな情報の伝達を繰り返し、繰り返し行うことが大事だし、あともう一つ大事なものは、災害が、地震が起きることは防げないけれども、災害は防ぐことができる。これはどういう意味かといいますと、例えば、地域の脆弱な地域、あるいは住宅密集地における道路の狭さ、あるいは軟弱地盤の上に土地開発をするというようなことを、さまざまな対策を立てることによって未然に防ぐことは可能なんです。そういうふうな努力を行政としてもやる必要がある。そういういろんな複合的な取り組みがあって初めてこの災害から住民を守れる。

しかも、市長は自助というふうなことを言われました。しかし、実は全国的な今流れとして、個人の災害補償についても公的な責任で行うという方向になってきています。そういうふうな、阪神大震災あたりではそこは全くなかったんですね、そういう傾向は。その後、いろんな被災地の努力、あるいは関係者の運動の積み重ねによって、実は個人の災害補償にまで行政が踏み込むようになってきているわけですので、その自助というだけで物事は解決しない時代になってきているし、住宅を守る、個人住宅を守るということは、いわゆるコミュニティーを守るということにもつながるわけでありまして、社会性が非常に強い性格のものであるという認識にも今なってきているようでもありますので、ぜひそこら辺の認識を再度持っていて、行政としての取り組みを一層強めていただきたいということを要望して質問を終わります。

平成17年9月第3回定例会

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 自助、共助、公助と申しあげまして、何も自助だけを私言っているわけではございませんから、一体となつてとこういふことでございますから、その辺は御理解していただかなければ、私の意図するところが曲げられては困ります。

平成17年9月第3回定例会

散 会 午後1時50分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成17年9月8日(木曜日)第3回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	椛 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	選挙管理委員会
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 事 務 局 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 長
	事 務 局 長

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年9月第3回定例会

議事日程第4号

平成17年9月8日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第3回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成17年9月8日(木)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 1	住宅政策について	木の下区画整理事業の諸課題について	16番 川 越 孝 男	市 長
1 2	福祉政策について	国民健康保険及び国保運営協議会の課題について		市 長
1 3	教育政策について	憲法第92条「地方自治の本旨」を踏まえた社会教育の重要生について		教育委員長
1 4	発達障害児支援について	今年4月に発達障害者支援法が施行され、県や市町村に対策を求めているが、これを受けての本市の対応について伺いたい	10番 荒 木 春 吉	市 長 教育委員長
1 5	行政一般について	第5次振興計画基本構想について 行財政改革の新たな視点について 重ねて見解を問う (イ)総合計画と政策評価、事務事業評価制度の導入について (ロ)透明、公正、効率的な入札制度への改革について (ハ)事業別予算編成について	17番 内 藤 明	市 長

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、9月6日に引き続き一般質問を行います。

川越孝男議員の質問

新宮征一議長 通告番号11番、12番、13番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見や私の考え、提案も含め質問いたしますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号11、住宅政策について、木の下区画整備事業を進める上での課題について伺います。

木の下区画整理事業は、都市計画道路落衣島線、いわゆる内回り環状道路整備の上からも極めて重要な事業となっております。順調な進捗状況と伺って、喜んでいるところであります。

今回は実施計画策定段階で特に配慮してほしい事項に絞って伺います。

県が公表している地価評価の平成14年から16年の過去3カ年分を見ると、本市の9地点すべてにおいて、前年度比が毎年下落しています。平成14年度はマイナス0.4%から、マイナス4.0%の幅であり、15年度はマイナス0.4%からマイナス9.4%で、16年度はマイナス2.6%からマイナス9.9%と、下落の幅も年々拡大し続けており、下げどまりとはならず、今後も下落が続くことが予想されます。

また、市土地開発公社が取り組んでいる宅地分譲もみずき団地は好評のうちに完売されましたが、醍醐住宅団地は27区画中7区画、白岩さくら団地は65区画中15区画が未処分となっております。

さらに、河北町ではひな市通り東区画整理事業が組合方式で進められていますが、保留地処分が思うように進まず、価格の引き下げが避けられない状況となり、保留地処分だけでは事業費の確保が困難な状況になっているとのことであります。

そこで、3点について伺います。

一つは、組合方式といえども、実施計画の策定に当たっては、特に保留地処分の価格については十分な検討のもとに、適正な価格の設定が重要と思います。行政として、どのように対応なされるのか伺います。

二つには、事業区域は地盤が軟弱であることと、山形盆地断層帯、いわゆる活断層の関係から軟弱地盤に対する地盤安定対策は必須の要件と思います。聞くところによると、地盤対策は保留地のみ実施予定とのことですが、地層的に見て、対策が必要な地域であるならば、保留地に限らず、すべて実施すべきではないかと思います。そうでないと、後で地権者や建て主が個々に対策をとらなければならず、経費の面や安全なまちづくりの観点からも問題を残すことになると思いますが、この点について、行政の指導性も含め見解をお伺いいたします。

三つ目には、順調に進んでいるとのことですが、同意状況がどうなっているのか、今後の見通しと、未同意の主な理由について差し支えなければ教えていただきたいと思っております。

次に、通告番号12、福祉政策について国民健康保険及び国保運営協議会の課題について伺います。

私も2度目になりますが、5月から国保運営協議会の委員に委嘱され、国保運営協議会に臨んでいます。国保運営をめぐる状況は医療費の高騰に伴って、保険給付費の増嵩、一方、被保険者の可処分所得が年々減少、加えて企業倒産やリストラなどによる社会保険からの転入、年々ふえ続ける滞納件数や、滞納金額、それに少子高齢化の進化など、いずれも課題は深刻で重要になっていると思っております。

また、予算を議決するのは市議会の重要な任務であります。国民健康保険特別会計の予算案は市議会の審議に付される前に、国保運営協議会で大筋決定されるシステムになっているわけでありまして。

そこで、国民健康保険法の目的を達成するために、国保運営協議会がその機能と役割を果たせるようにするために、一つは、国民健康保険の現状について、二つは、国民健康保険税の滞納者に対する対応について、三つは、国保運営協議会の運営についての三つの観点から伺いたいと思っております。

まず、国民健康保険の現況についてですが、一つは、年々ふえ続ける保険給付費に占める薬剤費の割合は

幾らになっているのか伺います。

二つは、国保税の滞納が年々増加しています。5年前の平成12年度は、滞納件数が151件で、滞納額が1,061万2,650円であり、それらを100とした場合、15年度との比較では、4年間で滞納件数が607件の4.02倍、滞納金額は6,770万9,580円で、6.38倍に増加していますが、滞納状況と滞納要因、理由をどのようにとらえているのか、また、その割合はどのようにになっているのか伺いたいと思います。

次に、滞納者に対する対応についてであります。収納率を上げるためには、滞納の事由や状況に応じ、適切な対応が必要となるのは当然のことですが、できるだけ滞納者と接点を持つようにすることが重要だと思います。

そこで、短期保険証や資格証の交付の実態と交付に際しての滞納者への対応をどのようになされているのか伺います。

次に、国保運営協議会について伺います。

一つは、保険給付費の中でも薬剤費のウエートが大きなものであると言われております。給付費全体の高騰を抑制するために、ジェネリック医薬品の使用キャンペーンが今展開されています。したがって、次期の国保運営協議会委員の選任に当たっては、薬剤師を代表する委員を選任し、それぞれの立場から十分な検討や協議が可能になる構成にすべきと思います。さきの運営協議会の中でも医師会選出の委員の方々からも医師会代表、歯科医師会代表、保険薬剤師会代表の委員が選任されることを望む意見が出されています。任命権者である市長にも、これらのことを前向きに受けとめていただきたいと思います。このことについての市長の所見を伺います。

二つには、被保険者を代表する委員、保険医、または、保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、それぞれ同数の委員が法によって義務づけられています。寒河江市の場合は、それに、被用者保険等の代表等を加え、それぞれの立場を代表する委員で構成されているわけであり、私自身、公益的な立場からの選任であります。実態、実情を知っていないと適切な判断はできないのではないかと考えています。

例えば、収納率を向上させるためにも、滞納者数や金額だけでは的確な対応は不可能です。その原因や理由がわかってこそ、適切な対策が打ち出せるものと思います。

協議会が形式的なものでなく、より実効性を伴った充実した協議を展開し、円滑な国保運営をするためには、事務方の資料や情報の提供など、全面的な協力が不可欠であります。

また、委員に対する研修などを通じて、制度や実情を理解し合う場も不可欠であると思います。このことについて市長の所見を伺いたいと思います。

次に、通告番号13、教育政策について伺います。

6月の議会で憲法第92条地方自治の本旨に対する教育委員会委員長の見解を求めたのに対し、教育委員会では合議制であり、委員長の個人的見解を求められても答弁できないとの答弁でした。担当課との打ち合わせで通告しているにもかかわらず、答弁をそらす市教育委員会の姿勢は議会軽視との批判は避けられないことを指摘しておきます。

地方自治体は、日本国憲法で保障されているはずの自治権が3割自治と言われたように、財政や法的拘束力のない通達などによって、国にがんじがらめに縛られてきました。さきの地方分権一括法によって、憲法制定後半世紀以上経て、ようやく法律上、制度的にも国と地方自治体の関係が上下、主従の縦の関係から対等、協力の横の関係に変わったのであります。もちろん完全な地方分権、いわゆる地域主権を確立するには税財源の移譲がなされなければならないのは当然のことであり、引き続きこのことを求め、実現しなければなりません。

国や都道府県、そして市町村の関係が上下の縦の関係から対等な横の関係に変わったということは、市町

村で間違っただけをしても、監督権限のある部署を除いては、国や県から間違っているのを改めるようにという指示はなされないということでもあります。今は通知として情報の提供や実態の公表はされるが、以前のような通達による指示はなく、間違っただけでもその自治体で改善しない限り、そのまま放置されることになるのであります。まさに、自己決定、自己責任が問われているのであります。

したがって、これからの行政は、指示待ち、マニュアル行政では対応し切れなくなっているのであります。同時に、議会や議員の果たす役割も従来にも増して大きくなっていると思うのであります。

具体例で申し上げますと、個人情報保護法が平成15年5月に制定され、全面施行となる17年4月1日までに、約2年間の猶予があり、その間に地方自治体において個人情報保護条例を制定すべきでありましたが、その間に条例を制定しなくとも、国や県から制定するようにとの指示は出されないのです。それは、上下関係がなく、対等の関係であり、地方自治体の本旨で言う国の制約を受けない独立した団体自治権が地方自治体にはあるからであります。だから、指示はできなくなったのであります。国からは通達にかわる通知を出したり、制定していない自治体を公表するやり方によって変わってきているのであります。

したがって、個人情報保護法は本年4月1日より全面施行となりましたが、寒河江市の個人情報保護条例は6月議会によろやく提案、決定されたのであります。そして、9月1日から施行されていますが、一部については本年12月1日施行という状況になっているのであります。

しかし、国が一番上で、その下に都道府県があり、その下に市町村が置かれているというのが明治以来、長年続いてきた仕組みであったことから、今回の改革は多くの市民にとって、言葉ではわかって、なかなか実感として理解しにくいことのようにあります。こういった社会の基本的なルールが理解されることによって、時代に適合した社会活動への参加や協働のまちづくりの成果が期待できると思うのであります。

そこで、3点について伺います。

一つは、社会の仕組みや基本的なルールを市民が理解し合うことは極めて重要なことであり、社会教育の果たすべき課題と思いますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

二つには、地方自治は民主主義の学校とよく言われます。住民自治、住民参加の方策の一つとして、住民の各界、各層から成る委員会、審議会などの設置がありますが、その委員の選任方法が自治の熟度を示すと言われております。寒河江市教育委員会の所管の各種委員会、審議会等への公募委員の公募制の導入状況と県内13市の寒河江市を除く12市の現状とその傾向について伺います。

三つには、寒河江市男女共同参画計画の目標と具体的な取り組み状況と実績についてお伺いいたします。

重ねて、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、住宅政策、木の下土地区画整理事業の諸課題について答弁いたします。

木の下土地区画整理事業につきましては、平成16年2月に組合が設立され、平成16年度に路線測量、道路詳細設計、物件調査積算などを行い、今年度においては実施計画書の作成に取りかかっております。実施計画書の作成に当たっては、区画道路等の見直しや地盤対策、用排水や下水道などの調整を行いながら、月平均1回の理事会を開催し、検討を重ね、地権者への座談会も行い、現在最終的なまとめの段階に来ているようであります。

また、換地設計にも並行して取り組んでおり、今後、仮換地指定に向けて進めていくところであります。

土地開発公社が分譲したみずき団地は本年6月に完売し、次々と住宅が建てられておりますが、御案内のとおりでございます。これも緑豊かな住宅団地というコンセプトと、分譲価格を低く抑えたことが大きな原因ではあると思いますが、分譲を受けた方の4割が県外、市外からの方であり、花と緑せせらぎで彩るまちづくりなど、これまで取り組んできた本市のまちづくりも大きな勝因ではないかと思っているところであります。

また、みずき団地分譲の成功が木の下土地区画整理事業への追い風になればと期待を寄せているところであります。事実、木の下保留地処分はいつからか、価格はどのくらいか、との問い合わせも来ているようであります。

次に、保留地の処分価格についてでございますが、地価が下がっている状況のもとで、保留地の価格決定に当たり、どのように配慮しているかという御質問がございました。

保留地の処分価格については、事業立ち上げのための当初事業計画を策定したときも、不動産鑑定を行い、平均処分価格を算出したところでありますが、価格変動もあることから、実施計画作成に当たって、再度鑑定を行っているようであります。処分に当たってはこれらの結果を踏まえ、処分時期までの地価変動率を考慮し算出されることになっております。

平成16年度の市内の地価調査結果においては、調査地すべてにおいて下がっているという結果で、事業地内の鑑定結果においても同様であり、厳しい状況にあると思っております。今後の価格設定に当たっては慎重に検討し、リスクを避けられるようにしていかなければならないと考えております。そのためには、できるだけ事業費の縮減を図っていくことが必要と考えております。その方策として、現在公共事業等で発生する良質な残土を盛土材として積極的に受入れを行っており、山形市内の県施工の橋梁工事現場や市の下水道工事などから、事業地内の西根側に運搬してもらっており、また、国営かん排事業の高松工区からの残土もストックしているところであります。今後においても国土交通省、県、市の工事など、あらゆる現場から可能な限り受け入れてまいりたいと考えております。

また、これまでにおいても設計業務の一部については、市担当技術職員がみずから設計監督を行っており、極力委託費の縮減を図ることに努めているところであります。

さらに、今後工事を発注する場合においても効率的な発注方法により、より縮減を図っていくことを考えております。

保留地を売っていくためには、土地を求める人にとって、価格も当然であります。土地の立地条件、イメージなどが最も重要なことでもあります。この木の下地区は市街地の東側に位置し、国道112号線、県道などの幹線道路に接続され、交通アクセスに恵まれたところであります。また、寒河江と西根小学校への通学至近距離にあり、子育てなどには欠かせない好条件なところでもあります。

区画整理事業により、事業地内の内回り環状となる都市計画道路落衣島線、東西を結ぶ下釜山岸線が整備

されますが、市としましても下釜山岸線の七日町地内から市役所前の中央通りまでの区間を、新規事業として整備をすることに考えております。完成時にはこの通りの愛称を、市の緑に指定されたぎぼうし通りとし、既成市街地へのアクセスの向上が図られることとなります。

また、生活する上で衣食に係る店舗への利便性も重要でございます。事業地内には商業用地も確保されており、スーパーの進出について1社から計画図が提出されるなど、具体的な動きもあるようであります。最近では市内の開業医の方からも保留地を希望したい旨の問い合わせがあり、早速係が出向き、説明を申しあげたりしているようであります。

また、住みやすい環境をつくり、継続していくために、みずき団地でも行っている建築物の用途、高さ、壁面などの位置や、盛土高の制限などのまちづくりのルールとなる地区計画を、木の下地区にも定めてまいりたいと考えているところであります。

さらに、親しまれるネーミングでよりイメージアップを図るため、9月5日号の市報で愛称を募集しており、また、近々中に組合のホームページでも募集をすることにしております。

以上のように、売れる条件を整えながら、今後の保留地の処分に当たっては、さまざまなマスメディアをフルに活用し、県内外に情報を発信してまいりたいと考えております。

御質問にもありましたとおり、何と申しましても保留地処分が最大の課題であると思っておりますので、できる限り事業費の縮減を図り、処分単価も抑えた中で円滑に事業が推進されるよう組合としても努力していただき、市としても的確な技術支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、この木の下土地区画整理の地盤対策についてでございます。

当初の事業計画では、都市計画道路と保留地について盛り土による圧密工法とし、一般宅地については、現地盤から40センチの掘削置き換え工法で計画しておりましたが、その後、土質試験や地盤解析など、詳細な調査を行い、最適な地盤対策工法を決定していくこととなっていたところであります。これらの調査を平成16年度に行い、さまざまな試験データをもとに工法別費用の比較検討も考慮した結果、一般宅地も保留地同様の対策をとっていくことに組合の理事会で決定され、地権者にも総会の席上で説明をしているところであります。

このようなことで、地盤については、道路、保留地、一般住宅とも、すべて圧密工法で対応することとなり、それぞれ心配のない支持力が得られるよう計画することになっているようでございます。

次に、同意状況等についてでございます。

平成16年2月の組合設立時点での同意率は84.4%でありました。その後、組合員の中で相続された方もおり、現在の総組合員数は120名になっております。同意者についても理事の方々の努力によりまして、設立当時から3名ほどふえ104名となり、同意率は86.6%になっております。引き続き同意率向上のために事業の説明をしながら、理解を深めているとのことであります。

未同意者は、宅地所有者が多く、その主な理由としては、反対しているわけではないものの、換地先や個々の減歩率、移転補償費など、現時点では明確でないことから、総論や方法論による説明のため、これらを提示されたときに検討させていただくというのが大半のようでございます。今年度仮換地指定を予定しており、その説明の中で具体的な数字等を示し、同意を求めていきたいと考えているところであります。

次に、福祉政策としての国民健康保険、そして国保運営協議会の課題について何点かの御質問がありましたので、お答え申し上げます。

議員も国民健康保険運営協議会の委員の1人でありまして、御案内のとおりかと思っておりますが、国保制度を初めとする医療保険制度は、これまでも制度改正が繰り返されてきましたが、国保加入者の高齢化及び医療技術の進歩、高度化など、医療環境の整備と相まって、医療費について年々増加しており、本市のみならず、全国的に国保の財政運営は厳しい状況に置かれております。

さて、御質問の国保医療費に占める薬の割合についてであります。御案内のとおり、保険者への薬の請

求は制度上、国保、社保を問わず、病院や診療所における院内処方であれば、診療報酬明細書にて一緒に行うこととなっており、薬分を区分することはできません。区分できるのは院外処方箋による調剤報酬明細書における薬についてのみとなっております。したがって、本市の国民健康保険における院内処方と院外処方を合わせたところの御質問の薬の割合についてお答えすることは困難であります。

ちなみに、本市が作成している平成16年度国民健康保険事業年報によりますと、院外処方箋で行われた調剤費用額は医療費全体の11.2%となっております。

次に、国保税の滞納状況とその要因についてでございます。

平成16年度の滞納状況は、延べ件数で滞納繰越分が1,121件1億700万円、現年度分は683件7,600万円となっております。

また、滞納要因についてでございますが、やや就業環境がよくなったとはいえ、過去に事業の失敗や不振で負債を抱えている方、会社の倒産によって失業している方、ひとり暮らしの方で病気がちの方などで納税が困難となってしまった方がほとんどであります。

滞納者の措置についてでございますが、御案内のとおり滞納者の措置については、国保の法律第9条第3項の規定により、滞納者の世帯主に対し、被保険者証の返還を求めることが市町村の義務規定になっております。本市では8月と2月の年2回滞納者措置審査委員会を開催いたしまして、決定しております。

本市の国保加入世帯数は7,108件であります。滞納者措置審査委員会に諮り、滞納者措置件数は271件であります。内訳としましては、有効期限が半年となっている短期保険証を172件、それから医療機関の窓口で一たん全額を支払いし、後日に特別療養費として申請できる資格証明書を99件交付しております。

滞納者への対応としての短期保険証の交付につきましては、1年以上滞納しているが、何らかの理由で分納している方や、納税が困難である旨などを弁明している方などであります。

資格証明書の交付につきましては、1年以上の滞納者で弁明の機会の通知を差し上げたにもかかわらず、何ら納税相談を受けようとせず、かつ納税指導に全く応じない方や納付を約束しても履行しない方など、誠意を欠く滞納者を対象にしているところであります。

日ごろより、税務担当課では督促状、催告書の送付はもとより、納税相談や指導を滞納者に実施してきているところであります。

滞納者措置に当たっては、税務担当課と国保担当課でも滞納者に対して、納税相談と合わせ弁明の機会を2週間程度設定し、滞納者との接点の機会を多く設けております。ちなみに、このたびの保険証更新に伴う滞納者措置に当たって、滞納者との接点の機会を得ることで、納税された件数は42件、税額にして260万円となっております。

次に、国保運営協議会の委員に薬剤師を選任してはどうかという御質問でございますが、国保運営協議会の組織につきましては、国保法第11条及び同法施行令第3条の規定により決められております。本年度第1回国保運営協議会を6月に開催しまして、11名の委員の方々に委嘱状をお渡ししたところでございます。委員の定数につきましては、国保条例第2条の規定により、被保険者代表、保険医または保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ3名、そして被用者保険等代表2名となっております。

さきの第1回運営協議会のその他の意見の中でも薬剤師の選任について話題になり、保険医代表委員から、賛意も出されていたことも承知しております。

御承知のとおり、現在の運営協議会の委員の任期は平成19年5月までとなっておりますので、次期の委嘱に当たっての参考とさせていただきます。

次に、運営協議会の委員に対しての情報の提供についてでございます。

運営協議会は市町村の諮問機関であり、国保事業の運営に関する重要な事項について市町村長の諮問に対して審議し、その結果の意見を市町村長に答申し、市町村長の判断資料にするという役割を果たすものでございます。御案内かと思えます。このため、運営協議会の開催に当たってはこれまで諮問内容につい

て、委員の方々が審議しやすいように、事前にできる限り多くの資料を提出しているところであります。

加えて、国保連合会で発行している機関紙「国保やまがた」も委員の皆様提供し、国保をめぐる状況などについての情報として提供しているところでございます。

以上でございます。

新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 初めに、社会教育が果たすべき課題についてお答えを申し上げます。

社会教育法では、その第2条に社会教育とは、学校教育法に基づいて学校の教育課程として行われる教育活動を除いて、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動とつたっています。要するに、社会教育は学校教育以外の諸教育活動を担うということになります。

さらに、地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成と頒布、その他の方法によってすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずから実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない、このように規定しております。

そこで、教育委員会としては、まちづくり、地域づくりを担うのは人であって、個性的で魅力あるまちづくりを進めていく上での創造力ある人材を育成することを基本方針として、地域住民の学習要求と課題を把握しながら、生涯学習の理念に立って、それぞれのライフステージにおける課題に応じた各種の学習会、あるいは講座を展開し、各人がそれぞれ課題解決を図り、自己実現を果たすことを支援するとともに、豊かで潤いのある地域社会づくりを目指しているところであります。

このように、市民みずからが、それぞれ持っている学習課題に向けて、主体的に学習していくことをサポートし、市民の一人一人が生きがいを創造し、ひいてはそれが活力のある地域社会づくりに貢献していく、このことを期待しながら今後とも社会教育活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会所管の各種委員会等についてお答え申し上げます。

条例に基づくものとして、社会教育委員、各地区公民館運営審議会、図書館協議会、スポーツ振興審議会等々がございます。審議会の構成委員はそれぞれの設置目的に応じた委員、各種団体の代表者等で構成されており、広範にわたり、広い見地から意見交換がなされており、審議会等はその本来の目的を果している、このように思いますので、現在のところ公募による委員は考えていないところであります。

次に、県内13市の状況について御説明申し上げます。

現在、公募制を採用しているのは山形市等6市があるようでございますが、そのほとんどが男女共同参画社会推進協議会やその他の懇話会のメンバーとして若干名を委員としているようであります。

次に、男女共同参画社会づくりにおける各種審議会の女性委員の状況について、お話し申し上げます。

山形県では、国の男女共同参画社会基本法を受けて、平成13年3月に山形県男女共同参画計画を策定し、平成17年度までに、県の審議会等の女性委員構成比について、その全体で30%以上とする数値目標が設定してあります。

本市では特に数値目標は設定しておりませんが、現在審議会等が28ありまして、351人の委員のうち、女性委員は84人で、女性の占める割合は23.9%になります。県平均は、21.0%、13市の平均は22.4%となっております、13市の中では本市は上位に位置しております。

また、男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会づくりの推進のために、今後、国、県の計画を受けながら、本市にふさわしい計画を策定していく所存でございます。

以上でございます。

新宮征一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたので、さらに理解を深め合うといえますか、政策の点、よりよいものをつくるというふうな意味から2問目に入らせていただきというふうに思います。

それで、住宅政策の木の下の区画整理事業の関係でありますけれども、特に、今回私のところに市民から寄せられた意見というのは、先ほど市長の1問目の答弁にもありましたけれども、保留地の価格の設定というのは、これは極めて重要だというふうなことであります。特に、今お隣の河北町で、大変な状況になっているという、そういうことを目の当たりにしている市民の方々が心配されているわけであります。

河北町のひな市通り東区画整理事業、もう仮換地も終わって、保留地処分をしたそうでもありますけれども、売れない。価格の引き下げをしても売れないというふうなことで、そういう状況になっていて、もう値下げをしているわけですから、歳入不足を組合の拠出で賄う事業の計画変更をしなければならぬという状況に陥っているんだそうです。

そして、その臨時総会も今月中に予定をされていると。もちろんそうなりますという、特別決議というふうな形になるわけですから、なかなか大変な状況になるというふうなことで、今こういうふうに地価が横ばいというか、地価が上がっている時代のときだということ、保留地の設定の仕方というのは、異常に今のように下がっているときには大変だと。その判断の誤りが事業全体の変更まで、途中で余儀なくされるというふうな状況があるようでもありますので、先ほど、市長は十分再度鑑定しながらリスクを避けられるようにしていきたいというふうなことでありますので、ぜひそういう心配のないように特段の配慮をお願いをしたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、地盤対策も全体的に、こうやるというふうなことであったわけでもありますけれども、特に寒河江市でも陵南中学の周辺など、あの道路などもこれまでも築造して、何回かこういうふうになって、やり直しをしてきている経過あるわけでもありますけれども、地盤の問題というのは本当に重要だと思いますので、今回十分調査されて、やっているようでもありますけれども、特に、注意をしてやっていただきたいということを申しあげておきたいと思います。

それから、福祉の方の国保の関係でありますけれども、今の状態では、医療費全体の中で、あるいは国保などの保険給付金の中で、実質的に医療行為にかかわる部分と薬にかかわる部分がわからないという状況のようなんです。今レセプト点検やったらそれはできない。今のやつも院内で薬が院内処方の場合には医療の方に全部組み込まれていて、分けては見ることができないというふうな状況のようです。そして前に、この議会で平成14年の3月議会で、遠藤議員の質問に当時の病院の院長も答弁されておったわけでもありますけれども、当時もね、医療費全体で30兆円産業と言われると。その中で薬の占めるのは7兆円というふうに言われるというような、こう全体的な話が出るんですけども、だから寒河江市で国保なら国保の中で医療の分と薬の分というふうになるとわからない、こういうふうな状況なんです。

したがって、ぜひ、本当に今どこをどう改善しなければならないのかということ国保運営協議会あたりで真剣に検討するためには、そういうふうなのがわかるような形に、医療行為の部分と薬代というのはどれぐらいかかっているのかというのを、把握できるようなシステムといえますか、これをつくってもらえないという、これは国保でもそうですし、その他の保険の関係も同じだというふうに思うんです。

したがって、こういうふうな関係については、それぞれの担当の方から上部の方にね、県や国を通じてそういうものができるように、数字がわかるようにしていくことが、今日のこういう医療保険の大変な状況はみんなわかるわけでもありますけれども、それをどういう実態になっているかということが把握し切れない、することができないような今のシステム、これを変えていただきたいというふうに思うんです。

ただ、寒河江市でできるとかなんかでないことは十分承知しています。したがって、そういうことを私どもも国保運営協議会という私は委員にもなっていますので、そちらを通じても次の会議の際などには提

起していきたいというふうに思いますけれども、行政は行政サイドでそういうものを挙げていただきたいというふうに思いますけれども、このことについての見解もお聞かせをいただきたいということが一つです。

それから、14年の3月議会で病院の当時の院長はジェネリック薬品を使っていきたいと。同じ効力があるのであれば安い後発薬品のジェネリック薬品を使っていきたいというふうなことで、答弁をされています。しかし、そのときに、さまざま問題点などもこういう心配があるというふうなこともあったわけでありますから、あれから3年経って、どのように改善されているのか、制度的なものもありますし、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それで、14年の答弁では13年度の11カ月間で市立病院で使っている薬、1,025品目使ったそうですけれども、その中でジェネリック薬品が34品目で3.3%、金額にして4億8,515万円の総額でありましたけれども、ジェネリック薬品34品目の薬代が520万円ということで1.1%という話がありました。

それで、現在16年度の状況はどのようになっているのか、数と金額でそれぞれ教えていただきたいと思いません。

と同時に、16年度でそのジェネリック医薬品を使わないで、先発の薬品を使った場合との差額、どのようになっているのか。この辺もお聞かせをいただきたいと思いません。

それから二つ目は、当時国の方でもジェネリック薬品について5,500種類ほど出回っていると。したがって、それを国で再評価をしますと、11年から16年ごろまでかけて、5年間をかけて国で再調査をして、そしてそれぞれの薬品について大丈夫なのかどうなのかを、する作業を進めていますというふうなことがあったわけでありますけれども、その作業が終了しているのかどうなのか、その結果がどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それから、3点目、ジェネリック薬品を使っていきたいけれども、こういう問題もあるんですというふうなことで、4点ほど出されました。その一つが、保険適用の差がジェネリック薬品の場合、これには保険効くけれども、こっちの病気で使った場合には保険効かないという問題があるというふうなことが当時言われましたけれども、そういう保険の適用の関係で今現在改善されているのかどうなのか。されている部分がどの程度あるのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それから二つ目が、開業医というか、個人医院の場合、個人の場合にはそのドクター自身がこの薬品のかわりこのジェネリックを使うというようなことで、自分の頭さえ切りかえるといいんだけど、病院などのように、複数の大勢のドクターがいるところでは、なかなか切りかえが、連携がうまくいかないと。特に市立病院のように、山大から派遣医師がいるというようになると、派遣医師は1週間それぞれの病院に行っていると。Aという病院ではAという先発薬品のかわりに、Bというジェネリック薬品を使っていますけれども、今度別な病院に行ったときにはCというジェネリック薬品というようになるとなってくると、なかなか混乱するというふうなことが言われていました。しかし、その内部でそういう体制をつくる必要があるというふうに思うんですが、その辺の関係、どのように改善、克服、あるいは対応策を検討されているのかお聞かせをいただきたいと思いません。

それから三つ目、薬買う際、市立病院で薬を採用する際に薬事審議会に諮って、3カ月間の仮採用をします。そうした場合には、仮採用して、必ずその薬が引き続き本採用になるというふうにも限らないと。したがって、仮採用のときには小口にというか、少量買いたいんだけど、ジェネリック薬品は大量になるのよと。小回りが効かなくて、逆にロスがあるんですというふうなことを言われておりましたけれども、この辺は逆に国保運営協議会の中でドクターらとこの前協議した際には、そういう心配ないのではないかとこの

うなことも言われておりましたので、実際、この点、寒河江市立病院に納入している業者との関係などで、改善が図られているのかどうかのね。今なおそういう問題が引きずっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから四つ目の心配として、薬品の製造会社が小さい会社の場合、もしか薬品に混入していたとか、あるいは副作用が出たなどという場合にはその情報の回りがおそいのではないかと、こういうことが心配されるというふうなことを言われておったわけでありましてけれども、もちろん薬事審議会にかかって出た薬品である限りは、ジェネリック医薬品であっても、何かあった場合にはもちろん届出義務やなにかの使った方であるわけでありまして、製造元が大きい、小さいには関係ないのではないかとこのように思いますけれども、この辺の関係がその後どのようにになっているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市立病院での薬の購入方法というのはどういう形で今現在なされているのか、そういうふうなことも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

なぜ、そういうことを言うかという、やっぱり医療費のうちで、大変大きな薬代の占める割合も全く無視できないというふうに思うんですね、したがって、そこら辺をより安く保険の給付費を抑えていくというふうなことからすれば、同じ効果があるのであれば、安いものを使った方がいいのではないかとこのようにお尋ねをしています。

今、テレビでももうスポットで入りますね。ジェネリック薬品を使いましょうと。ぼつぼとスポットでテレビコマシャルも入っていますけれどもそういうふうな時代でもありますので、お聞かせをいただきたく思います。

それから、教育委員会の方のお尋ねでありますけれども、公募制、必要ないというふうな今のところ、いろいろな団体からみんな入ってもらって委員会などを構成しているので、問題なく各界、各層の意見が把握できているのではないかと、あるいは反映されているのではないかとこのように思いますけれども、1問目でも申しあげましたが、やはりここがね、その自治体のやっぱり自治の熟度があらわれているというふうに言われているんですね。やっぱりもう当局が各界、各層からでありますけれども、こっちで委嘱をする、任命をするというふうなね、言葉を変えれば官選なんですね、上の方で選ぶ、そこが、全部とか何か言っているのではない。1人でも2人でもその中にみずから入っていくというね、こういう基本的な、だから憲法92条の地方自治の本旨なんですよ、住民自治というそういう問題。

そして今、どんどん昔の官選、上からのやつでなくて、いろいろな各団体から入ってもらって委員会を構成するというようなのが、一つのそこまでの段階としてありました。その次の段階が官選でなくて、みずからが、住民が参加できるということが公募の部分なんですけれども、それがこの今日の段階で、逆に13市の動向というのはそういう意味で聞いたんです。数がどうあるでなくて、それが前にしていたけれども、減少してきているというね、やめているというふうなことなのか、六つになったけれども、何年前まではなかったのがふえてきていますということなのかね。

ましてや地方分権一括法が通ってこういうふうになっている時代には、そういうものをしていくことがこういう委員会、審議会の形で言えば、次のステップに踏み出すというね、各界、各層の人でもって構成するという部分が1段階だとしますという、その委員の選任の仕方、官選から公募、住民がそこに手を挙げて入ってこれる道を開くということが次のステップというふうに言われているわけでありまして、そういう意味で、教育委員会もぜひ受けとめていただきながら、県内で六つの地域にないということではなくて、六つに広がっていているということを受けとめていただきたいというふうに思うんです。そういうことについての見解がございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、市の男女共同参画計画のこのことなども、ぜひ先ほどあったように、つくっていただきたい。つくっていただくというと、確かに今寒河江市では23.9%の女性の方々も参加をしているというふうなことでありますけれども、さまざま私どもにも問題として言われることもあります。言葉適切でないかというふうに思いますけれども、さまざまなこの今のあり方での偏重などがあると。これらを是正する大きな力になると思います。

したがって、先ほどの答弁にありますように、早急にそういう国の法律や県の計画などにも沿った形でつくっていただきたいということを申しあげながら、このことについての見解もお聞かせをいただいて、2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 国保の医療と薬分が区分できないでわからないというふうなことは、そういうシステムになっておらないから、分けることができるようなシステムになっていないからということの御指摘のようでございます。

これは、県やら、あるいは国保連合会等々にお話しをして、わかるような方法が生み出されるのか、あるいはやっぱり難しいのかというようなことをお尋ねしてみたいと、このように思っております。

それから、市立病院の薬の使用状況とか、ジェネリックの問題、あるいは購入状況等々についての第2問での質問があったわけでございますが、これはですね、そもそも国保との関連質問としての第2問としてはなじむのかなと、こういうふうに私は思うわけでございまして、第2問としましては、やはりおのずから限界があるのではないかと。こう考えるところでございまして、それで、今病院関係の薬品のごことで御質問いただいたようなことにつきましては、改めてこの一般質問通告書の中に質問事項ということをはっきり出していたかなければ私はいけないのではないかなと、これは議会のルールとしてそれは必要ではなからうかなと、このように思っておるわけでございますので、議長のこれは御裁断といたしますか、御意見を伺って、そして決めてまいりたいと、このように思っております。

新宮征一議長 教育委員長。

大谷昭男教育委員長 何点かございました。

私の方からは男女共同参画社会形成についてお答え申し上げたいというふうに思います。

その他、具体的な数値にもかかわることもございましたし、そこは教育長、あるいは所管課長がお答え申し上げます。

男女共同参画社会というのは、今かなり前からこれは正式に言うと平成に入って間もなくだと思います。いわゆる臨教審を受けながら出てきた概念であるというふうに私は理解しております。男女が力を合わせて、そして一緒になってパートナーシップを組みながら社会をつくっていかねばならないと。それで、それには単なる活動の分野だけではなくて、施策の決定、意思決定の分野にまで協力していかねばならないんだという理念だというふうに理解しております。

それで、そういう中で考えますと、単に教育という分野だけではないのだと、そういう認識に立って、私もちょうどそのころ男女共同参画社会という言葉が出始めたころに委員の1人として県の方でかかわった経験がございます。それは、教育委員会所管ではなかったというふうに思います。いわゆる知事部局のあの当時は青少年婦人課と言いましたか、婦人がおかしいというので女性課になったと思いますけれども、そこが所管になって、そしていろいろな施策の中に、この理念をどう生かしていくかということが求められたんだというふうなとらえ方で推進した経過がございます。

先ほど、今後計画していきますというふうにお答え申し上げましたけれども、前からお答え申し上げますように、寒河江市の教育は今後どういうふうな形が望ましいのかという観点で振興計画を策定していく計画がございますし、今その検討に入っているわけでありましてけれども、そういう中で一つの理念、考え方というふうになるかと。単に何人そこに加わっているということだけではなからうというとらえ方で取り組んでまいりたい。基本的な考え方です。

以上、私の方からお答え申し上げます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

なお、先ほど市長の方から、議長の判断でという言葉がありましたけれども、この件について議会運営委員会を開いていただいて、その方法について検討していただきたい、このように考えます。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時33分

新宮征一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋議会運営委員長。

高橋秀治議会運営委員長 ただいま議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告いたします。

川越議員の第2問において、市立病院のジェネリック薬品の使用状況についての質問がありましたが、一般質問における第2問及び第3問は、最初の質問に対する答弁に満足できない場合に行うものであり、新たな事項を取り上げるべきではなく、今回の一般質問の第2問にはなじまないという結論に達しました。

以上でございます。

新宮征一議長 ただいま議会運営委員長より報告がありましたので、この件についてはそのように取り扱いたします。

川越議員。

川越孝男議員 ジェネリックの問題については、改めて別な場でお尋ねをしたいというふうに思います。

ただ、打ち合わせの段階で事務方で準備していただきまして、大変御苦労さまでございました。御礼を申しあげておきたいと思います。

それで、教育委員長にお尋ねしますが、委員の公募制の問題について、再度、2問目でも世の中の流れやなんかについてそういうふうになっている。そういうそれぞれの機関のその熟度、民主主義のね、この状況を見る一つのものになっている。あるいは、その住民の意思も一時はその組織をつくる。その次、もう一歩進んだ段階というようなことで申しあげ、そういうふうなことを、もう成熟した民主社会を構築していくというふうに言った場合には、必要でないというふうなことでなくて、そういうものを追及していかなければならないのではないかというふうな立場で私申しあげながら、県内で六つしかないというのではなくて、六つにふえているという、こういうふうなことを受けとめていただきたい。このことについての見解もお尋ねをしたんですが、私聞き漏らしたのかどうか分かりませんが、ちょっと再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

新宮征一議長 教育委員会委員長。

大谷昭男教育委員長 先ほど、休憩前に第2問に対するお答えを申しあげるその冒頭に、男女共同参画社会構築についてのことは私の方からと。で、その他ありましたので、そちらの方は教育長、あるいは所掌課長の方からというお話を申しあげました。それでは、教育長、あるいは所管課長の答弁を申しあげます。

以上です。

新宮征一議長 教育長。

芳賀友幸教育長 委員会等の委員の公募について、お答えを申し上げます。

現状についてのお尋ねというとらえ方をしましたので、第1問の委員長答弁では、県内12市の状況だけをお答え申し上げたところであります。

県内の12市の中で、6市が採用しているという答弁を申し上げたところでございますけれども、公募制をとっている市においても、なかなか公募をしても委員が集まらなると、こういったような苦慮をしている市もあるというふうなお話もお聞きをしております。寒河江市における今後のことについては、課題というとらえ方はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

荒木春吉議員の質問

新宮征一議長 通告番号14番について、10番荒木春吉議員。荒木議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告してある課題について質問をいたしますので、市長及び教育委員長の答弁をよろしく願いいたします。

昨年12月10日に、国会で発達障害者支援法が成立し、今春の4月1日から施行されました。発達障害とは、心身の機能の発達が困難な、あるいは極めて緩慢な状態と定義され、共通点は脳の機能的問題が先天的にあり、幼少時から症状が見られるものを言います。

同法第2条によると、他人とのつき合いが苦手で、こだわりの強い自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害。特定の学習だけが苦手なLD。不注意で落ち着きのないADHD（注意欠陥多動性障害）の四つが規定されています。作曲家のモーツァルトやベートーベン、科学者のニュートンやアルバート・アインシュタイン、発明家のエジソンたちも典型的なADHDの症状があったと言われていいます。

また、発達障害者の中で、特に18歳未満者を発達障害児と呼称しています。発達障害児は通常学級の6.3%とも言われており、少人数学級であれば、2人弱の計算になります。発達障害児支援の対処法は、早期発見対応が原点であり、完治はしないが、症状が抑制できるものと思う。

そこで、同法では、各自治体に対策を求めているが、本市における対応と取り組みはどのようになっているのか伺います。

本県も6月の補正予算に1,200万円を計上し、上山市に支援センターを設置をしようとしています、それへの対応についてもあわせて伺います。

また、同法第21条では、国民に対する普及及び啓発を各地方公共団体に課していますが、本市のそれへの対応をどのように考えているのかお伺いいたします。

学校教育の現場では、完全週5日制とゆとり教育の導入以来、学力低下が懸念されるようになってきました。週刊エコノミスト7月19日号に「跳び箱は誰でも跳ばせられる」の著者である向山洋一氏の「学力低下の本当の原因を話しましょう」というインタビュー記事が掲載されました。氏は、三つの本質的原因を述べていますが、そのうちの 하나가、発達障害児への不適切な対応です。専門家の指導で指示の仕方や扱いやすい教材での訓練をすれば、3カ月ほどで人様並みになれるのに、大抵は放置され、不注意だとしかられてばかりいる悪循環に陥り、自信喪失や不登校、引きこもりなどの二次障害になる確率も高まると言われています。親と先生方が、このことを理解しているだけでも肩の荷が軽くなるうというものです。

学校教育の目的は、プロの先生によるよき授業があれば達成されると思います。そして、特別支援教育の目的は将来就労、自立して税金を納められる大人になってもらうことだと思います。世はノーマライゼーションの考え方が広がりつつありますが、健常者とともに障害者も能力に応じて支援教育を受けて、社会の充実発展に寄与しなくてはならないと思います。

本市における発達障害児への支援として、学校教育の現場ではどのような対策がとられているのかを伺って、第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

御指摘のように、発達障害者支援法は、ことし4月1日から施行されることになった新しい法律でございます。この法律で支援の対象としている発達障害者とは、一般に自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害児などの脳機能障害の方々を総称したのですが、これらの方々は、全般的な知能のおくれなどの知的障害を伴っていないことが多いことから、これまでの障害者福祉対策の対象外として、十分な支援を受けることができなかったものでございます。

これらの方々の社会的自立と安定した生活の実現を図っていくためには、幼児期から成人期に至るまで、それぞれの障害の特性に応じた継続的、個別的な支援やサポートが必要であるにもかかわらず、どちらかといえば、子供の育て方の問題として処理されてきたものが多く、このたび初めて法的に障害者として位置づけられ、必要な支援策が講じられることになったところでございます。

それで、対応と取り組みについてでございますが、この法律で市町村に求めている支援のための施策としては、児童の発達障害の早期発見、それから早期の発達支援、保育、教育等の配慮、さらに発達障害者の就労支援、地域での生活支援など、障害児・者の生活全般にわたっております。

このうち、発達障害の早期発見については、1歳6カ月や3歳児健診を初め、乳幼児健診などで対応しており、発達障害と思われる児童が発見された場合には、各専門機関、いわゆる医療機関とか、教育機関、それから児童相談所、総合療育訓練センターなどと連携しながら早期の療育発達支援を行っております。

また、保育等における適切な配慮につきましては、市立保育所において、障害児保育に取り組むなど、対応しているところでございます。

さらに、発達障害者の就労支援につきましては、関係機関、いわゆる公共職業安定所、それから障害者就業生活支援センターなどの協力を得ながら進めることが必要でありますし、地域での自立生活のための支援につきましても、今後の国や県の動向を踏まえ取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしましても、発達障害者は一人一人の状況に応じた個別的支援が必要であり、そのためにも関係機関相互の連携が不可欠であることから、障害者支援のネットワーク、保健師、福祉事務所、総合療育研究センター、医療機関、公共職業安定所等を一層充実させていくことが必要であると考えております。

なお、普及、啓発に対する市の取り組みであります。市報を初め、乳幼児健診や各種健康教室などの機会をとらえ、発達障害に関する市民の理解を深めるため、必要な啓発活動を行っております。

次に、障害者支援センターへの本市の対応という質問でございますが、発達障害者支援センターは発達障害の早期発見、早期の発達支援、就労支援、医療等の業務及び家族への相談、助言等を行う施設としまして、法律により県が設置するものとされております。山形県においては、現在上山市にある総合療育訓練センターに本年10月中旬に併設される予定となっております。

そこで、本市の対応ということになります。支援センターとの密接な連携を図ることにより、発達障害児・者及び家族に対する適切な支援が行われるよう、密接に連携して、活用を図りたいと考えておるところでございますし、同センターの果たす役割に期待しているところでございます。

私の方からは、以上でございます。

新宮征一議長 教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 発達障害を持つ児童生徒への教育的な支援という点で、お答え申し上げます。

御案内のとおり、いわゆる発達障害を持つと言われている児童生徒は、それが外見上わかりにくいという発達障害の特徴のためか、学校生活において、時にはトラブルやあるいはパニックを起こすなどの困難性を示すことがございます。また、これらの子供の中には、幼少時から称賛よりはむしろ叱責が多いという環境の中で成長したということもあってか、あるいはそれが多いということもあってか、自分に対する肯定感を持たずに、意欲そのものをなくし、本来の力を発揮できずにいる、いわゆる二次障害を招いているケースもあると、このように推測されています。

また、これらの子を持つ保護者の中には、子供がほかの子供のように生活できないのは、自分の育て方が悪いのだと、または本人の努力が足りないのだと、このように誤解している、あるいはそういうふうに誤解してしまうケースもあるようにお聞きしております。

これらのいわゆる二次障害を防ぎ、その子が本来持っている力を最大限発揮させ、将来の社会的な自立への資質を育むためには、学校はもちろんのこと、保護者を含めた家庭、地域における発達障害に対する正しい理解とその子に応じた支援が大切であると、このように考えているところであります。

まず、学校現場においては、平成15年度から文部科学省の委嘱を受けて、特別支援教育に取り組んでまいっております。これは、これまでの特殊学校で学ぶ子供たちに加えて、通常学級の中の軽度発達障害を持つ子供たちに対しても、その障害の程度や個々の教育的ニーズに応じた支援を行っていく取り組みでございます。

本市では、市内の全校に特別支援教育校内委員会を設けて、その中心になって推進する特別支援教育コーディネーターを1名任命しております。こういう体制によって、仮にある一つのクラスの中で、自分の席を離れたり、教室を飛び出したり、パニックを起こしたりする児童生徒がいるような場合でも、そのクラスの担任の先生が1人で対応するのではなくて、校内委員会という組織を活用し、学校全体での共通理解を図りながら、一致した対応を意識すると。そのようになってまいりました。

また、特別支援教育コーディネーターが窓口になるということで、医療機関や大学など、発達心理学の専門家、特殊教育諸学校とも連携をとったり、専門的な診断やアドバイスを受けながら、その子供に合った、より適切な支援を行っているところであります。

次に、もう一つの大切な要素である保護者や家庭、地域への発達障害に対する理解、啓蒙について申し上げたいと思います。

市内の学校においては、PTA対象の研修会などを開催し、その中で発達障害の専門家や、実際に軽度発達障害を持つ子供の親御さんを講師として招くなどして、保護者や家庭、地域への理解、啓蒙活動に取り組んでいる学校がふえてきているということであります。

また、市の支援事業として、実際に学級の中に入って、担任教師の補助を行う人材を派遣するということで、学習生活補助員を配置しております。現在は、市内七つの小学校に延べ2,600時間の配置を行って、通常学級の中の指導困難な児童に対して、個々の実態に応じたきめ細かな支援をしているところであります。

以上のように、本市教育委員会においては、真の理解とそのあるべき支援を中心に据えながら、発達障害を持つ児童生徒に対して、最大限の取り組みをしているところであります。これは平成17年4月から施行された発達障害者支援法にも十分にこたえ得るものと、このように考えております。

したがって、現在行っている教育的支援を今後とも継続するとともに、国、県の動向を注意深く見通しながら、発達障害者支援法にうたわれているような適切な配慮と対応のあり方をさらに探っていきたい

と、このように考えているところです。
以上でございます。

新宮征一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 答弁ありがとうございます。

この法律はことしの4月からで、まだ半年ぐらいしか経っていません。まだ、湯気が立っているような状態でありまして、なかなかあれかなと思いましたが、4月法律が施行されてから、テレビとか新聞とかいろいろなところで紹介されていますが、ただ、私が見たテレビでは、マンツーマンで大学院生と親子の対面で何か指導していたところをテレビで見たことがあります。なかなか活動はしていると思うんですが、成果が上がるのかなと思って私は見ました。

それで、この法律は最後の附則の部分がすごくいい文面でありまして、3年後にまた改定されるということなので、私がもしも、選挙で落ちない限り、3年後にまた質問したいなと思っています。

私ノーマライゼーションと言いましたが、世の中はやっぱり健常者は健常者、障害者は障害者別々じゃなくて、混ぜこぜになって一緒に社会の発展に寄与するのが本来の筋かなと私は思っていますので、実際私に今高1になる息子がいますが、それが小学校のときのことを見ますと、やっぱり二次障害が中学校に入って出るんですね、必ず出ます。で、いい方向に向かう人もいれば、だめな方向に向かう人もいます。で、そこを法律の趣旨どおりに、きめ細かく粘り強くやっていけば、私どもの願うところに行きつくのではないかなと思っています。

それで、私はまだできて間もない法律を読んだものですから、きょう頭痛くてですね、何か障害者を宣伝しろなんていうのもちょっと難しいかなと思っていたんですが、でも、これは実際この授業が成り立ちにくいところを見ますと、やっぱり先生も理解していないところもあるし、ましてや親御さんなんかは、学校の授業なんかは見えていないわけですから、我が子がどんなことをやっているのかというのは全くわからないときがままあります。だから、そういう面でよく市報とかそういうものを使って、啓発と言うとちょっとおこがましいんですが、こういうものもありますよということを知らせることがまず第一歩かなと思っています。

市長の答弁も教育委員長の答弁も、私のお願いした趣旨以上にこういろいろやっているということをおっしゃっていただきましたので、3年後楽しみにしています。よろしくをお願いします。

内藤 明議員の質問

新宮征一議長 通告番号15番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 通告に従って質問を行いたいと思います。

質問に先立って、質問要旨の中で（八）の「事業別予算編成について」と記載をいたしました。が、「事業別予算書の作成について」の誤りでありますので、おわびして訂正をお願いしたいと思います。なお、事務当局には要旨を聞き取りいただく際に、御理解をいただいておりますので、御了承のほど、お願いして質問に移ります。

初めに、第5次振興計画基本構想についてお尋ねをいたします。

この間、さまざまな角度から長い時間をかけて議論を重ねられました振興審議会の皆様には心から敬意を表する次第であります。

私は議員という立場で、基本構想についてただして豊富化し、基本計画の策定の際に生かしていただきたいと思っております。

最初に、分権社会における地域総合計画づくりということでお尋ねをいたします。

分権社会は市民参加、選択、創造の時代と言われます。この基本構想にも住民参加という文言がいたるところに登場し、住民みずからまちづくりの主体となるとうたわれ、いみじくも、主権者たる住民がまちづくりの主体であるということをお尋ねをいたします。

しかし、この基本構想を作成するに当たって、市民に対する意識調査さえ実施せず、座談会などで茶を濁し、相も変わらず行政主導で立案して諮問を行い、審議会の答申がなされました。私はこれまでも提起をしておりますが、分権時代にあつて、こうした地域総合計画はまず住民と原案なしで白紙の状況から徹底的に議論をして、そして何が必要なのか、住民意思を土台にして作成すること、これこそまさに住民主体による住民参加のまちづくりの真のあり方ではないかと確信をしております。

そしてさらに、住民との対話の機会を設け、上意下達を改め、住民と苦楽をともにする姿勢に転換する、一つの例として挙げますが、地域開発やまちづくりのために何が必要なのかを住民がみずからの立場で選択する。ここで言う選択創造とは、みずからの知恵と能力を発揮して、主体性を持って対応することを言うのではないかと考えております。

つまり、分権と言われる時代、地方自治の原点を新たな視点で問い直し、ただ口先でなく、それを実践に移すことだと思っております。でなければ、古川柳にある「論語読み論語知らずに借りただけ」と同じことになってしまいます。基本構想が示された時点ではありますが、行政主導で立案されたことに対し、猛省を促し、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、課題としての新たな地方自治の実現についてお尋ねをいたします。

まちづくりは、行政主導で企業誘致を図って都市化を進め、人口をふやすだけではないことは言うまでもありません。

また、国の施策に依存して、マニュアルに終始し、これが過ぎると自治の心を失ってしまい、創造力までなくしてしまいます。

私は行政の役割は住民に希望を抱かせる未来像を描かせることにあつてと考えています。住民みずから、主体となつてつくり出す自治の心、創造を支援するよう育てることが行政として重要なことではないでしょうか。これまで多くの自治体は省庁の目玉とされる事業に飛びつき、必ずしも住民ニーズに対応した施策を

行ってきたとは言いがたいと思います。住民が参画して、議論し、考えて行う自治でない限り、自己決定による自己責任という考え方は生まれず、与えられた自治であり、自治の持つ理念からすれば、それは効果が半減してしまうと思います。

これまでのような形骸化した自治という概念では、自主自立のアイデンティティーは育たず、これからは住民一人一人の努力で地方自治をつくる、その積み重ねで下意上達の地域づくりを心すべきであると考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、まちづくりの指標に、より優しくという視点の必要性を具体的な課題を挙げてお尋ねいたします。

平成5年、障害者基本法が制定されて以来、ノーマライゼーション社会の実現が叫ばれております。ノーマライゼーションの社会の実現は、障害者も健常者も高齢者も若者もともに歩み、ともに生活できる社会を実現することにあると言われます。同法は自治体に障害者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけ、自治体の果たすべき役割は極めて重要な理念となりました。

しかし、現実にはまだ多くの課題が残されています。その社会の実現のためには、障害者や高齢者のみからの力だけでは乗り越えられない壁が現実はまだ存在しております。それぞれ個人の生活環境に密着して苦慮し、きめ細かな支援の手がなければ、自立は容易なことではありません。自治体だけでなく、民間企業も障害者も一人の人間として、人権を尊重して、共同の責任者として解決することが求められていると思います。

バリアフリーのまちづくりもまた、これからのまちづくりには欠かせないことであると考えます。より優しくという視点と、ノーマライゼーションの実現について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、男女同権の社会参加によるまちづくりについての考え方をお尋ねいたします。

男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法などの制定によって、近年、男女同権の社会参加の積極的な改善が各分野で強調され、女性の社会進出、活躍が目覚ましいと言われるようになっていますが、社会の現実は今なお、男女格差は歴然としていると言わなければなりません。少子高齢化の時代を迎え、女性の社会参加は不可欠であり、女性が仕事と家庭を両立できるような環境づくりが急がれていると思います。

私は今こそ男女同権とする考え方のもと、女性の地位向上を図る施策を展開する中で、自治体のまちづくりに積極的な参画が必要と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、循環型社会の構築についてお尋ねいたします。

近年、地球温暖化や大気汚染などで、ゼロエミッションを目指して、再利用をする取り組みが行われるようになりました。再利用は地域のごみは地域で処理することが原則であります。しかし地域によって廃棄物処理の方法やゼロ社会への取り組み、熱意も異なっております。ふえ続けるごみの処理、処分は燃やしても、埋めても、被害の出る難しい問題を抱えており、ごみ減量へ向けて徹底した意識改革と循環型の経済社会システムを構築する以外に方法はないというふうに思います。

環境破壊が地球規模の問題となっている今日、自治体の施策とともに、住民の自己責任として着実に実行するような取り組みが問われているのではないかとこのように思います。その重要性を改めて訴えて、市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、行政改革の新たな視点についてお尋ねをいたします。

初めに、総合計画と政策評価、事務事業評価制度の導入について伺いたいと思います。

行財政改革は本来、政策事業の評価に基づいた見直しなくしてはあり得ないものと思います。また、新たな地域総合計画は、それまでの実績、成果を振り返り、検証しつつ、より長期的な視点に立った課題を見出し策定されるものと考えております。

特に、財政危機にある今日、その総合計画の管理、評価過程、政策評価、事務事業評価の制度を導入して、行政が進めてきた施策についてそのシステムに則して客観的に評価し、新たな段階の構想と課題を多角的視点からの検討を加えることは、重要なことではないかと思っております。

その結果、限られた財源の中で、行政は何を選択して行うかという課題がはっきりしてくるのではないのでしょうか。政策評価は政策基準を明確にして、その政策選択に合理性を与える仕組みで、従来は首長の政治判断に属している問題でありましたが、昨今の現況にかんがみ、その必要性はますます大きくなっておりま

す。そして、政策に優先順位をつけるには、それぞれの政策の優劣、効果、効率といったことを住民の前に明らかにすべきことであります。つまり、取り組むべき行政課題のプロセスに責任を負って、その内容を住民に問うことが求められている時代に入っていると思います。

また、事務事業評価は政策や施策として取り組まれた課題を、より具体的に展開した個々の事務や事業についての評価を意味しております。事務事業評価は、行政が個々の事務や事業の目的に照らし、達成するために効率的な運用ができたかどうかを問うものであって、行財政改革においては、最も重要視されるべき施策と考えますが、市長に改めて見解を伺いたいと思います。

次に、透明、公正、効率的な入札制度への改革についてお尋ねをいたします。

2001年度に施行した公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律を受け、全国の自治体ではこの法律や適正化指針に基づいて、それぞれ改革に取り組んでおります。先進的な自治体では既に一般競争入札、工事希望型指名競争入札、総合評価方式などを導入し、高い評価を得ておるところであります。これまで、長い間行われてきた指名競争入札には、指名基準、予定価格、談合の排除防止など、入札手続の透明性、公平性の観点から多くの問題が指摘され、談合をめぐる事件は後を絶ちません。

本市においては、摘発は受けていないものの、入札談合に関する噂は依然として絶えません。最近の傾向としては、先日もありましたが、談合を放置したことへの自治体の責任が問われる判決も出始め、住民訴訟での業者への損害賠償請求もふえています。

財政状況が厳しく、行財政改革が叫ばれる中で、納税者という住民の立場に立てば、品質のよいものを安く発注するための策を、行政が講ずることは当然の責務であると考えます。

また、官制談合が厳しく追及されつつある中で、入札談合を防止するための取り組みは行政においては、急務の課題と言えるのではないのでしょうか。私は、談合を防ぐことは必ずしも不可能ではないと思います。指名業者をふやしたり、入札業者がお互いわからなくする。あるいは、談合をしにくくするような制度を取り入れることなどであります。

こうした視点に立って、先進地で行われているようなインターネットを活用した工事発注や電子入札などを導入し、より公平、公正で効率的な入札制度へ改革すべきときと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

あわせて、最近数年の入札件数、予定価格総額、落札価格総額、加重平均落札率、単純平均落札率と総合的落札率について、それぞれの部門ごとにお答えをいただきたいと思います。

次に、事業別予算書の作成についてお尋ねをいたします。

前にも質問をしておりますので、その趣旨の詳細については略しますが、款、項、目、節と性質別でつくられている予算を事務事業という事業別の予算に組み直し、予算書をだれもが理解できるようにすることです。

もちろん、予算策定事項に定めている款、項、目、節という書式を変更するものではなく、独自に創意工夫をして、説明欄などを活用し、住民に本市の予算をわかりやすくするといった予算書の作成上の手法を指しております。

住民自治を実践する自治体では、既に作成されており、住民のみならず、関係省庁にも高い評価を得てい

るというふうに言われます。

また、私はこの手法は分権時代の住民自治の施策づくりには欠かせない条件と考えております。本市の予算書を見て、事務事業の予算は市民は言うまでもなく、議員ももちろんであります。一部の担当者を除けば、職員、市長といえど、わからないのではないのでしょうか。

さらにまた、この手法は近い将来議論されると思われ、施策の原価計算や、前に述べた事務事業の評価にも欠かせないものとなるはずであります。行財政改革が大きく取り上げられている今日、改革は財政だけではありません。改めて市長の見解を求めたいと思います。

誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、第5次振興計画の基本構想についての何点かの御質問にお答え申し上げます。

私のまちづくりに対する基本的な姿勢として、市井に学ぶという気持ちで常に取り組んでおりますし、市民の皆様からの御提言や御指摘、お話を聞いて市政運営に生かしてきたと思っております。常に将来の寒河江市の姿はどうあるべきかを考えながら進めてきたものであり、平成18年度からの第5次振興計画を策定すべき節目となることし、これまで市民のいろいろな方々からいただいた御意見、御提言というものを尊重し、基本構想案としてまとめました。

この基本構想案をまとめるに当たりまして、各層座談会を開催いたしました。既に申しあげたときもありましたが、5月13、14、17日の3日間にわたり、各種団体の方々45団体、54人の方々からの御意見を承りました。各層、各界の団体が一堂に介し寒河江市の将来をどうするかということで話し合う機会を設定しましたことは、有意義なことであったと思っておりますし、御出席いただいた方々に感謝申し上げたいと思っております。

こうしてまとめた基本構想案を、まず議会の全員協議会を開催していただき協議を経た上で、振興審議会に構想案を諮問したところでございます。20名の方に振興審議会の委員になっていただきました。答申まで4回にわたり審議会を開催いたしました。このたびの審議会は、委員の皆さんがその場で意見を述べるだけでなく、審議が終了した後に言い足りなかったこと、あるいは気づいたことなどをファクスやメールなどで届けることとし、14名の委員から40項目について意見が寄せられました。その後、これら会議での意見とファクスなどの意見をまとめ答申に盛り込みました。

このように、基本構想案が策定されるまで、多くの市民の皆さんからの意見をもとにでき上がったものであり、行政主導で立案して、審議会の答申がなされたと言われますが、多く貴重な意見を寄せられた市民の皆さん、そして熱心に討議され、御意見を述べられた団体の皆さん、さらに審議会の委員の皆様からの御意見、御提言によってまとめられたものであり、これらの方々に対しては失礼なことじゃないかなと思っております。この構想は市民の皆さんの構想でございまして、皆さんと一緒に作りあげたものと理解しております。

それから、下意上達のことの御意見がございました。

本市におきましては、これまで新第3次、第4次の振興計画のもと、日本一のさくらんぼの里のまちづくり、企業誘致などによる工業団地の集積や低廉で優良な住宅地の提供、また「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」など、自然と環境の調和を考えながら着実に発展基盤の創造に努めてきたところであります。

チェリーランドやチェリークア・パークの整備、さくらんぼ祭りや寒河江まつり、神輿の祭典、そのほか各地域の特性を生かした祭りの開催、さらに花咲かフェアなどのイベントにより、交流人口は大きく増加し、その結果として定住人口の増加につながったものと思っております。

こうしたまちづくりというものは、多くの市民の皆さんがみずから進んでまちづくりに参加してきた結果であろうと思っております。寒河江市を訪れた方は必ず、寒河江は日に日に変わっている、寒河江はいつも明るく、楽しく、元気があっていいという言葉をいただいております。これらのこうした言葉に励まされ、元気をいただき、市民の皆さんとともに誇りの持てるまちづくりを行ってまいりましたし、これからも同じ気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

それから、障害者、健常者、ノーマライゼーションの社会の実現についての御意見がございました。

より美しく、より豊かに、より元気にを指標といたしておるのが、この基本構想でございます。指標とは、物事の見当をつけるための目印であります。指標に、より優しくという視点をとのこととございますが、私たちのこれからの生活というものは、健康で心豊かな生活を目指すものであり、心豊かなの中には当然優しさというものも含まれているものと考えております。

したがって、いろいろな言葉があるのかと思いますが、より美しさをより豊かさをより元気さを求めるまちづくりが、21世紀の寒河江のあるべき姿を実現する上で求められるものであろうと考えております。

また、第5次振興計画基本構想の策定に当たって、基本的な考え方として議案説明でも申しあげましたが、今日の寒河江市の姿をつくり上げてきた新第3次、第4次の振興計画を発展継承しながら、先の10年間を見据えたものとして策定したところでございます。私はこれまでの20年間、新第3次、第4次を策定してまいりましたが、これらの積み上げによって、現在の寒河江市の姿がつくり上げられてきたものと考えております。

したがって、第5次においては、新第3次、第4次で積み上げてきたまちづくりをさらに継承発展していくという考え方があるわけであり、10年先の寒河江市を見据えたとき、この基本構想となったものでございます。

ノーマライゼーション社会の実現についてでございますが、このことについては、第4次振興計画の基本構想では優しさあふれる高福祉社会の形成で述べ、さらに具体的には基本計画で、豊かで活力ある福祉社会の推進で述べておりました、これまで総合福祉保健センターを建設し、保健・福祉・医療が一体となった寒河江型ケアシステムによる一貫したサービスが構築されたと考えております。これらは、さらに引き続き発展させ、健常者と障害者とがともに歩むノーマライゼーション社会の構造の構築に向けていかなければならないものと考えております。

次に、男女共同参画についての御意見がございました。

男女共同参画社会基本法が交付施行されたのが、御案内のように平成11年6月23日でございます。この基本法の目的とするのは、御案内かと思いますが、男女の人権が尊重され、かつ社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊急性にかんがみ、一つには、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定めると、二つには、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると、三つには、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めること、四つには、男女共同参画社会の形成を総合的、かつ計画的に推進するとされております。

私は社会というものは、男女が本当のパートナーとして21世紀の日本を構築していくということを国、地方公共団体、そして市民にも位置づけたのがこの基本法であると考えております。基本法の中には男女参画の理念として、政策等の立案及び決定の共同参画、第5条は、男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国もしくは地方公共団体における政策、または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならないとされております。

今回の第5次振興計画の基本構想策定に当たって、各層座談会及び振興審議会を開催したわけですが、各層座談会では、45団体54人で、うち女性の方は14人です。この座談会では構想の体系を示し、将来のまちづくりに皆さんから自由な御意見を出席者全員からお聞きしたところであり、これらの御意見を整理し、構想に反映したところでございます。その後、振興審議会を開催いたしました。20人の構成、これは条例で規定されているわけであり、女性委員は2人の方をお願いいたしました。多くの貴重な御意見、御提言をいただきました。そして、基本構想に反映したところでございます。

また、基本構想が議決されますと、次に基本計画の策定に入ります。各地区で座談会を予定しております

が、より多くの市民の方々から参加を期待しているものであります。さらに、これからのまちづくりのための女性参画について、どのように考えているかということでございますが、これからはまちづくりを進めるに当たっては、男女が社会の対等な構成員として、まちづくりに共同して参加する機会の確保を図るという考え方に立って、あらゆる分野で積極的に女性の参画を求めてまいりたいと思っております。

次に、循環型社会の構築についての御質問がありました。

ごみ処理については、これまで長期的視点に立ち、第4次寒河江市振興計画におけるまちづくり基本目標及び環境美化基本方針に沿って、本市のごみ処理に対する基本的な方針、目標、施策を定めた寒河江市ごみ処理基本計画、リサイクル社会の実現に向けてというものを平成8年3月に策定しております。その後、5年ごとの見直しを行い、平成18年度には、新たにごみ処理基本計画の策定を予定しているところであります。

私はこの基本計画を策定する際、ごみ処理は私たちの生活する上で、1日も放置できない最も重要な問題であると思っております。本市はこれまでも種々のごみ減量化対策を講じてまいりましたが、今後は出されたごみを処理するという従来の考え方を基本的に見直し、地球温暖化防止に立った、新しい視点でごみ処理に取り組み、市民、事業者が日常生活においてごみの減量化、再資源化に努めていかなければならないものと考えております。

次は、行政改革の新たな視点についての見解を問うということで、まずはこの総合計画と政策評価についてでございますが、政策評価につきましても、これまでもお答えしておりますが、政策評価というものは、政策体系の中でも高いレベルでの行政目標、振興計画で言えば、施策の大綱ごとに掲げた政策が達成されたのかどうかを判断するものと理解しております。

政策の目標というものは、理念的なものであり、数値的なもので政策を判断することは難しいと言われております。そこで、政策を達成する方策である施策、施策を達成するための具体的な事務事業の実施状況を踏まえ、事業の効果や市勢発展への貢献度、住民ニーズの適合性など、多角的な面から政策に対する総括をし、今後の課題を洗い出し、新たな構想の策定に生かすことが必要であると考えております。

次に、事務事業評価制度についてでございます。

行財政改革大綱案の改革の基本的な考えにおいて、常に財政の総枠を踏まえて事務事業の見直しを行うとしております。また、改革の具体的な方策においても常に事務事業を見直し、成果とコストを踏まえた点検と改善を行いますとしております。

したがって、行財政改革において、事務事業の見直しを重視しているところでございます。行財政改革の視点の一つである効率的で生産性の高い行財政基盤の確立を図る上で、事務事業の見直しは必要不可欠のものでありますので、事務事業について実施状況や目的の達成状況、費用対効果、市民のニーズの変化など、いろいろな角度から総合的に検討し、成果とコストを踏まえた点検と改善を行ってまいりたいと考えております。

次に、入札制度についての御質問がございました。

公共工事に係る入札・契約の透明性の確保や公正な競争の促進、適正な施工の確保、談合などの不正行為の排除、これらを目的として、平成13年4月1日、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されました。これを受け、本市におきましても、従来からの入札制度の改善に加え、この法律の趣旨に基づいて入札・契約の適正化に取り組んできたところでございます。

まず、入札・契約における透明度を確保するため、工事発注見通しから指名業者名、落札者名、落札金額、予定価格及び契約の内容に至るまで一連の情報をすべて公表するとともに、入札参加有資格者の名簿や

格づけ基準、指名業者の選定基準などについても公表し、指名競争入札の業者指名について、市民から疑問を持たれることのないように配慮しております。

また、談合などの不正行為を防止するために、現場説明会の原則廃止や、指名停止などの罰則強化、さらには指名業者名の公表時期を入札前から入札後に変更するなどの処置を講じるとともに、談合情報に対しては、談合情報対応マニュアルに従って、公正入札調査委員会において適切に対応できる体制を整備しております。

それから、入札の透明性、公平性の向上には、一般競争入札などの導入が有効とされておりますが、本市におきましても平成7年のハートフルセンター建設工事と平成14年の醍醐小学校改築工事の2件において条件つき一般競争入札を実施しております。今後、条件つき一般競争入札の対象範囲を徐々に拡大する方向で検討していく必要があるものと考えておりますが、この場合におきましても市内業者の受注機会の確保、あるいは地元経済の活性化といった現実的な要請についても考慮に入れ取り組まなければならないものと考えております。

それから、インターネットを活用した電子入札についての御意見もございました。

入札の透明性の向上と入札事務の効率化を目的として、一部自治体において導入しているところもあるようですが、導入するに当たりましては、システム構築のための初期投資費用や運用費用、さらには寒河江市のように入札件数の多くない自治体での導入効果など、調査すべき事項が数多くありますので、今後の検討課題と思っております。

それから、部門別の入札件数、予定価格、落札率ということですが、部門ごとの数字を把握しておりませんので、平成13年度から毎年度に報告している予定価格に対する平均落札率について申し上げますと、平成13年度は95.5%、平成14年度は93.9%、平成15年度は98.2%、平成16年度は97.8%であります。

最後に、事業別の予算編成のことでございます。

平成16年6月の定例会でも議員に申しあげているところでありますので、御案内と思いますが、予算書に関する様式は地方自治法施行規則で定められており、作成自治体が自由に変更できないこととなっております。ただ、予算書とは別に説明資料として主要な事業についての事業内容、金額を記載した資料を当初予算と一緒に作成して提出しておりますので、以前にも御答弁申しあげましたが、あわせてごらんになっていただければ、議員が言われるような一部の担当者しかわからないというようなことは決してないと思っております。

なお、平成18年度予算編成から財務会計システムを導入することとしているところですが、これにより、予算編成、予算の執行、決算等の事務事業が大幅に変わることとなりますので、これとあわせて事業別予算書の導入を検討してまいりたいと考えております。

また、これまで予算書と別に提出しておりました予算説明資料についても、事務の簡素効率化の観点から廃止できないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 一通り答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私と見解を異にすることも数多くありますが、そうした点についてさらに2問の中で考え方をただしていきたいというふうに思っております。

この基本構想をつくるに当たって、市長は各層の方々と意見を交換してつくり上げてきたと、こういうふうなことであります。現象面では確かにそれぞれの各層の方とお話し合いになったことは私も承知しておりますし、それを否定するものではありません。それに加えて、例えばより多くの市民の意識を調査する上で、知る上で従前からやっておりました例えば意識調査、つまりアンケート調査ですね。そうした方法も取り入れながら、つまりこの原案まで住民とともにつくり上げる。こういうふうな一つの手法が欲しかったなと、こういうふうに思っているのであります。

住民とともにつくり上げる。苦勞をともにする。確かに言うのは易し、行うは難しというところではありますが、その難しさは私もよくわかります。しかし、今こうしたことを起点として住民参加による本当の自分たちのまちは自分たちでつくり上げていくんだというふうなことを基本に据えて対応する。こうしたことが今求められているのではないのかなと、こういうふうに思います。そういう意味で、行政主導で立案をしたというのは、そうしたことを指して私は言ったわけでありませぬ。

そういう意味では先ほど言ったように、市長は10年先を見越してというふうに言われました。そうした大綱だというふうに言っておりますけれども、私は何か軽んじられているような気がしてならないわけでありませぬ。

最近行政改革が言われて、いろいろなところで何か安上がりの行政がいかに言われている節がありますが、つまり住民主体というのはなかなか大変なんですね。主権者である住民を主体としてそうしたまちづくりを作成することは、つまり大変時間のかかることであって、また、経費も要する。手間も暇もかかる作業だというふうに思います。しかしながら、今こういうことをやっておかないと、新たな視点での市長が言われております自己責任なんていう考え方は出てこないんじゃないかというふうに私は思っておりますので、大変ですが、このそうしたことを粘り強くやっていく、そういう姿勢こそ今求められているのではないのかなと、こういうふうに思っております。

こうしたことを指して、私は行政主導というふうに申しあげたわけでありませぬが、私の見解に異論があれば、ぜひ承りたいというふうに思っております。

それから、新たな地方自治の実現ということも伺いました。先ほど来、私も申しあげておりますけれども、自治というのはみずからおさめる、つまり自己決定、自己責任だというようなことだというふうに、これは市長も何回もこれまで言われております。そういうことで、自己決定、自己責任というふうなことからすれば、私は前にも質問したことがありますけれども、そういうふうな地方自治の実現を図るというふうなことからすれば、最終的に自己決定、自己責任というのは、さまざまな問題で施策に対して住民の意思が問われる場合に、私はやっぱり最たるものは住民投票だろうというふうに思っております。

そうしたことも私は思案に入れるべきではないのかなというふうに思っておりますが、先般、この一般質問でも話がありました。合併についての質問がなされたわけでありませぬが、それについては、市長は消極的といいますが、みずからは呼びかけはしないというふうな、私は消極的に受けとめたわけでありませぬが、しかし、この基本構想の中にはそうした新たな枠組みも考慮して、この市勢の発展を見据えた施策を推進するというようなことをうたわれているわけでありませぬから、今後の政治的な動きなどを見れば、そうしたこと

も思案に入ってくるのではないのかなと、こういうふうに思っています。

そうしたことを考えれば、この前は行われませんでしたけれども、そうしたことからすれば、大きな自治体の合併というふうな場合を考えたときに、枠組みの変更になるわけでありますから、住民に対してみずからのこの意思で決定をするというふうなことで、住民投票制度なども、私は一つの方法として、考えておく必要はあるのではないかなというふうに思っています。これが新たな地方自治を議論するといいますが、考える場合に一つの大きな重要な視点になるのかなというふうに思っておりますので、御見解を承っておきたいというふうに思います。

それから、ノーマライゼーション、それから、男女同権の社会参加づくり、あるいは環境循環型の社会づくりについてもお話しを伺いました。

言わんとすることは、そう変わらないわけでありまして、ぜひ、そうしたことを今市長が言われたことについて、基本計画を策定する際に生かしていってほしいなというふうに思っております。

それから、事務事業評価、それから政策評価も伺いました。これは言わずともおわかりになるだろうというふうに思いますが、今のようなやっぱり行革と言われている時代こそ、こうしたシステムを導入して、客観的にこの評価をするということが必要なのではないのかなと、こういうふうに思います。行政側とすれば、これをやれば面倒くさいということもあるんでしょうが、なかなか思いどおりにいなくなるというふうな方向もあるかもしれません。

したがって、あんまり導入はしたくない。常にこの事務事業を見直すというふうなところで茶を濁しておけば一番何といいますが、あたりさわりのないといいますが、で済まされるというふうにお考えなのかもわかりませんが、住民サイドからすれば、それはやっぱり一つのある一定の基準を設けて、客観的に判断をするようなものをやっぱりシステムとして構築するということでない、行政にとって都合のいいことは残す。こういうふうに思われてしまうんじゃないのかなと、こういうふうな心配があるわけであります。

したがって、そうしたことを避けるためにも、だれが見ても一つの基準を設けて、そうした段階に到達したということを明らかにできるような、そうしたシステムを構築することが必要なんだということを申し上げておきたいというふうに思います。

改めて、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、この入札制度の改革についてもお伺いをしたわけであります。現場説明会の廃止とか、一般競争入札をより拡大をしていく方向で、いろいろ検討していかなければならないんじゃないのかというような前向きな答弁をいただきました。それはそれでいいんですが、そういう意味で、例えば.....。

それから、残念ながらこの部門別のことについてお尋ねしたんですが、お答えがなかったですね。何といいましたかな、持ち合わせて.....。把握していないというふうに言われましたか、ということでありました。

できれば、私は落札率やほかの数値について質問をする前に、教えてほしいというふうに申し上げておいたのでありますが、それができないということであったので、答弁をいただけるんだらうなというふうに思っておったんですが、把握していないということは、私が要請をしたにもかかわらず、把握できないというのはどういうことなのかなというふうに思っているんですが、それは例えば私が担当課に行って、それぞれのを調査して調べるということも一つの方法でありますが、せっかくの一般質問の機会でありますから、ぜひそれを伺いたいというふうに思っておったのであります。

もう業種、業界にそれぞれクラブとか組合とかいろいろあるわけでありますから、そういう部門別であることによって、そこでそうした傾向がよりわかるのかなと、こういうふうに思ったものですから、ぜひそれ

を教えてほしいというふうに申しあげたところであります。にもかかわらず、把握していないという答弁は私はどうも腑に落ちないといえますが、議会軽視になるんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。ぜひ、そうした姿勢を改めていただきたいというふうに思います。要請をして、きちんと打ち合わせをして、要旨は文章に書いて差しあげておるわけでありますから、把握していないという答弁はどうも私はいただけない。そういうことで、市長にはぜひ議会を軽視することのないように、求めておきたいというふうに思います。

反論があれば、承りたいというふうに思いますが、出せないものは出せないなんて言うのかわかりませんが、もしそういうふうな御意見であれば、それもまた承りたいというふうに思います。

それから、行政改革において、つけ加えて申しあげますけれども、これ前にどなたか言われたかもしれません。入札改革というのは非常に重要なことなんだというふうに私は思います。談合の防止というのは言うまでもないことでありますけれども、これは年間の事業費の総額にもよりますけれども、例えば、落札率が3%下がっても、あるいは5%下がっても、年間のトータルにすれば、かなりの額になるというふうに思います。これは住民の立場からすると、これは当たり前のことだというふうに思うんですね。時によっては、いいことは民間に倣ってなどというふうに言われます、最近よく言われますよね。

例えば、個人の住宅なんかを建てる場合に、見積もり合わせて3,000万円だと言われたときに、3,000万円そのまま住宅を発注する人なんかだれもないと思うんですね。そこから1割引き、2割引きなんか当たり前、今そういうふうな時代なんですね。したがって、改革をすることによって、そういうふうな批判に対応できるように、やっぱりしていくということが重要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。

遠藤さんが前に横須賀の例を取り上げられて、年間5%ずつこの落札率が下がって、2年間で10%下がったというふうな話をしたことがあります。そういうことをすれば、10%というと大変な額になるというふうに思うんですね。そうすることによって、住民にも理解されるものになるんだろうというふうに思います。これがこの改革によって、先ほども言ったように談合の防止とかなれば、この上ない改革になるだろうというふうに思っておりますので、それぞれ検討課題として出されましたけれども、いろいろな制度、仕組み、各地でやられておりますので、ここで今申しあげませんけれども、ぜひ、新たなこの入札制度の検討も加えていただいて、よりよいこの入札制度にしていきたいと思いますなど、こういうことを思っているわけでありますが、市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それは、その改革は私はいいいことづくめだというふうに思っておりますので、まさに、そうしたことを実践することが行政の課題であるというふうに考えておりますので、さらに恐縮ですが、承っておきたいというふうに思っているところであります。

それから、事業別の予算書の作成というのは、これは議論の余地ないというふうに思うんですね。私もここに当初の3月に出された予算書持ってきていますけれどもね。ここに、例えば説明書の中に、14ページ、4款1の1、この前聞き取りいただく際申しあげましたので、この例を引きますけれども、衛生総務費の中に、母子保健事業というのは1,045万7,000円ほど、ここに事業としてあるわけですがね、これをこの予算書で探すというのは大変なことなんです。多分、市長もわからないと思うんですよ。財政課長やあるいは担当者はそれはすぐわかるというふうにも思うんですが、ましてやこれを見たら市民なんかわかるわけがない。で、うそだと思ったら市長ね、私の言うことうそだと思ったら市長の近所の皆さんにこの予算書を持って行って「これ、予算書見てわかりますか」とお尋ねしてみてください。絶対わからないですよ。

そして、最近の傾向として、苦言を呈するわけじゃありませんけれども、この前から見ると、非常に不誠

実といいますが、大ざっぱな予算書になっていますね。こまいところはほとんど省いている。ここ10年前ごろは、もう少しきめ細かに予算書がつくられておったように私思っていますけれども、そうしたことからすれば、まさにこの時代に逆行しているような予算書になってきているんじゃないのかなと、こういうふうに思います。

答弁の中で、課題としてそうしたことも検討を含めていきたいということもありましたので、それをよしとしておきますけれども、しかし、指摘していることは、謙虚に受けとめていただきたいというふうに思いますし、また、法律に基づいて策定しているなんていうこと、私もわかっているんです。わかった上で申しあげているんですが、つい先ほど1問で申しあげているように、もう既に住民参加の、要するにこうした事業をさまざま検討している。あるいはまちづくりをしている自治体では既にそうした予算書を策定して、明らかにしているんですね。

そして、それはこれから大変重要なことだということで、大きく話題を呼んでいるわけでありまして、そして、そうしたことが各省庁に評価をいただいているというのは、いいことか悪いことかわかりませんが、それぞれ関係する省庁には高い評価をいただいているというような話がありましたので、したがって、何も法律に違反する作成の仕方ではないというふうに私は思いますので、ぜひ、その点は御理解をいただきたいものだなというふうに思っているところであります。

これは、何回も言いますが、これからの例えば施策に原価計算が必要だとか、あるいは何といいますが、そういう日が必ず私は近い将来あるというふうに思っております。こういうふうな予算、あるいはまた決算書まで、こうした事業別につくり上げることによって住民に対して市政の姿が明らかにできるわけであって、それがまさに市民参加のまちづくりの原動力になるのではないかなと、こういうふうに思っておりますので、ぜひ一日も早いそうした予算書、あるいは決算書まで策定できることを願っているわけでありませぬ。

改めて見解をお伺いしたいというふうに思います。第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの御質問がございました。

まちづくり基本構想の策定の仕方についての御意見があるわけですが、これは当初から白紙で市民の中に入っていったらどうかというような御意見もあったわけですが、やはり素案というものを示して、そしてそれに御意見を聞くという方法をやっぱりとらざるを得ないということでございまして、全く白紙の状態でつくり上げるというのは、これは至難の技と、言うは易しと、こう思いますが、非常に難しいとこう思っております。

それから、広域行政の問題の話がございましたけれども、これは基本構想の中にも書いてありますように、またこの前の初日の答弁で申しあげましたように、広域というものは視野に入っておるわけですが、ただ、住民投票というようなことをどうだと言う話がございましたけれども、現時点で実施するという考えは私は持っておりません。

それから、事務事業政策評価というのは、これは非常に先ほど答弁申しあげましたように、難しいと思っております。事務事業の評価にいたしましても、これも言うことは易しく、具体的にはやっぱり非常に難しいことかなと、こう思っておりますけれども、非常に将来との検討だなと、課題かなと、このように思っております。

それから、入札制度、新たな入札制度でございますけれども、これも具体的に取り組むということになりますと、いろいろ大変なことだろうと思っております。例えば、電子入札と、こう簡単に言いますが、導入するだけで、何億円かかると、こういうことを聞いておまして、じゃあ導入したそれに入れるところの事業となりますと、何億円かかるかと、こういうことになるわけでございますので、いろいろ新たな入札制度については御意見としてお聞きしたいと思っております。

それから、予算書の事業別予算でございますが、先ほどは、詳しく答弁したんですけれども、もう一度答弁いたしますか。この財務会計、18年度の予算編成から財務会計システムを導入することとしておるわけでございます。これによって、予算編成、予算の執行、決算等の事務事業が大幅にこれは変わるようになるわけですが、これとあわせて、この事業別予算書の導入というものも検討しているということを申しあげたところでございます。そのかわりといったら何ですけれども、これができれば、予算説明書と別冊にしておりますところの説明書というものが、ダブってつくらなくちゃならないのかと、こういう疑問が出てくるわけでございますので、その辺を廃止するかということもあわせて検討しているということを、第1問の最後に申しあげたところでございますので、御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 その部分は私もわかっているんです。ただ、事業別予算の関係ですが、大変失礼しました。法的にこういうふうなものになっているから、これに照らしてやっているんだというふうな答弁がありましたので、それを是としているように私は受けとめましたから、こういうふうに申しあげたんであります。

だから、先ほど言っているように、検討されているというふうなことでありますから、それをよしとしますがというふうに、言いましたでしょう。だけれども、実際はわからないんでしょうと。こういうことを同時に指摘をしたんです。そのところを受けとめていただきたいなと、こういうふうに思っているんです。そのところはいいんですが。

それから、先ほど、要するに部門別の落札率といいますか、業種別といいますか、ちょっとどういう表現したらいいかわかりませんので、部門別というふうに申しあげましたが、これは出せないんですか。それとも今は出せないけれども後で出せるということなのか。議会の権威があるから後で出そうと言うのであれば、それもよし。質問にはお答えできないということなのか。この点、はっきりしていただきたいなというふうに思います。

答弁によっては、議長の裁断をお願いすることがあるかもわかりませんので、その辺を含めてひとつお考えの上御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何ですか、落札率の部門別につきましては、反論があればしなさいと、こういうことでしたから、特に反論はなくて、1問で答弁したとおりでございますから、あえて触れなかったと、こういうことございまして、これを部門別にまとめるとなると、大変な労力ございまして、それでございますから、議員が特に、この辺をごらんになりたいと言うのであれば、公開をいたすと、こういうようなことで、ごらんになればなと、このように思っております。

以上です。

平成17年9月第3回定例会

散 会 午後2時28分

新宮征一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成17年9月13日(火曜日)第3回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・せらぎ
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選挙管理委員会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	宇 野 健 雄 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 事 務 局 長	

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第5号

第3回定例会

平成17年9月13日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))
- ” 2 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について)
- ” 3 認第 1号 平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 4 認第 2号 平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 5 議第50号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- ” 6 議第51号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 7 議第52号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 8 議第53号 第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについて
- ” 9 議第54号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- ” 10 議第55号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- ” 11 議第56号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- ” 12 議第57号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- ” 13 議第58号 山形県自治会館管理組合格約の一部変更について
- ” 14 議第59号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- ” 15 議第60号 山形県消防補償等組合格約の一部変更について
- ” 16 議第61号 字の区域及び名称の変更について
- ” 17 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- (5) 決算特別委員長報告
- ” 18 質疑、討論、採決
- ” 19 議会案第4号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出について
- ” 20 議会案第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について
- ” 21 議案説明
- ” 22 委員会付託
- ” 23 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月29日及び本日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第1、承認第6号から日程第16、議第61号までの16案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第17、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第6号、承認第7号、議第53号、議第58号、議第59号及び議第61号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第2号））についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市の期日前投票の人数はどのように推移しているのか。また、期日前投票所は身体の不自由な方やお年寄りの方が4階で投票ということに抵抗があるという話をお聞きするが、どのように考えているのか」との問いがあり、当局から「今回の期日前投票の状況は、9月8日現在1,164名で、前回の参議院選のトータルが1,232名でしたので、比較するとあと2日あり、前回の人数は超えるものと思っている。また、投票所については、庁舎の構造的なことや選管の事務室が4階にある関係で、事務室の近くで、かつ投票者に便利なところの401会議室としており、現状で御理解をいただきたい」との答弁がありました。

委員より「地震などの災害があった場合、どのような対応をするのか」との問いがあり、当局から「災害の場合は県選管と連絡をとり、対応をすることになると思います」との答弁がありました。

委員より「投票箱の輸送中に事故が発生した場合、どのように対応されるのか伺いたい」との問いがあり、当局から「説明会等で事故などがないように十分注意するよう指示をして、万全を期してまいりたい」との答弁がありました。

承認第6号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市町村職員退職手当組合の議員の報酬は幾らなのか。また、組合の議会は年何回開催されるのか」との問いがあり、当局から「退職手当組合の議員の報酬は、年間で議員の方が6万円、副議長が7万円、議長が8万円、議会の開催日数は、年によって異なりますがおおむね3ないし4回であります」との答弁がありました。

承認第7号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第53号第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基本構想で「地域経済と情報通信ネットワーク社会」の中で、庁舎のITの具体

化について議論はならなかったのか。また、「さくらんぼ通り」、「つつじ通り」、「ぎぼうし通り」、「せせらぎ通り」を命名しとあるが、具体的な地域を伺いたい」との問いがあり、当局から「今後、行政のIT推進はどんどん進むということで、あえて庁舎のことには触れずに、今後一般的な状況の中で議論になってくると思っている。市の木、花、緑については、具体的なものを示す必要があるという考えから表現したもので、例えば「さくらんぼ通り」は石持、「つつじ通り」は山西線の道路沿い、「ぎぼうし通り」は新たに整備される下釜山岸線、「せせらぎ通り」は文化センター付近の二の堰の川沿いというイメージは持っております。具体的に命名する場合には、御提言、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「文化の薫りとゆとりある豊かな暮らしの形成」の中で「歴史美術館の設置」となっているが、美術館をつくとらえていいのかわかりたい」との問いがあり、当局から「将来の都市像を「歴史と文化の織りなす気品たよ美しい都市」としており、これを構築するには寒河江が一つのミュージアム、いわゆる美術館という発想があります。具体的には、現在の図書館、文化センター、ハートフルセンター、ほかに屋外の彫刻など、町全体が美術館という考え方が一つです。また、気楽に立ち寄れる美術館があってもいいのではないかと、10年計画の中で考え方や両面性を持った表現としたところで」との答弁がありました。

委員より「第5次振興計画を市民にわかりやすく広報する方法や、この計画に参加しながら関心を持ってもらうための方策をどのように考えているのか」との問いがあり、当局から「第5次振興計画の体系図は、第1節から第7節までをみただけで計画のイメージをつかめるよう配慮して表現しております。また、市民から関心を持ってもらうため、7月から市報で第4次振興計画の総括を、9月5日号で第5次振興計画の概要を掲載しております。さらに、これから基本計画策定に向けて市内8会場での各地区座談会が開催されますが、わかりやすい資料を準備して説明に臨み、多くの市民のいろいろな御意見をいただき、基本計画に反映してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「山間部において高齢化が進む中、高齢者の交通機関が少なく、運転するのも大変になってきている。市の取り組みが必要と考えるが、どうなのか」との問いがあり、当局から「具体的な高齢者の交通機関については、地区座談会などにおいて状況などを伺いながら、基本計画に盛り込むかどうか、あわせて検討させていただきたいと思っております」との答弁がありました。

議第53号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第51号、議第52号、議第54号、議第55号、議第56号、議第60号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第51号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第51号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10月からの制度改正による居住費、食費の本人負担に対して救済措置の対象となるのは、どのような区分の人で何人ぐらいいるのか」との問いがあり、当局より「10月からの改正により階層区分が4段階になりますが、第1段階から第3段階までの方が対象となります。具体的には、年金収入が266万円までの方で、特別養護老人ホーム入所者172名の90%が該当し、ほとんどの方が救済措置の対象となります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第13条に「物品の販売について、支障を及ぼさない範囲内で許可する」とあるが、この「物品」とはどの程度までを言うのか」との問いがあり、当局より「規定した細則等はありませんが、基本的には開催する大会やイベント等に関するものと考えております」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

途中、休憩を挟み、指定管理者制度について意見交換を行った後、会議を再開しましたが、御報告するほ

どの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号山形県消防補償等組合格約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第57号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第57号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者の独自の判断で収益を上げたりすることができるのか」との問いがあり、当局より「基本的には指定管理者が自由に事業を展開することができるというふうになっておりますが、あくまでも市と協議をしながら、新たな事業についても市と調整をしながら進めていただくことになろうかと思いません」との答弁がありました。

委員より「してはいけないことを規定したマニュアルのようなものはあるのか」との問いがあり、当局より「そうしたことを規定したマニュアル的なものはなく、事業ごとにその都度協議する形になると思いません」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第57号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日午前10時22分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第50号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第50号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

寒河江地区クリーンセンターについて、京都市発注の清掃工場建設工事に係る京都地裁判決に照らし、公正取引委員会の事件記録を取り寄せて調査、検討することについての質疑があり、当局より答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月13日午前9時30分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第50号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第50号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月12日午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第2号平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、議案説明の後、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第1号平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1. 病院事業会計に対する市からの繰入金について、1. 診断書の発行件数と収益について、1. 特別室利用の延べ人員と収益について、1. 開業医からの紹介状を持参した場合の初診料及び市立病院で紹介状を交付した場合の診療情報提供料について、1. 薬品購入に係る契約内容について、1. リハビリ部門の年間患者数と医業収益について、1. カルテの保存年限と情報公開の有無について、1. 給食の診療報酬について、1. 病院経営についての院長の所見について、1. 予算額と決算額の差が大きいことについて、1. 人工透析の件について、1. ベット稼働率を上げるための人間ドックを取り入れることについて、1. 病院敷地内にある官舎の利用状況について、1. プライバシー保護に係る外来診察室の改善について、1. 平成16年度におけるジェネリック薬品の使用品目数、金額、使用割合について、1. ジェネリック薬品を使用した場合と先発医薬品を使用した場合との差額について、1. ジェネリック薬品の保険適用に係る国等の見直しについて、1. ジェネリック薬品の採用、購入単価、副作用情報の提供、支払い方法について、どうも失礼しました。ジェネリック薬品の採用、購入「単位」です、単位、副作用情報の提供、支払い方法について、1. 医師確保対策について、1. サービス向上を目指すための患者から寄せられた意見について、1. カルテの開示状況について、1. 成分が同じジェネリック薬品の保険適用除外について、1. 経営改善のための公的交通手段の確保について、1. 給食での冷凍食品使用状況について、1. 入院時のまくらカバー、パジャマなどの契約状況について、1. 派遣医師に係る看護師の配置状況について、1. 病院の修繕管理についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第2号平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1. 鉛合金使用メーターの交換状況について、1. 新潟中越地震への給水応援派遣に係る手当について、1. 建設業退職金共済組合への加入状況について、1. 大江町、中山町の飛び地への給水戸数及び人数について、1. 農地の水道利用状況について、1. 水道料金の滞納繰越金の取り扱いについて、1. 漏水調査における漏水箇所の発見件数について、1. 下水道工事に関連して水道布設替工事を行う場合、一体工事とする場合と別々に発注した場合の工事費用の差額について、1. 下水道工事に係る厳寒期の凍結防止仮設のための水道使用料金の負担についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第2号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第18、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります……、失礼しました、挙手多数であります。

よって、承認第6号は承認することに決しました。

承認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決しました。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第50号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第57号は原案のとおり……、それでは、もう一度採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

新宮征一議長 日程第19、議会案第4号及び日程第20、議会案第5号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第21、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第22、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号及び議会案第5号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第23、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

議会議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の……(「議長、動議」の声あり)遠藤議員。

議事進行に関する発言

遠藤聖作議員 議第57号の採決をやり直したのは、一事不再議の原則に反するのではないかというふうに思いますけれども、これはどうなりますか。やり直したことについてですけれども。（「議運、議運」の声あり）

新宮征一議長 それでは、今の件については、議会運営委員会を開いて協議していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時48分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。高橋議運委員長。

高橋秀治議会運営委員長 先ほどの議第57号の採決の件について、ただいま議会運営委員会で確認された結果について御報告いたします。

議第57号の採決の際、途中中断し、再度採決を行ったことについて、議長は最初の採決で「可決されました」との宣告は行っておらず、挙手の確認のために再度挙手を求めたものであり、一事不再議とはならないものと決しました。

以上です。

新宮征一議長 ただいま議会運営委員長から報告ありましたように、議会運営委員会では決定されました。

先ほどの議第57号の採決の際に、私と事務局との間でちょっと不手際がありまして、疑義を招いたことに深くおわびを申し上げます。

閉 会 午前11時50分

新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて、平成17年第3回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 石 川 忠 義

同 上 佐 藤 暘 子